

第百九十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第十六号

平成三十年五月十六日(水曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 稲富 修二君 理事 佐藤 茂樹君

池田 佳隆君 泉田 裕彦君

岩田 和親君 大隈 和英君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

加藤 鮎子君 金子 俊平君

金子万寿夫君 神谷 昇君

龜岡 偉民君 木村 弥生君

小寺 裕雄君 古賀 篤君

杉田 水脈君 鈴木 貴子君

高木 啓君 武井 俊輔君

長坂 康正君 西田 昭二君

根本 幸典君 百武 公親君

藤井比早之君 本田 太郎君

三谷 英弘君 宮路 拓馬君

村井 英樹君 大河原雅子君

篠原 豪君 福田 昭夫君

森山 浩行君 山崎 誠君

吉良 州司君 源馬謙太郎君

森田 俊和君 濱地 雅一君

濱村 進君 中川 正春君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

串田 誠一君 玉城デニ君

国務大臣
(経済再生担当)

茂木 敏充君

内閣府副大臣

越智 隆雄君

内閣府大臣政務官

村井 英樹君

内閣府大臣政務官

長坂 康正君

外務大臣政務官 岡本 三成君

外務大臣政務官 堀井 学君

農林水産大臣政務官 野中 厚君

農林水産大臣政務官 上月 良祐君

政府参考人 高山 成年君

(内閣官房内閣参事官) 澁谷 和久君

政府参考人 住田 孝之君

(内閣府知的財産戦略推進事務局局長) 橋本 次郎君

政府参考人 佐々木聖子君

(消費者庁審議官) 林 楨二君

政府参考人 永山 裕二君

(法務省大臣官房審議官) 本多 則惠君

政府参考人 宇都宮 啓君

(外務省大臣官房参事官) 森 和彦君

政府参考人 伊原 和人君

(文化庁長官官房審議官) 天羽 隆君

政府参考人 新井ゆたか君

(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(厚生労働省大臣官房審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房輸出促進審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房生産振興審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房総括審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 鈴木 良典君

(農林水産省大臣官房審議官) 鈴木 良典君

政府参考人 池淵 雅和君

(農林水産省大臣官房審議官) 小野 稔君

政府参考人 山北 幸泰君

(農林水産省大臣官房審議官) 渡邊 洋一君

政府参考人 岩濱 洋海君

(農林水産省大臣官房国際部長) 森 健君

政府参考人 岡 貞行君

(農林水産省生産局農産部長(政策統括官付)) 吉田 博史君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 森 健君

政府参考人 岡 貞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

政府参考人 眞行君

(水産庁漁政部長) 眞行君

同日 補欠選任 金子万寿夫君 本田 太郎君

同日 補欠選任 鈴木 貴子君 根本 幸典君

同日 補欠選任 宮路 拓馬君 木村 弥生君

同日 補欠選任 吉良 州司君 森田 俊和君

同日 補欠選任 串田 誠一君 浦野 靖人君

同日 補欠選任 木村 弥生君 百武 公親君

同日 補欠選任 根本 幸典君 藤井比早之君

同日 補欠選任 本田 太郎君 岩田 和親君

同日 補欠選任 岩田 和親君 武井 俊輔君

同日 補欠選任 百武 公親君 大隈 和英君

同日 補欠選任 藤井比早之君 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

同日 補欠選任 池田 佳隆君

○山際委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

第百九十五回国会、中谷元君外五名提出、ギャンプル等依存症対策基本法案につきまして、提出者全員から撤回の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 内閣提出、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、明十七日木曜日午前八時十五分、参考人として東京大学社会科学研究所教授中川淳司君、東京大学大学院農学生命科学研究科教授鈴木宜弘君、東京大学大学院農学生命科学研究科教授中嶋康博君、特定非常利活動法人アジア太平洋資料センター共同代表内田聖子君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官高山成年君、内閣官房TPP等政府対策本部政策調整統括官澁谷和久君、内閣府知的財産戦略推進事務局長住田孝之君、消費者庁審議官橋本次郎君、法務省大臣官房審議官佐々木聖子君、外務省大臣官房参事官林慎二君、文化庁長官官房審議官永山裕二君、厚生労働省大臣官房総合政策・政策評価審議官本多則恵君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宇都宮啓君、厚生労働省大臣官房審議官森和彦君、厚生労働省

大臣官房審議官伊原和人君、農林水産省大臣官房総括審議官天羽隆君、農林水産省大臣官房輸出促進審議官新井ゆたか君、農林水産省大臣官房生産振興審議官鈴木良典君、農林水産省大臣官房審議官池淵雅和君、農林水産省大臣官房審議官小野稔君、農林水産省大臣官房審議官山北幸泰君、農林水産省大臣官房国際部長渡邊洋一君、農林水産省生産局農産部長（政策統括官付）岩濱洋海君、水産庁漁政部長森健君、水産庁漁港漁場整備部長岡貞行君、経済産業省大臣官房審議官吉田博史君、経済産業省通商政策局通商機構部長渡辺哲也君、特許庁総務部長小山智君、中小企業庁事業環境部長吾郷進平君、中小企業庁経営支援部長高島竜祐君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。古賀篤君。

○古賀委員 おはようございます。自由民主党の古賀篤でございます。

きょうは、このTPPの関係法案の審議に私も四十分の時間を頂戴しまして、まことにありがとうございます。

このTPPに関連して申し上げますと、アメリカが抜けてのいわゆるTPP11という中で、改めてこの国会での審議になっているわけですが、私も、国会に送っていただきまして、三期、六年目に入っているところであります。当時、二〇一二年に初当選させていただきまして、が、自民党は野党で、そういう中で、多くの地元の皆様方に御声援いただき、国会に送っていただきました。

このTPPの交渉あるいはTPPをめぐる動き、大変長い期間、あるわけですが、今申し上げた二〇一二年、この野党のときから、地元

で農家の方から多くのお声をいただきました。TPPの交渉参加反対である、そういうお声をいただいて、国会に送っていただきました。

そして、三回の選挙を重ねて現在に至っているわけですが、TPPの交渉に参加をして、アメリカが入った中でTPPの締結、そして国会承認というのが、一昨年の、衆議院では十一月にございました。その間に、当選してからも、地元の農家の方々、農政連の皆様、あるいは、農業の関係者だけではなく、多くの方が、TPP、心配だ、不安だ、反対だという声があったわけでありまして、いろいろな会合がある中で、私もその会に出席をさせていただき、一緒に行動する場面が多々ありました。

一昨年の国会の承認、法案の可決においても、正直、大変悩みました。地元の方にも御相談をして、賛成をさせていただきました。その後にも、地元に戻って、農家の方を始め多くの方にお話をしました。多くの農家の方、あるいは農政連の方、自営の方、農業関係者だけでなく、皆さんの思いに十分応えられなかった、その反省に立つて、今回、この法案の審議に臨ませていただいているところであります。これは、自民党の多くの議員も同じような立場だったろうと想像するところでもあります。

我々がそういった思いに込められるのは、きちんと、このTPPに入っているとしても、農業が守られ、農業が発展し、そして農家の方が安心して次の世代にも農業を引き継ぐことができるように、我々は政治の立場からしっかりと取り組んでいくことなんだろうというふうに思うところであります。

きょうは、農水省から上月政務官にお越しいただいております。

政務官も、政務官になられる前から、農政に深くかわられてきたと承知をいたしております。今申し上げた点について、農家の方に対するメッセージ、あるいはこれからの農政に対する思いをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○上月大臣政務官 TPP交渉におきましては、農林水産分野につきまして、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得したところであります。

その上で、国内対策につきましては、平成二十七年十月のTPP協定の大筋合意により、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ったということ、また、昨年十一月にはTPP11の協定、大筋合意にも至ったところであります。こうした国際環境のもとで、先生が御指摘ありましたように、生産者が安心して再生産に取り組むことができるようにということで、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき万全の対策を講じていく、そういったことといたしております。

具体的には、産地競争力を強化するための産地パワーアップ事業でありますとか、畜産、酪農の収益力を強化するための畜産クラスター事業、その強化でありますとか、我が国農林水産物の輸出額を二〇一九年に一兆円にしていこうといった目標達成に向けて輸出の拡大対策、そういったことなどを体質強化策としてしっかりと講じていくということで、今やっているところでございます。

また、協定発効後につきましても、経営安定対策といたしまして、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府備蓄米として買い上げる、あるいは牛、豚のマルキンでありますけれども、法制化としてその補填率を引き上げる、あるいは糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象に追加する、そういった措置を講ずることといたしております。

さらに、生産者の努力では対応できない我が国の農業の構造的課題というのにもいろいろありますので、そういったところにも光を当てまして、農業競争力強化プログラムというのをつくりまして、先生にも御参加をいただいで、みんなで議論してつくったプログラムでございますが、生産資材価格の引上げ、あるいは農産物の流通、加工構造の改革、そういったものにも、これまででない

ような取組も一生懸命、今やっているとあります。

今、御指摘を聞いておりまして、本当に改めて、そのプログラムをつくったり政策大綱をつくったり、そしてその予算や制度などをつくったということは、もちろんそれは大切なのでございますけれども、その運用であるとか執行であるとか、そういった面において、農林水産業、漁業者の皆さん方の不安や懸念に改めてしっかりと応えていくという気構えというのでしょうか、運用に当たっての心構えが本当に大切だということを、古賀先生の御指摘を聞きながら改めて感じたところであります。

よく現場の声を聞いて、現場の皆さんと対話をして、今後、新たな国際環境、こういった厳しい国際環境のもとでも、安心して再生産ができる、次世代に日本農業を引き継いでいける、農林水産業を引き継いでいける、そういうふうになっけていけるように的確に対策を講じていく、必要な見直し等も的確にやっていく、そういったことで、農林水産漁業者が安心して取り組んでいただけるような環境をつくっていきけるように、しっかりと頑張りたいと思っております。

○古賀委員 御答弁、ありがとうございます。

上月政務官がこの一連の農政についてずっと思っているところ取り組まれてきたことも、ずっと私も見てまいりましたので、大変期待をさせていただくところであります。

自民党の公約、あるいは国会決議、大変大事でありますけれども、やはり信なくば立たずということで、しっかりと農家の方の気持ちに寄り添って、そして期待に応えるような農政をという思いで、私も取り組ませていただきたいと思います。この後も、済みません、T P Pの中で専ら農林水産関係で質問を続けさせていただきたいと思っております。

では、まず、基本的なことをお伺いしたいと思います。

アメリカを含んだ当初のT P P、これはT P P

12というんですか、その協定と、今回のアメリカ抜ききのT P P 11、この農林水産分野における協定の内容について、何か変化あるいは相違点があるのかどうかについて、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○池淵政府参考人 お答えいたします。

T P P 11は、T P P 12協定の一部項目は凍結しておりますが、協定内容の修正はなく、我が国を含めて十一カ国全てについて、物品市場アクセスの譲許内容の修正は行わないということにしております。

ただし、米国はT P P 11の非締約国でございますので、T P P 12において米国を対象とした米とか小麦などの国別枠は、当然のことながら適用されないということでございます。

○古賀委員 次に、予算関連について、T P Pの関連予算についてお聞かせいただきたいと思えます。

よくこのT P Pと対比されるのがウルグアイ・ラウンドの対策費でありまして、事業費でこのウルグアイ・ラウンドの対策費は約六兆円、国費で二兆六千七百億円と言われております。このウルグアイ・ラウンドの対策費というのは、金額が先行したとか、あるいは農業の体質強化と直接関係のない事業が多数実施されたというようなことが指摘されることであります。

今回、このT P P等の関連予算の総額は約一・七兆円と伺っているところでありますが、そのうち農林水産部門は幾らなのか。

そして同時に、農水省が昨年の十二月に試算をされております。農林水産物の生産額への影響について、この試算結果においては、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。というような試算結果が記されております。

今お聞きしているこの農林水産の関係の予算、

このほか、現在講じようとしている、あるいはもう既に実施済みの対策というのは、この試算結果につながるような十分な内容になっているのか、そのことをお聞きしたいと思えます。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。

T P P等関連予算の総額などについての御質問をいただきました。

これまで、農林水産関係の総合的なT P P等関連政策大綱を実現するための予算といたしまして、平成二十七年年度の補正予算で三千二百二十二億円、平成二十八年年度の補正予算で三千四百五十三億円、平成二十九年年度の補正予算で三千七百七十億円をそれぞれ計上したところでございます。

T P Pにつきましては、特に農林水産分野につきまして、重要五品目を中心に関税撤廃の例外を確保いたしておりますし、関税制当てやセーフガード等の国境措置を獲得したところでござい

ます。先ほど上月政務官から御答弁をいただきましたが、それでもなお残る農林漁業者の不安を受けとめ、安心して再生産に取り組めるようにということで、平成二十九年十一月でございまして、総合的なT P P等関連政策大綱を決定いたしましたので、万全の対策を講じることとしております。

具体的には、まず、体質強化対策ということでございますが、産地競争力を強化するための産地パワーアップ事業、それから畜産、酪農の収益力強化のための畜産クラスター事業、次に、我が国農林水産物の輸出額を二〇一九年に一兆円にするとの目標達成に向けた輸出拡大策などの対策を講じてきたところでございます。

また、協定が発効した後のことでございますけれども、経営安定対策といたしまして、一つには、お米についてでございますが、オーストラリアに設定しております国別枠の輸入量に相当する量の国産米を政府備蓄米として買い入れること、二つには、牛・豚・鶏の法制定と補填率の引上げ、三つには、糖価調整法に基づき加糖調製品

を調整金の対象に追加するなどの措置を講ずることとしておるところでございます。

農林水産省といたしましては、引き続き、新たな国際環境のもとでも農林水産業を成長産業とし、農林漁業者の所得の向上を実現できるよう、政府一体となって取り組んでまいりたいというところでございます。

○古賀委員 今、各政策の御答弁をいただきましたが、万全の措置というような御答弁もありました。きちんとこれからも情勢に応じて柔軟に対策を講じていただきたいと思いますし、ただ、そのときに、当然予算が必要になってくる部分もあると思えます。本当に実効性のある対策、政策、予算をしっかりと今後やっていただきたいというふうに思えます。

次に、農業、このT P Pの議論の中で、農政をめぐる議論の中で、これからは守りの農業から攻めの農業なんだ、攻めの農林水産業なんだというふうな議論あるいは主張をよく耳にして、そして、いろいろな政策が展開しているんだというふうに思えます。

改めてお聞きしたいのは、攻めの農林水産業というのはどういうことなのか。そして、この後お聞きしたいのですが、輸出との関連で、攻めの農林水産業について、少し内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○天羽政府参考人 お答えいたします。

攻めの農業について御質問をいただきました。攻めの農業とは、農業、農村の潜在力を最大限に引き出し、強くて豊かな農業と美しく活力ある農村の実現を目指す政策の方向であるというふう

に考えてございます。今後、人口減少に伴いまして国内マーケットの縮小が加速していくことが見込まれる中、我が国の農業を魅力ある成長産業にしていくなめには、付加価値の高い農産物の生産、販売、さらには、海外マーケットの開拓を進めるとともに、農業の構造改革を進める必要があると考えております。

このため、農林水産省におきましては、お米の

政策改革、六次産業化、輸出の促進、農地集積バンクによる農地の集積、集約化、農協改革、生産資材の引下げ、流通加工構造の改革など、農業を強くするための改革を精力的に進めてまいりました。

加えて、農村に活力を取り戻すということも重要でございます。その施策も講じておるところでございます。地域の農業者が取り組む共同活動への支援などを行う日本型直接支払制度の創設、中山間地域につきましては、地域の特色を生かした多様な取組を総合的、優先的に支援する中山間地農業ルネッサンス事業の創設など、多様な施策を展開してございます。

今後とも、これらの政策を車の両輪として推進していくことにより、強くて豊かな農業と美しく活力のある農村をつくっていききたいというふうに考えておるところでございます。

○古賀委員 今お話をしましたように、確かに、しっかりと農業を稼げるものにしていく、その中で美しい農村を守っていくということ、大変重要なポイントだというふうに思います。

現場でいろいろな農家の方にお話をお聞きしますと、やはり攻めの農業という言葉がどうもしっくりきていない方もおられて、やはり具体的にこういうことをやるんだということをぜひ、皆様もそうでし、私も引き続き、わかりやすい説明をしながら、理解をいただきながら、この政策を展開していきたいというふうに思っているところでもあります。

これから、輸出について、少しお伺いしたいと思いますが、

政府は二〇一九年に農林水産物の輸出一兆円の目標を掲げていると思いますが、まず一点お聞きしたいのは、現在、足元は、輸出総額は幾らになつていくのか、そして、この一兆円達成に向けて、もうあと二年しかありませんが、どういった課題があるのか、そういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の農林水産物、食品の輸出額は、平成十九年に八千七百一十億円となりまして、五年連続で過去最高を更新しております。しかしながら、平成三十一年の輸出額一兆円目標を達成するためには、今後二年間で年率一・三％ずつ輸出額を増加させていくことが必要となっております。

このため、政府といたしましては、農林水産物の輸出強化戦略等に従いまして多様な取組を進めているところでございます。また、今後取組を更に強化するため、昨年四月に創設されました日本食海外プロモーション、略称JFOODOでございますけれども、これによります海外マーケットのさらなる開拓、空港や港湾に近い卸売市場、それから生産物の流通加工施設等の輸出対応施設の整備を進めているところでございます。

このような中、TTP交渉におきましては、我が国の農林水産物、食品の輸出拡大の重点品目について関税撤廃を獲得しております。具体的には、近年輸出の伸びが大きい牛肉につきまして即時から十年の撤廃、二〇一五年九月に輸出が解禁されましたベトナム向けリンゴについては三年目に撤廃、新興市場として輸出拡大を狙っておりますカナダ向けの花弁については即時撤廃、近年輸出の伸びが著しいベトナムで、プリ、サバ、サンマなどの生鮮魚、冷凍魚について即時撤廃等となっております。

また、ルールの分野でも、貨物取引を到着から四十八時間以内に許可するというところで、輸出促進につながる規定が盛り込まれているところでございます。

このように、重要な品目で関税が撤廃されること等、輸出拡大の加速化に資するものでございまして、これらのチャンスをうまく活用して、平成三十一年の一兆円目標の達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○古賀委員 今、御答弁の中でTTPとの関係についても触れいただきました。日本が輸出している上位の国の中に、六位が今も触れられたベトナム、あるいは八位シンガポール、九位のオース

トラリア、こういったところがあるんですね。ですから、ぜひ、今回のこのTTP、二〇一九年はもうすぐやってくるので、なかなかすぐ効果というわけにはいかないと思いますが、ぜひこれを契機に、輸出にもチャンスということで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

現在、我が自民党も農産物の輸出促進対策委員会というのを立ち上げておりまして、これは、小泉進次郎委員長のもと、私も役員として、現在、二〇一九年の輸出一兆円、これは通過点だということ、更に先に続く農林水産物ということ、稼ぎの柱の一つにしたいということで検討を重ねているところであります。具体的に、計六回、これまで、お茶や青果、畜産、米、日本酒、水産、林産、種苗、あるいはその他多くの輸出関係者の方からお話を伺い、何が課題なのかということ、今整理しているということで、今月何とか提言を取りまとめということで、今検討を進めているところであります。

農産物の輸出における課題として、先ほどもいろいろな点を挙げていただきましたけれども、私を感じるのには、輸出先の国において、例えば放射性物質に関する規制だったり、検疫だったり、規格だったり、こういういわゆる非関税の障壁があるということも多く耳にするところであります。

ぜひ、こうした非関税障壁に対して、政府一丸となって、内閣官房が中心となって、あるいはテーマによっては、GIとかは農水省が中心となつて、各省を連携させ、より一体的に取り組んでいただきたい、積極的に取り組んでいただきたいと思うところであります。お答えの方をお聞かせいただきたいと思います。

○高山政府参考人 お答えいたします。

農林水産物の輸出に際しましては、委員御指摘のとおり、放射性物質、動植物検疫、規格、認証の問題など、さまざまな課題が存在してございます。そして、これら諸外国の規制への対応は戦略的に進めていく必要があります。

そのために、農林水産物の取組はもとより、関係省庁の連携が不可欠と認識しております。ございまして、私ども内閣官房も一体となりまして、こうした連携を一層円滑に行い、規制の撤廃や緩和、これに向けた取組を加速していききたいというふうに考えてございます。

○古賀委員 今御答弁いただきましたけれども、私も役所にいたのでよくわかるんですが、それでも、それぞれ縦割りになりがちのところはどうしても出てくるということは、ぜひ、そういう前提に立つて、あるいは認識に立つて、より連携を図っていただきたいと思ひます。なかなか仕事がたくさんあって、そういう中でうまく連携するというのは難しいと思いますが、絶えず見直していただきながら、一体的な取組をぜひお願いしたいと思ひます。

そして次に、食料自給率についてお伺いしたいと思ひます。

今回のこのTTP、あるいは、きょうはTTPですけれども、日欧のEPA、こういうものに入っていくと、グローバル化の中で農業が展開すると、どうしても輸入が多くなつて、その結果、日本の自給率が下がるんじゃないか、食料自給率が下がるんじゃないかというような声を耳にするところであります。一方で、先ほどの農林水産省の試算の結果は、食料の自給率というのは、二十八年度で、カロリーベースで三八％、生産額ベースで六八％の水準は維持されるというような試算結果になつていくと思ひます。

今後、こういったTTPを展開していく中で、どうやって一方で食料の自給率を上げていくのか。先ほどお聞きしました輸出との関係で、例えば、輸出を促進すれば自給率にどうプラスになつていくのか、あるいは、どういう考えに立つて輸出をしていくのか、自給率の観点でどういう輸出をしていくのかということ、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○上月大臣政務官 答弁の前に、先ほどの答弁の中で、私、生産資材価格の引下げと言ふべきこと

るを引上げと言ってしまったみたいで、申しわけ
ございません、おわびして訂正をいたします。引
下げをしていかなければいけないという取組で
ございます。

自給率と輸出促進の関係でございますが、今委
員から御指摘がありましたように、我々の影響試
算の結果ではほぼ同程度になるというふうに見込
んでおります。一方で、世界人口が大きく伸び
ていく中で、地球の温暖化も進んでいるというこ
とで、食料の安定供給を将来にわたって確保して
いくということが国民に対する国家の基本的な責
務であるというふうに認識をいたしております。

国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を向
上させていくということは、これからも大変重要
な課題になっていくと思っております。まず、
国内外での国産の農産物の消費拡大をきちつと
図っていくということ、あるいは食育をしつかり
推進していくということ、それから消費者ニーズ
に対応した麦や大豆といったものの生産拡大、あ
るいは飼料用米で田んぼを維持するということ、
そして付加価値の高い農産物の生産、販売や輸出
を促進していくこと、優良農地を確保し、また担
い手を育成していくこと、そういった各種の施策
を総合的に、計画的に進めていくことが重要だと
思っております。

このうちで、御指摘のありました輸出につきま
しては、国内生産の増大を通じて食料自給率の向
上にもちろん寄与することになりますので、大い
に進めていくということで、今委員も、先ほどお
話がありましたように、党の方でも大変積極的に
御検討いただいているところであります。

我々としては、農林水産業の輸出力の強化
戦略などに沿いまして、新たな市場開拓のための
プロモーションをやること、それから輸出環境課
題の解決に向けたさまざまな取組、これは、先ほ
ど委員からも御指摘がありました放射能の問題
等々、さまざまな国際交渉が必要なものもありま
すから、そういった取組を加速化していくこと、
そして輸出対応型の施設整備、ハード面でも必要

なことがありますので、そういった多様な措置を
講ずることとしております。

そういったことによつて輸出促進を進めてい
き、食料自給率の向上に資するように頑張つてま
いりたいと思っております。

○古賀委員 輸出で食料の自給率を上げていくと
いうのは、何か一見びんときない部分もあったり
するんですけども、諸外国で見ると、例えばス
イスだったりあるいはイタリアだったり、こうい
うところは輸入も多いんですけども、輸出も
しっかりとあつて、例えばイタリアとかはワインが
あつたり、あるいはスイスは乳製品があつたり、
こういう中できっちり稼いでいる部分はあると
いうふうに聞いているところなんです。

ちよつと細かい数字はききようは持ち合わせてい
ませんけれども、やはりこういう国をモデルに
しながら、どうやって輸出で稼ぎ、そして自給率
につなげていくかということもぜひ党の委員会
でも考えていきたいと思ひますし、政府でもしつ
かりと輸出に向けての支援をお願いしたいとい
うふうに思ひます。

そして、先ほど御答弁いただいた中で、新井審
議官からJFODDOという紹介をいただきました
。最後に聞きしたいのが、このJFODDO
についてであります。

輸出をプロモーションしていくということが大
変大事だと思ひておりますが、平成二十九年
に、フランスの食品振興会、SOPEXAとい
うものの日本版として、このJFODDO、日本食
品海外プロモーションセンターというのが創設さ
れたということでもあります。こうした機関を活用
して、いろいろな日本の文化も含めて食を出して
いく、発信していくということが大変重要だとい
うふうに思ひております。

例えば、一例であります、日本酒。こうい
ったものも大変アメリカとか中国というところ
で消費が多い、輸出額が多いということであり
ますが、一方で、外国の方からすると、その日本
酒が、どういう品質のものなのか、どういう味
なのか、

そういうことがわからないという声もあるん
です。ワインとかはいろいろ、ちよつと私も詳
しくはないんですけども、いろいろな品質があ
つて、そしてワインに対する知識の多い方も
いて、いう中で非常に消費が多いということがあ
るわけですが、この日本酒についても、そうい
う意味では、もつと知つていただく、その一つ
の材料として、日本酒のラベルを英語表記し、
あるいは統一したものにしてわかりやすくして
いくということは大変重要なんじゃないかとい
うふうに思ひております。

聞くところによると、このJFODDOで
そういった調査もされているというふうにも
伺うところでもあります。当然、日本酒だけ
じゃなくて、いろいろな戦略的な、出して
いくものを今、JFODDOの方で検討
されているんだと思ひます。

JFODDOの今の体制ですとか、どう
いった予算に基づいて今活動しているのか、
あるいは今申し上げたこのラベルの話も
含めて、ぜひ、今のJFODDOの活動
状況について御答弁いただきたいと思ひ
ます。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

日本食品海外プロモーションセンター、
いわゆるJFODDOは、日本の農林水産物、
食品に対する海外の需要、市場をつくり
出し、輸出の拡大や生産者の所得の向上
につなげる取組を促進するため、昨年四月
に設置をいたしました。

その後、小林栄三センター長のもと、
体制の整備を行ひまして、昨年の十二月
には、和牛、水産物、緑茶、日本酒など、
七つのテーマについてのマーケティング戦
略を策定したところでございま

す。JFODDOの取組に参加する事業
者については多数の応募がありまして、
これらの事業者と協力しながら、戦略に
基づくプロモーションを、今まさに実行
を始めたところでございます。

これまで、香港で、春節に合わせま
して、日本産水産物を縁起のよいすし
ネタとして訴求するため、すし店の店頭
で使える販促ツールの作成や、

地下鉄の駅、それからバスでの広告の
展開をいたしました。

日本酒につきましては、ロンドンにおき
まして、オイスターやチーズなど現地
で親しまれている料理と組み合わせ、
好みの日本酒が選べるような、相性
のよい日本酒のタイプの銘柄を紹介
するといった取組を行ひまして、これ
からも、今後もその他の品目についても
積極的に活動していこうというふう
に考えているところでござ

います。また、日本酒のラベルにつ
きましては、現地の消費者の選択に
必要な情報を整理するため、飲食
事業者のニーズ等を調査し、ラベル
に記載すべき項目の優先順位を今ま
さに検討しているところでございま
す。今後、その進め方や取扱いにつ
いて、関係省庁、関係業界と協議
する予定でござ

います。また、JFODDOの予算につ
きましては、関係省庁に御協力いた
だきながら今年度の活動に必要な予
算を確保しております。農林水産省
としては、引き続き、JFODDOの
効果的かつ精力的な活動がございま
すよう、予算の確保に努めてまい
りたいというふうに考えております。

○古賀委員 ありがとうございます。今
のJFODDOの活動、予算も含めて御
答弁いただきました。

まだ立ち上がったばかりなので、な
かなかすぐに成果を出してくれとい
うのも難しいんだと思ひます。だ
から、JFODDOの活動だけではなく
て、輸出の促進というのは、ある程
度、急ぎながらも、スピード感を持
ちながらも、長い期間、十年スパン
ぐらいで考えていく必要があるん
だというふうに思ひます。

そういった中で、いろいろなお金が
必要になつてくる活動もあると思ひ
ますし、どうしても、私も財務省
出身なんですけれども、財政当局は
成果を求めると、成果が出ていな
かつたら予算削減だみたいな話にな
るんですけれども、ぜひ皆様方も
頑張つていただいて、三十一年度
も

それでは、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案に関連して質問をさせていただきます。

昨年のアメリカのＴＰＰからの離脱を受けて、アジア太平洋地域における経済連携の推進のためにリーダーシップを発揮してＴＰＰ１１協定の交渉を牽引してこられた茂木大臣に、改めて敬意を表

するところでございます。

安倍総理は、TPP協定の意義について、アジア太平洋地域に自由や民主主義や基本的人権そして法の支配、こうした価値を共有する国々とともに二十一世紀にふさわしい新たな経済ルールをつくって、人口八億人、世界経済の四割近くを占める広大な経済圏を生み出し、その中で私たちがしっかりと経済的な利益を享受していく、新たな価値がしっかりと評価されていく、そういう経済圏をつくっていききたいという旨を平成二十七年十一月の衆議院予算委員会で答弁しておられますが、米国の離脱したTPP11協定の意義や同協定を早期発効させる必要についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 西田議員御指摘の、自由で公正な二十一世紀型の新しいルール、これを世界の成長センターでありますアジア太平洋地域に確立していく、この意義は、TPP12においても、またTPP11においても基本的には変わらないものである、このように考えております。

TPP11、昨年の一月二十三日に米国のTPPから離脱を宣言した後、まさに我が国が議論を主導して、私も昨年十一月のベトナム・ダナンでの閣僚会合で共同議長を務め、アイン商工大臣とともに大筋合意に至り、わずか半年で、ことしの三月八日、チリ・サンティアゴで署名式を迎えることができたわけであります。

これは、世界的に保護主義が台頭する中で、日本がリーダーシップを発揮して自由で公正な二十一世紀型の新しいルールを確立するとともに、人口規模でいいますと、八億人からアメリカが抜けるということで五億人ということですが、GDP十兆ドル、そして貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏をつくり出していくものであります。我が国にとっても、またアジア太平洋地域の将来にとっても画期的な成果であると考えております。

今後は、各国とも国内手続を進めることになりす。既にメキシコは、グアハルド大臣も相当項

張つていただいて、四月の二十四日にはTPP協定が承認されているなど、予想以上のスピードで各国の動きが出てきております。

日本も、この国会で、TPP協定、そして今御審議をいただいております関連国内法の早期承認、成立、これを図ることによりまして、TPPの早期発効に向けた機運を更に高めていきたいと考えております。

○西田委員 今ほど、大臣の本当に力強い決意のようなものをお伺いさせていただいて、大変心強いところでございます。

また、TPP協定とTPP11協定、今のお話にもあるんですけども、その意義に変更はないのか。また、変更があつた場合に迅速に対応できるものと思っておりますが、その辺のことについても伺いをさせていただきますと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPPの意義は先ほど大臣が御説明したとおりでございますが、その上で、TPP11におきましては、もともとのTPP12の特徴であるハイスターダード、ルールが最先端であるという、ハイスターダードを維持する、そういう観点から、もともとの協定内容の修正などを行わずに、知的財産関連など、ごく一部のルールのみを凍結するということが合意したものでございます。

その意味では、変更点という意味では凍結ということになるわけですが、第一条で、もともとのTPP協定の内容をこの協定に組み込むこととしたしまして、そのうち二十二項目については適用停止、いわゆる凍結ということをやつたところがございます。

しかしながら、二十二項目にとどまっておりますので、もともとのTPPの、ハイスターダードでバランスのとれた、そういう意義は変更がないものというふうにご覧いただいております。

○西田委員 ありがとうございます。

先週八日に開かれました衆議院本会議において、安倍総理は、新協定は、日米FTAと位置づけられるものではなく、その予備協議でもない、

協定の早期発効を目指すことが、TPPのメリットを具体的に示し、アメリカの経済や雇用にもプラスになるとの見解を深める大きな力になる、TPPが日米両国にとつて最善だと考えているとの答弁をしておりましたが、総理の言っているTPPはどのTPPを指すのか、改めて確認をさせていただきますか、改めさせていただきます。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカがTPPに戻るとした場合、これはあくまで仮定の話でございます。理論上はというふうに申し上げたいと思いますが、あくまで理論上でありまして、二つパターンがありまして、一昨年の二月、オークランドで署名したTPP12協定をアメリカ自身が国内手続を進める、こういうケースと、今回のTPP11協定に新規加盟するという、この二つのケースが考えられるわけでございます。

ただ、当の本人のアメリカ自身がTPPに戻るということをお断言していただいておりますので、予断を持つてどのケースというふうに申し上げることは困難でございますが、いずれにしても、十一カ国に加えて、アメリカが入る形でTPP協定の内容を実現するというところを、総理も含め、政府として申し上げているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

五月九日の日中韓ビジネスサミット後の安倍総理のスピーチの中で、両首脳と日中韓FTA及びRCEP交渉の加速化に向けて連携することによって一致されておりました。三国間の経済的な結びつきを強め、また、世界の成長センターであるアジアの活力を取り込み、さらなる成長を実現していきたいと考えていますとの発言があつたわけでありまして、TPPと中国が中心となつて進めているRCEPとの整合性はどうかになるのか、伺わせていただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

TPP11協定は、二十一世紀にふさわしいハイスターダードな貿易・投資ルールの基礎となるものでありまして、TPP11協定の早期発効は、御指摘のありましたRCEPを含む、我が国が交渉中の他の経済連携交渉の加速につながるものと考えております。

また、RCEPは、TPPに参加していない中国や韓国を含む巨大広域経済連携でございます。我が国企業にとつても、世界で最もダイナミックに成長する地域のサプライチェーン構築に寄与するものと考えています。

我が国としては、アジア太平洋地域における自由貿易を推進すべく、TPP11協定の早期発効を目指すとともに、引き続き、包括的でバランスのとれた質の高いRCEPの早期妥結を目指しまして、精力的に交渉を進めてまいります。

○西田委員 今ほどの話で、TPPとRCEPの連携強化ということの必要性についても確認をさせていただきますか、お答えいたします。

今後は、茂木大臣が中心となつて米国の交渉をしていくということでありまして、引き続き、米国に対し、TPPへの復帰について具体的に再交渉していくのか、その辺について再度お答えを賜りたいと思っております。

○茂木国務大臣 急に御質問をいただきましたので。

これから米国との間で開始することになりましたFTR、これは、フリー、自由で、フェア、公正、そしてレシプロカルですから、まさに日米双方にとつて利益となるような協議を進めていきたい。日米間の貿易、投資の問題、さらには、共通なルールに基づいて自由で開かれたインド・太平洋をつくるべく、そのために日米がどう協力していくか、このことを中心に建設的な議論を行っていきたくて考えております。

もちろん、決して簡単な協議ではないと思っておりますけれども、双方にとつて利益となるような道を探っていく、こういう協議を進めてまいりたいと考えております。

○西田委員 大臣に、済みません、急な振りで申

しわけありませんでした。ありがとうございます。

米国との再交渉も本当に大変重要であります。同時に、TPP11の発効要件には、六カ国以上が議会承認を終えることが定められております。早期に国内法の手続を完了し、最初の六カ国入りにリーダーシップを示し、国益にかなう交渉を進めていくということが非常に重要だと考えております。

日本が中心となつてここまでまとめてきたという上でも非常に重要なことだと考えておりますが、その点についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○澁谷政府参考人 TPP11の参加各国は、三月のチリでの署名式の際の閣僚声明にあるとおり、TPP11の早期発効に全力を挙げるとというのが共通認識でございます。

先ほど大臣からお話ございましたとおり、メキシコは、既に四月二十四日に11協定が上院で承認をされまして、国内手続完了、一番乗りということでございます。

ほかの国でも、既にニュージーランドやオーストラリアでも議会手続が始まっていると承知しているところがございます。我が国も、今御審議いただいております協定、法案、できるだけ早期に承認、成立をお願いしたい、我が国としても、各国の機運を盛り上げるために主導していきたいというふうに考えているところでございます。

○西田委員 ほかの国の状況もお伺いをさせていただきます。だからこそ、これまで中心となってきた日本がおくれをとらないために、しっかりと取りまとめをしていかなければならないと思っております。

今月の茂木大臣とタイのソムキット副首相との会談において、タイ側よりTPP参加に対して意欲表明があったこととありますが、TPPを成長の礎とする日本にとって心強い動きであると思っております。

自由貿易を推進する多国間連携を強固なものにするためにも、参加国の拡大は重要なことだと考えております。緊密に情報交換を行い、積極的に後押しする準備はあるのか、伺いたいと思います。

○澁谷政府参考人 御指摘のとおり、新しい国や地域の加盟を通じて、TPPのハイススタンダードでバランスのとれた二十一世紀型の新しい共通ルールを世界に広めていくということが、TPP参加国共通の思いであるわけでございます。

その意味で、今御指摘のあったタイのほか、コロンビア、英国、台湾、韓国など、さまざまな国や地域がTPPへの参加に関心を示していることを歓迎しているところでございます。こうした国や地域に対して、我が国としても必要な情報提供等を行っていきたく考えているところでございます。

また、こうした新たな加盟につきましては、いずれにしても、協定発効後に正式な協議が開始されるという手続になるわけでございますが、その前に予備的な協議などを行う必要がある場合の対応方針などについては、十一カ国でよく調整をする必要がございます。この作業についても、我が国が主導して必要な調整を行っていきたく考えているところでございます。

○西田委員 引き続き、その調整をお願いしていきたいと思っております。

また、TPP協定後の日・EU・EPAの発効が見込まれておりますけれども、日・EU・EPAについては、どのような経済効果や成長が見込まれているのか、その点について伺いたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の日・EU・EPAの経済効果につきましては、TPP11の経済効果とあわせまして、昨年の末、公表したところでございます。

私どもの方で、GTAAPと言われる国際標準のモデルを活用いたしまして分析を行ったところによりまして、日・EU・EPAの経済効果につきましては、我が国のGDPの押し上げ効果が約一

%、数でいいますと約五・二兆円、それから、労働力、労働供給、約二十九万人の雇用増、そういう効果が見込まれると試算しているところでございます。

従来の、経済連携協定による関税削減という直接的な効果だけではなくて、貿易や投資機会が拡大することによって国内の生産性向上を促し、それが雇用の拡大につながるという、まさに経済連携の推進が国内経済の好循環につながる、こういうモデル、前提を置きまして分析を行っているところでございます。

その実現に向けて、昨年の十一月に改定をいたしました総合的なTPP等関連政策大綱で取りまとめた施策、中小企業の海外展開の支援でありますとか農林水産業の体質強化策、こういった施策を着実に実施していくこととしたいと考えております。

○西田委員 それでは、よろしく願いをいたしたいと思っております。

多くの日本企業が生産拠点を置いているタイの合流は、日本にとっても有益なものと考えております。

私の地元石川県の企業も、タイに三十社、三十四拠点が進出しております。また、現在、輸出額は約五十一億円となっておりますが、タイがTPPに参加した場合、今後の見通しはどのように推移していくと考えておられるのか、伺いたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。タイにつきましては、TPPの参加に強い関心を示しておりますが、現時点でまだ正式に参加を前提にした協議を行っていないところでございますので、タイが参加した場合の経済効果についての精緻な分析は行っていないところでございます。

タイは、人口約六千五百万人、GDP約四千億ドルという市場でございます。また、多くの日本

企業が進出している東南アジアでの最大規模の日本企業の拠点であるわけでございまして、TPPの活用による新たなグローバルバリューチェーンの構築などを実現する上で、タイが参加することの経済的意義は非常に大きいものと考えているところでございます。

○西田委員 私ども、北陸、石川県にとっても大変期待をしているところでありますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

石川県の基幹産業であります機械産業については、工業機械や自動車関連などの企業が輸出額において大きな割合を占めているところでございます。特にアメリカへの輸出が多いことから、アメリカが離脱したTPPでは海外需要の伸びが限定的になるのではないかと心配をする声が聞こえてきますが、それについてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○渡辺(哲)政府参考人 お答え申し上げます。TPP11によりまして、米国抜きでも、十一カ国の人口は五億人、それからGDPは十兆ドルという大きな経済圏が生まれるわけでございます。日本からTPP11域内への輸出額は約十・四兆円でございます。そのうち、一般機械は一・五兆円、自動車、自動車の部品の関連で二・四兆円の輸出がございます。それから、TPP11にはベトナムなど成長著しい新興国が含まれておりまして、これは地域の中堅・中小企業の方々にとつても、TPP11によりまして今後の海外展開のチャンスが大きく広がるものと期待をしております。

経済産業省におきましては、TPP11のチャンスを新たな市場開拓につなげていただくために、全国で中堅・中小企業の方々にメリットの御説明をするとか、それから、新輸出大国コンソーシアムというのを既に始めておりまして、国内での事業計画の策定から、海外での販路開拓、現地での商談のサポートなど、切れ目のない御支援をして海外展開の後押しをしていきたいと思っております。

しっかりとやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○西田委員 本場にアメリカの離脱は大変心配する声がありますけれども、しっかりとTPP11の説明をしていただいて、安心を与えるような形で進めていただきたいと思います。

石川県全体の輸出額は、平成二十四年は二千九億円だったものが、平成二十九年には二千七百三十八億円と一・三倍にふえております。その中でも、特に食品や伝統工芸品の輸出額の伸びは四倍と顕著であります。

昨年、石川県庁が、東アジアの中心地シンガポールにおいて、食品や伝統工芸品等を対象としたビジネス商談会を開催させていただきました。四十三社が参加し、海外のバイヤーに積極的に県産品を売り込むことができました。石川県は、これまで、このような海外での商談会等に積極的に取り組んできたところであります。五年前と比較して、食品や伝統工芸品が二・三倍と着実に増加させてまいりました。

TPP協定の締結により、今後これらの伸びはどのように推移すると考えられるのか。また、石川県だけではなく、日本全体ではどのように推移していくと考えられるのか。その辺について伺いをさせていただきます。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

昨年だったと思いますが、トランプ大統領が離脱表明をして、その後、TPPがどうなるかわからないといったような状況の中で、あるテレビが、TPPの見通しが暗くなったことでがっかりした人の特集という番組をやっております。その中で、加賀友禪の事業者の方が、TPPを活用して輸出しようと思っていたのに、そういうコメントをされていたのが非常に印象に残っているところでございます。

TPP11は、アメリカがいらないわけでございます。それでも、例えば、マレーシアの米の関税四〇％の撤廃でありますとか、陶磁器の関税、ベトナムは四〇％ぐらいいかけておりますけれども、こうしたものの撤廃など、石川県を含む我が国の食品や地域工芸品の輸出に弾みがつくというふうに

考えているところでございます。

我が国全体として、TPP11の経済効果として、輸出増のGDPの押し上げ分は〇・三六％と見込んでいます。ところでございまして、いずれにしても輸出は拡大するという、全国的にも見込んでいます。

TPP等関連政策大綱を踏まえ、海外展開の支援を含めたそういう施策をきめ細かく行っていくことで、TPP11の効果が地方産業にも及ぶよう、政府全体として努力していきたいと考えております。

○西田委員 私たち石川県にとっては、伝統工芸品というものが本場に数多くあるわけでありまして、その辺に光を差すようなことで、少しでも道筋をつなげていただければと思っております。

今後、更に少子高齢化が進み、国内市場の縮小が見込まれる中で、このような食品や伝統工芸品などの地域の零細企業にとっては海外への販路開拓がますます重要になってきていると考えます。が、中小零細企業にとつて、国や都道府県等の支援がなければ、海外での販路開拓に取り組むことは非常に困難だと考えております。

国としてこのような事案に支援していく準備はあるのか、改めてその辺についても伺いをさせていただきます。

○吾郷政府参考人 お答えします。

御指摘のとおり、人口減少、高齢化等により国内市場を取り巻く環境が変化の中で、海外需要を獲得することが大変重要でございます。経営資源に限りのある中小企業が積極的に海外に展開するためには、きめ細かな支援が必要だというふうに考えております。

このため、中小企業に対しては、海外展開の段階に応じた支援を行っているところでございます。

具体的には、情報収集の段階では、中小企業政策のポータルサイト、ミラサボなどのウェブサイトをあつちが説明会等での情報提供。そして計画、準備の段階では、海外展開の戦略策定に向けた

フイージビリティースタディーであるとか新商品開発に対する助成。そして現地進出の段階では、海外の展示会あるいは商談会における販路開拓支援。そして事業の安定、拡大段階では、現地の法律、労務等の専門家支援などに取り組んでいるところでございます。

また、ジェトロ、中小企業基盤機構などの支援機関が結集して設立されました新輸出大国コンソーシアム、ここにおきまして、支援機関間の連携を強化いたしまして、切れ目のない支援を実施しているところでございます。

○西田委員 ぜひとも、国に対する期待も大きいのでありますので、しっかりと切れ目のない施策をお願いしたいと思っております。

次に、農業分野について質問をさせていただきます。

まず、農林水産委員会における決議とその整合性についてでありますけれども、第百八十三回国会の衆参の農林水産委員会において、TPP協定交渉参加に関する決議が行われており、同決議で、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすることとされていましたが、政府は、TPP11協定も同決議の射程に含まれるという認識のもとでTPP11協定の交渉に当たったのか、TPP11協定の合意内容は同決議との整合性はとれているのか、改めて伺いたいと思っております。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

私、TPPの交渉に日本が参加したときからずっとかわかっておりまして、私は常に国会決議のコピーをずっと持って交渉に臨んでいたところでございます。

国会決議は大変厳しい内容でございましたけれども、それを盾に各国と粘り強く交渉を行った結果、特に重要品目についてさまざまな措置を獲得することができた。また、ほとんどの国が農産品を含めて九八％以上の関税撤廃を実現している中で、我が国としては二割近くの品目について関税

撤廃の例外を勝ち取ったということでございます。

決議を踏まえた交渉の結果、国益に資する結果となったというふうに考えているところでございます。

○西田委員 大変厳しい協議の中で国益を守られたというところを、お話を伺わせていただきます。

広域的な経済連携の進展が我が国の経済発展に良い影響を与え、また地方経済の活性化につなげることを期待しております。ところでございまして、一方で、TPP11協定に対しては、TPP協定ほどではないにしても、農林水産分野へのマイナスの影響を心配する声があるのも事実でございます。

TPP11協定による我が国経済への影響、とりわけ農林水産分野へのマイナスの影響を心配する声もありますが、日本の農林水産業をしっかりと守っていくためにも、万全の対策が必要だと考えております。

また、安倍総理は、八日の衆議院本会議において、農林水産物への影響について、きめ細やかな対策を講じること、なお残る不安や懸念にもしっかりと向き合っていくと答弁をしております。が、具体的にどのような対策をとられるのか、伺いたいと思っております。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。

まず、TPPの交渉結果についてでございます。農林水産分野におきまして、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保いたしましたほか、関税制当てやセーフガード等の措置を獲得したところでございます。

例えばお米についてでございますが、国家貿易や枠外税率といった現行制度を維持したといったようなことで、品目ごとに、それぞれ、重要五品目、しっかりとした国境措置を獲得しております。

その上でということでございますけれども、国内対策につきましては、平成二十七年十月のTPP

P協定の大筋合意により、我が国農林水産業は新たな国際環境に入つておるわけでございます。また、昨年の十一月にはT P P 11協定の大筋合意にも至つたところでございまして、こうした国際環境のもとでも生産者が安心して再生産に取り組むことができるよう、総合的なT P P等関連政策大綱に基づいて万全の対策を講じることとしておるところでございます。

具体的にはということで申し上げますが、まず、体質強化対策といたしまして、産地競争力を強化するための産地パワーアップ事業、それから畜産、酪農の収益力強化のための畜産クラスター事業、さらには、我が国の農林水産物の輸出額を二〇一九年に一兆円にするとの目標達成に向けた輸出拡大対策などの施策を講じているところでございます。

さらに、協定発効後に向けまして、経営安定対策といたしまして、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府備蓄米として買い入れること、牛・豚・マルキンの法制化と補填率の引上げ、さらには、糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象に追加するなどの措置を講ずることとしておるところでございます。

さらに、生産者の努力では対応できない我が国の農業の構造的課題の解決を図るため、農業競争力強化プログラムに基づきまして、生産資材価格の引下げや農産物の流通、加工構造の改革にも取り組んでいるところでございます。

農林水産省といたしましては、引き続き、積極的に施策を講じることと農林漁業者をしっかりと応援してまいりたいということでございます。

○西田委員 今ほど説明をいただき、まだまだ、本当に多くの農林水産業の従事の方々が、心配の声がありますけれども、一つ一つ支援を、対策を講じていただきたいなと思っております。

今ほどお話もありましたけれども、我が国の重要な品目であります米については、アメリカやオーストラリアから国別枠の輸入米の数量が拡大し、国内の米の流通量がその分増加することとな

れば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されたことから、地元の石川県を含めて、全国の米の主産県においては、今も多くの農家が懸念と不安を持っていると伺っております。ぜひとも力強い対策をお願いしたいと思っております。

T P Pを契機に、攻めの農林水産業への転換として、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、担い手の経営発展や畜産の収益力強化に必要な機械、施設の導入支援などについて、補正予算が累次に措置され、協定発効に先立って、各種の体質強化がとられておるところでございます。

石川県を含め、全国の生産現場において、関税削減等に対する農林水産業者の懸念と不安の多くが払拭されたことにつながっているのではないかと考えておりますが、将来にわたって、意欲のある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、引き続き、万全の対策をとっていただきたいと思っております。

政府としても、今後、引き続きの対策として、先ほどの話もありますが、しっかりと準備はしているのか、伺いたいと思います。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、平成二十七年十月のT P P 11協定の大筋合意によりまして、我が国農林水産業は新たな国際環境に入つたということでございまして、総合的なT P P 11関連政策大綱に基づきまして必要な施策を講じてきたところでございます。

昨年七月の日・E U・E P A交渉の大枠合意、昨年十一月のT P P 11協定の大筋合意を踏まえましてこの大綱は改定されておるところでございしますが、この大綱においては、強い農林水産業を構築するための体質強化対策につきまして、引き続き所要の見直しを行った上で必要な施策を実施するということとあわせて、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、T P P 11は日・E U・E P A発効後の経営安定に万全を期するため、生産コストの削減、収益性向上への意欲

を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせた経営安定対策の充実等の措置を講ずるとされておるところでございまして、引き続き、改定された大綱に基づきまして、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

石川県の農業について言えば、生産額の半分は米が占めており、最も重要な産品で、私たちの住んでいる能登のような中山間地域でも、圃場整備を入れて区画を広げ、集落営農から生産法人化した組織が近隣の手に負えなくなった集落の農地まで引き受けて、耕作に手のかからない水稲と麦、大豆を組み合わせた経営を行っております。

他方で、T P P対策では、海外から特別枠で入ってくる米が市場に出回らないような措置が施されていることとありますが、具体的にどのような対策であるのか、伺いたいと思います。

○岩濱政府参考人 先生御指摘のとおり、お米については、豪州向けの国別枠の設定によりまして輸入米の国内での流通数量が増加することになれば、国内米全体の価格水準が下落することも懸念されます。

こうした中で、政府備蓄米については、現在、適正備蓄水準を百万トン程度といたしまして運営しております。通常の場合、五年持ち越し米となつた段階で飼料用等として売却をしております。

これについて、T P P対策として見直しを行い、これまでの備蓄運営に加えまして、国別枠の輸入数量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入数量の増加が、国産米、国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することとしております。

これによりまして、米農家の再生産が確実に可能となるよう努めてまいります。

○西田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の地元には、昨年、初競り価格が実は一房百十一万円という、ルビーロマンという石川県を代

表するブドウを始め、加賀しずくという梨があるんです、一個六百グラムもする。石川県農林水産部の方がしっかりと取り組んでつくっているんですけれども、昨年初出荷させていただきました。本当に、一個六百グラムで、かじるとジュューシーで大変おいしい。私も初めてこんなおいしい梨を食べたというものがありませんけれども。

また、これも、一箱六個入りなんですけれども、一箱で十万円の初値がついた、のとてまりというシイタケなんです。非常に大きくて肉厚で、物すごい分厚い、ステーキのように食べるようなブランド農作物がまだまだたくさんあるんです。また、加能ガニや、能登栗ブリ、フグ、アワビ、ナマコ、トリガイ、能登を代表する水産物が本当にたくさんあるわけでありまして。ぜひとも委員の皆さん方には能登に食べに来ていただきたいなと思っております。

過疎化の進む中で、能登地方では、黒毛和牛の能登牛をブランド化しようと奮闘しており、畜産は地域の重要な産業となっております。T P Pに参加することにより、このような地域や日本を代表するブランド農林水産物をより一層世界の市場に輸出していけるようになるのではないかと考えておりますが、同時に、農林水産物を輸出する際には、G I産品など日本ブランドの基準をしっかりと守っていかなければならないと考えます。

海外での模倣品を防ぐためにも、迅速で的確な対応や取組が必要だと考えておりますが、そのことについて伺いたいと思います。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の農林水産物の輸出の促進のためには、海外における模倣品の排除は極めて重要でございます。この観点から、農林水産省の委託事業におきまして、都道府県、ジェトロ等を構成員とする農林水産知的財産保護コンソーシアムを組織いたしました。海外における模倣品の監視等を行っております。

このコンソーシアムによる調査におきましては、海外で生産された産品に日本の地名等が付さ

れた事例が多数発見されております。日本のG I 産品についても、真正でないタイ産の夕張日本メロンが発見されたため、本事業を活用いたしまして、タイの事業者が名称の不正使用を停止するよう警告書を送付いたしました。産品の名称を変更させることとしたところでございまして、具体的な効果も出ていますと認識しているところでござい

す。なお、海外での模倣品の排除を更に徹底するためには、当該国におきまして名称等を知的財産の保護の対象としていただくことが必要でござい

ます。このため、我が国におけるG I 制度の保護を進めていきたいというふうに考えておりまして、日・E U・E P Aにおきましては、我が国の四十八産品とE Uの七十一産品の農産物の相互保護について合意をいたしたところでございます。また、その他の国につきましても、タイ、ベトナムの政府とG Iの協力について合意をしております。相互保護のための試行的事業を行っているところでございます。

さらに、平成三十年年度予算におきましては、外国へのG I登録申請の支援を行うこととしておりまして、海外における地理的表示の保護について、引き続き取り組んでまいりたいと考えてござい

ます。

○西田委員 ありがとうございます。

大分時間も来ましたので、最後に。

日本とアメリカの間では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、自由でかつ公正な、相互的な貿易取引のための協議を開始することに決定したばかりであります。これらの交渉や協議の中で、我が国の農林水産物の取扱い、位置づけについて心配もございまして、強い農林水産業を構築するため、引き続き政府一丸となつて取り組んで

もらいたいと考えております。

我が国の農林水産業を守る、このことを念頭に通商交渉に挑んでほしいと考えますが、政府の決意をお伺いさせていただきたいと思ひます。

○村井大臣政務官 お答え申し上げます。

西田委員御指摘のとおり、国内の農業への影響については、生産者など関係者の間に不安の声があることは十分に認識をしているところでござい

ます。そのため、既に話が出ておりますけれども、昨年十一月には総合的なT P P等関連政策大綱を改定いたしまして、農林水産業の体質強化対策など、引き続き万全の対策を講じているところでござい

ます。いずれにいたしましても、我が国としては、いかなる国とも国益に反するような合意を行うつもりはないということを申し上げさせていただきたいと思ひます。

○西田委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、高木啓君。

○高木(啓)委員 自由民主党の高木啓でございます。

きょうは、T P P協定及び関連国内法の整備についてということで、四十分の質疑の時間をいただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、ちょっと復習なんですけれども、今日に至るまでのT P Pの流れについて確認をしておきたいと思うんです。

我々自由民主党はもとこのT P Pに反対だったのではないかとというような議論が先般の本会議でも出ておりまして、他党からの代表質問でもそういう指摘があったと思うんですが、私たちは、平成二十四年の衆議院選挙のときに、公約では聖域なき関税撤廃には反対ということで、その後、二十五年二月に日米首脳会談で、聖域なき関税撤廃を前提としないこととすることを確認した上で、この交渉に参加表明をしたわけであります。このことはやはりきつと押さえておかないと、何かそごがあるといけないので、ぜひこれは確認をしておきたいと思うわけであります。その同じ年の七月に、マレーシアでの交渉会合

からT P Pに参加をするということになりました。このことは我が国の、ある意味では、自由貿易体制を守っていくとか、これからの国策として大変大きな政治的決断であったというふうに思うわけであります。

現在に至って、T P P 11の協定に署名をするということがことしの三月に行われたということになるわけであります。この間の政府の動き、これは今私が御指摘を申し上げたことで間違いがいかにどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○越智副大臣 これまでのT P Pの交渉、そして現在に至るまでの経緯ということでございます。議員御指摘にいたしたとおり、二〇一二年衆議院選挙における自民党の公約は、T P Pに関しては、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、T P P交渉の参加に反対するということでござい

ました。この自民党の公約を踏まえまして、安倍政権の発足後間もない二〇一三年二月、日米首脳会談で、T P Pにおいては、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないことを安倍総理とオバマ大統領が直接確認した上で交渉参加を決定し、二〇一三年七月から、委員御指摘のとおり、日本政府としましてT P P 12の交渉に参加をしたわけでございます。

その後の経緯でございますが、日本としては、攻めるべきは攻め、守るべきものはしっかり守るの姿勢で交渉に臨みまして、約二年間の厳しい交渉を経て、T P P 12協定は、二〇一五年十月に米国アトランタにおいて大筋合意に至りまして、二〇一六年二月にニュージーランドのオークランドにおいて署名が行われたわけでございます。その後、昨年の一月二十三日に米国がT P Pからの離脱を宣言し、その後、我が国が議論を主導しまして、茂木大臣が昨年十一月のベトナム・ダナンでの閣僚会合で共同議長を務めまして、大筋合意に至ったわけでございます。

米国の離脱表明からちょうど一年後のことしの一月二十三日に東京で開催されましたT P P 11の

首席交渉官会合におきましてT P P 11協定文が最終的に確定し、三月の八日にチリで署名式が行われたということでございます。

このことは、世界的に保護主義が台頭する中で、日本がリーダーシップを発揮して、自由で公正な二十一世紀型の新しいルールを確立するものでありまして、我が国にとっても、またアジア太平洋地域の将来にとっても画期的な成果であるというふうに考えているところでござい

ます。

○高木(啓)委員 ありがとうございます。

今確認をさせていただきましたが、そういうことで、T P P 11に参加をするということが、我が国にとって一つの大きな山を越えたと思ひます。その後、今政務官からもお話がありましたとおり、二十九年一月にトランプ大統領がアメリカの大統領に就任をして、そしてT P P 12から離脱を表明をするわけであります。それから今日に至るまで、T P P 12から11にシフトチェンジをするというところで、我が国はもう一山越えなければいけなくなつたということだと思ひます。

私は、この12から11にシフトチェンジをしたということも、これも我が国の外交的あるいは経済政策的に極めて高く評価をされるべきだということに思っております。さらに、それが短期間でこの11がまとめられた、つまりそれは、我が国主導でまとめ上げることができた、このことは大変高く評価されるべきでありまして、識者の間でも、特に民間の研究機関も、みずほ総研などは、これは我が国にとって快挙だということまで言っていたにいたるわけであります。

ですから、このT P P 12から11に一つ山を越えたときに、アメリカが離脱した後、この11、新たにこの仕組みをつくらうとしたその理由とかあるいは意義というのが明確にあるんだろうと思ひますけれども、そのことをぜひ国民にわかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。T P Pは、関税削減による貿易の促進だけでは

なくて、知的財産、国有企業、環境、労働など幅広い分野で二十一世紀型の自由で公正なルールをアジア太平洋地域につくり出していくものでございます。アメリカが抜けても、人口約五億人、GDP約十兆ドルという巨大な市場が生まれるわけでございます。そこでは、投資先で技術移転などの不当な要求がなされない、知的財産がきちんと保護される、こうしたルールが共有されるわけでございます。我が国の中堅・中小企業はもとより、各国の企業にとって多くのビジネスチャンスを広げるものというふうに考えております。

TPP11の参加十一カ国は、アメリカの離脱表明を受けた後、何度か会合を開きました。保護主義的な圧力が見られる中で、だからこそ、残った十一カ国でこの最も先進的で包括的な協定を実現しようではないか、こういう思いを共有するに至りまして、合意に至ったものでございます。その合意に至るまでの過程におきましては我が国が議論を主導してきたことは、先ほど副大臣がお話ししたとおりでございます。

自由で公正な共通ルールに基づく自由貿易体制こそが世界経済の成長の源泉でありまして、このTPP11によりまして、日本が二十一世紀型の新しいルールづくりをリードする、また実際にリードしたということの意味合いは非常に大きいと考えているところでございます。

○高木啓彦委員 先ほど越智副大臣の肩書を間違えてしまつて、失礼しました。副大臣に大変すばらしい御答弁をいただきました。ありがとうございます。失礼いたしました。

今御答弁がありました。このTPP11を早期にまとめるという決断、そしてまとめ上げたという実績、これは先ほど来申し上げておりますように、私は高く評価をすべきだと思つております。それはなぜかという、今御答弁にもありましたが、貿易の新たな基準、新たなスタンダードを、我が国主導で、このアジア太平洋地域につくったということだと思ふんです。つまり、今後の貿易ル

ルづくりにおいて、このTPP11の内容が新たな基準になつていくということが大事なことになると思ふんです。

我が国は、今まで、いろいろな動き、いろいろな外交的な、あるいは経済的な動きがあつたと思ひますけれども、はっきり言つて、つくられた基準の中でうまくその基準を利用して生きていくというところについては、非常に私たちは上手だつたと思ひます。これはもう有史以来、私はそうだと思ふんですけれども。しかし、基準をつくるということをやつてこなかったと思ひます。ですから、今回のこのTPP11こそ、我が国が主導して基準をつくつた、我が国が主導して基準をつくることになつたということは明らかにことであるとして、一つのモデルをつくつたということですから、これは大変評価をされるべきことだと思ひます。

そして、更に言うならば、TPP11こそ、これからの我が国の成長戦略の柱になつていくんだというところでありますから、二重、三重の意味でこのTPP11というのは評価をされるし、あるいは、これはやはり大切なものなんだ、だからこそ我が国挙げて、茂木大臣を中心に、それにかかわる省庁の皆さんも一生懸命努力をされて、これをつくり上げてきていたわけでありまして、このことは、私は大変高く評価をしていきたいと思ふわけであります。

さて、先日、五月十日の農水委員会、私、ちよつと差しかえて委員として出させていたいただいておつたんですが、そのときに、日米FTA、これから創造されるという、トランプ大統領はそうしたい、こう言つていらっしゃるけれども、二国間FTAよりもTPPが有益である理由は何かというところが委員会の中では問われておりました。そのときに、何となく明確な答弁がなかったように私は聞きました。

私は、この問題というのは必ず出てくる話だと思ひますので、仮に日米のFTAというのがこれから交渉されるとすれば、それよりもTPP11は

もつと我が国にとって有効なんだということを、具体的に数値をもつて国民に私は示して、だからTPP11なんだというふうに言つていただきたいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。まず、TPP11の経済効果でございますが、私も昨年末に公表しておりますが、我が国のGDPの押し上げ効果が約一・五％、約八兆円でございます。それから、〇・七％、約四十六万人の雇用増、こういう効果を見込んでいるところでございます。

TPP12の経済効果の約六割と、まあ四割減という結果なんです。貿易量はいいんですけど、アメリカが抜けると貿易額は半減するはずなんです。効果が、効果は四割減にとどまつているということ。これは、アメリカが抜けても、他の国、特に途上国との間で、物流改善ですとか税関手続の簡素化といった、そういう非関税障壁の削減によりまして取引コストの低下などが進む、こうしたことの効果が実はかなり大きいということでございます。先ほどお話がございましたとおり、TPP11が更に多くの新しい加盟国を入れて拡大していけばこの経済効果は更に大きくなる、こういうものでございます。

一方、いわゆる日米FTAにつきましては、これはあくまで仮定の話でございますので、政府として効果等の試算は行っていないところでございますが、先生あえて御質問でございますので、参考として申し上げれば、日米FTAを前提にしたGDPへの影響について、民間の学者さんが出している最新のデータとして、これはたまたまけさの日経新聞でも紹介されておりましたが、政策研究大学院大学で川崎研一教授という方がいらつしゃいます。この方の試算によりますと、GDPの押し上げ効果は約一・〇七％と試算されているところでございます。

○高木啓彦委員 そういう数値をぜひ示していただいて、国民にわかりやすく、だからTPP11なんだということは、これからぜひ折を見て説明

をしていただきたいと思ふわけであります。

さて、先般、五月九日に開催されました日韓のサミットがありました。この日韓サミットでは、その共同宣言の中で、日韓FTA及びRCEPについて、交渉加速化へ一層努力することを再確認したというふうに、この共同宣言で言われているわけでありまして。

TPP11の協定締結は、この日韓サミットで言われるところの日韓FTAあるいはRCEP、このことに、これからそつちは進んでいくんですけれども、どういう影響を及ぼしていくのか。つまり、このTPP11が、もう既に協定自体は固まつて署名をして、これから発効までのぐらいいかかるかは別にして、発効するという前段まで来ている、そこから更に日韓FTA、RCEP、これから交渉を加速化させていくということなんです。どういう影響があるか、教えていただけますか。

○林政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、さきの日韓サミットにおきましては、質の高いRCEPの早期妥結及び日韓FTAの交渉を加速するために一層努力するということと一致してございます。

TPP協定は、二十一世紀にふさわしいハイススタンダードな貿易・投資のルールの基礎となるものでございまして、TPP協定の早期発効は、RCEPを含む、我が国が交渉中のほかの経済連携交渉の加速を後押しするものと期待しているところでございます。

我が国としては、アジア太平洋地域における自由貿易を推進すべく、TPP協定の早期発効を目指すとともに、包括的でバランスのとれた質の高いRCEP及び日韓FTAの早期妥結を目指して、引き続き精力的に交渉を進めていくと考えてございます。

○高木啓彦委員 交渉中の日韓FTAあるいはRCEPの交渉を後押ししていくというのはそのとおりだと思いますが、もう一つここで重要なことは、TPP11の協定の内容が、先ほど申し上

げましたけれども、これからの貿易協定の基本、スタンダードになつていく、それ以上あるいはそれ以下というものも、いろいろな意味で、これからの交渉事の中で後ろに下がるということはもうあり得ないわけですから、だからこのT P P 11を早く協定を固めたかったんだと思つてゐるんです。それが戦略としても正解だと思ふんですよ。

ですから、これから進めていく新たな貿易のルールづくりが、T P P 11が、少なくともこれがスタンダードになつていくという前提で進んでいくんだと思ひます。

さて、アメリカが参加をしないということになつたことで、凍結項目というのが、二十二項目と言われておりますけれども、できました。この凍結項目は、凍結でありますから、凍結解除ということに、アメリカが参加を表明すれば、なる可能性というのはあるだろうと思つてゐるんですけれども、この凍結項目の取扱い、仮にアメリカが参加を表明をするということになれば、これはどういう扱いになるのでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答えいたします。

仮にでございますが、アメリカがT P P 11に加入したと言つてきた場合でございますが、T P P 11協定の第五条が加入の規定でございます。この規定に従ひまして、その時点でT P P 11の締約国とアメリカとの間で合意する条件に従つて加入する。すなわち、T P P 11の締約国が全て合意するということが必要でございます。

その上で、凍結項目でございますけれども、正式には協定第二条で規定の適用の停止というふうな言つてゐるところでございますが、これは若干いろいろ誤解があるようでございますが、例えばアメリカが戻つてきたら自動的に解除されるとか、そういう規定には全くなつておりません。この凍結を終了させるためには、締約国全体の合意が必要だと規定されてゐるところでございます。したがつて、アメリカの主張のみによつて解除されるということはありませんで、その扱い

については全て締約国の判断に委ねられてゐるということでございます。

○高木(啓)委員 今の答弁は極めて重要ですよ。つまり、アメリカのいいようにはならないんだ、だから、早くこの11が固まるのが大事だったんだということだと私は理解をしております。

ですから、この11をまとめていただいたということの意味は、これから時間を経ることに大きくなつていくだろうと思ひますし、いつ発効されるのかということも、これももちろん大事なことで、できるだけ早く発効していただきたいと思ふんです。

つまり、締約国が合意をしなければルールは変更ができないんですよということだと思ひますので、このことは極めて重要なので、ぜひ、これからの自由貿易をどう守っていくのかぜひ考え、そして悩みながら進んでいただきたい、こう思つてゐるわけでありまして。

さて、貿易の枠組みをつくる上で、当然、我が国の戦略として、守る産業分野、あるいは部分といたつたらいんですよ、と攻める分野というのがあつて当然だと思ひます。それはそれぞれどういう産業分野なのか。またあるいは、守りつつ攻めるという分野もきつとあるだろうと思ひますので、そのあたりのことについて見解を聞かせていただきたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

なかなか一概にはお答えしにくい御質問でございますが、あえて申し上げますと、守るべき分野といたしましては、T P P 12の交渉においては、先ほども御説明した国会決議がございました。国会決議を踏まえまして、重要五品目を中心に、ほかの国が九八・五％以上農林水産品の関税を撤廃する中で、我が国は約二割の関税撤廃の例外を確保し、また、関税割当てやセーフガードといった措置も獲得をしたところでございます。

攻めの分野としては、関税交渉として、日本以外の国に対して関税撤廃を強く要求し、結果とし

て、日本以外の国に工業製品の九九・九％の関税の撤廃を実現したところでございます。

また、投資、サービスの自由化についても、各国と個別に、各国の規制を撤廃、緩和するといったような交渉を個別に行う、これもかなり厳しい交渉だったわけですが、その結果、例えばコンビニなどのサービスの出店規制を緩和するといったようなことがかち取れたわけでございます。

また、共通ルールとして、技術移転要求の禁止、電子商取引におけるソースコード、ソフトウェアの設計図のようなものの禁止、こうしたものの移転、アクセス要求の禁止、知的財産の一層の保護といったようなことも規定に盛り込めたところでございます。

また、広域経済連携としてのT P Pの効果を最大限に発揮し、新たなグローバルバリューチェーン構築につながるよう、メード・イン・T P Pという考え方のもと、原産地規則の完全累積化、これを認めたことなども特筆すべき点であると考えております。

○高木(啓)委員 守る分野、攻める分野、いろいろあると思ひますが、私は、攻める分野の一つだと思つておるんですけれども、最初に、電子商取引のことについてちょっと伺ひをしておきたいと思ひます。

電子商取引のルールについて、他の貿易協定と比較して、T P Pの内容というのは先進的と言え

るのかどうかという議論があると思ひます。

いろいろな識者の論文や意見を聞いてみると、率直に言つて、T P Pの電子商取引のルールというのは、我々が理解をする上でどう考えた方がいいのかということの端にお伺ひしたいんですけれども、教えていただけますか。

○渡辺(哲)政府参考人 お答え申し上げます。

T P P 11協定、電子商取引につきましては、情報

の国境を越える移転の自由化、それからサーバーなどの設備を自国内に設置しろと要求しては

いけませんという禁止条項、それからソフトウェアの設計図とも言えますソースコードの開示要求を禁止するといった、電子商取引に關します先進的な規律が盛り込まれてゐるところでございます。

こうした規律は、狭義の電子商取引にとどまらず、これからIoTですとかそれからビッグデータの活用など、日本が強みを持つ物づくりの分野でも大変重要なものでございまして、我が国産業界もこれらの規律を高く評価してゐるところでございます。

なお、今申し上げた規律以外の一部の条文におきまして、もちろん、第三国間のFTAよりも規律の対象範囲の狭いものとか、規律の義務が緩やかなものはございます。

しかし、全体で見ますと、今申し上げた先進的な規律を始め、先進的で、かつ高いレベルの規律が盛り込まれておりまして、こうした電子商取引のルールは、今後の経済連携協定のモデルとして、二十一世紀の世界のスタンダードになつていくものと考えております。

○高木(啓)委員 よくわかりました。

つまり、T P Pの電子商取引のルールは先進的である、これからのモデルになり得るんだということだと思ひます。

私は、いわゆる今おっしゃつていただいた電子商取引が先進的であるべきだと思つてゐると思つてゐますので、今、電子商取引の保護主義化ということが懸念をされてゐるわけであります。お話にありましたように、データを移転させちゃいけないとか、サーバーを自国内に置けとか、その情報を開示しろとか、いわゆるデータローカライゼーションと言われているものについて、やはりT P Pが一つの防波堤になるべきだと思ふように思ふわけであります。

お隣の国の中国は、サイバーセキュリティ法、いわゆるインターネット安全法とも言われておりますが、こういう法律をつくつて、どんどんどんどん電子商取引に対して保護主義化を進めて

いるわけでありす。

ですから、そういう流れにくみすることなく、あるいはそれに対抗をしなければいけないし、そうしなければ自由貿易の役割あるいは自由貿易の枠組みというのは守れないと思いますので、ぜひTPPの先進的な電子商取引のルールというものを世界に広めるべく努力をしていかなければいけないというふうに思うわけでありす。

EUはデジタル単一市場づくりということを標榜してやっておりますし、そういうEUの考え方も一つあるんだと思いますので、私たち、このアジア太平洋地域でTPPをつくる上では、ぜひ、この電子商取引、先進的で、そして自由度の高いものをつくっていただきたい。

私は、この電子商取引こそ、これからの貿易ルールをつくる上で死活的に大事だというふうに思っています。

それはなぜかという、今、世界の投資家の目が向いている産業分野というのは主に三つしかないというふうに言われておまして、一つはバイオテクノロジー、二つ目は環境ビジネス、三つ目がIT関連産業、こう言われているわけでありす。

先日、ある勉強会でデータをいただいたんですが、世界の企業の時価総額ランキングがこの十年でがらっと変わっています。

二〇〇七年、今からちょうど十年ぐらい前は、時価総額で一番大きな金額を持っていたのは石油産業のエクソン・モービルでありました。二番目がペトロチャイナ、三番目が電機のGE、四番目がチャイナモバイル、五番目が金融の中国工商银行、これがベストファイブ。これが約十年前。

ところが、十年たつて、二〇一七年は全部入れかわっております、一番がアップル、二番がグーグル、三番がマイクロソフト、四番がフェイスブック、五番がアマゾンですよ。全部これはIT関連であり、いわゆる電子商取引によって伸びてきている産業であります。もつと言うと、今の現状は、六番目に投資ファンドのバークシャー・

ハサウェイが入っていて、七番目がアリババ、八番目がテンセントというふうに中国企業が入ってきている。ここがやはり問題なんだと思うんですね。

中国は、だからこそ、この電子商取引に対して、国営とも言えるようなこうした企業をもっともつと大きくしていくという意味での保護主義化を進めてきているんだろと思うので、こうした今のこの動きに対してTPP11はどうできるのかということをやぜひ真剣に考えていただきたい上で先進的な仕組みをつくっていただきたい、こう思っているわけでありす。

このTPP11の協定が締結されることを一つの奇貨として、今言ったような電子商取引を始めとする我が国の産業の強化、そのための体質改善というものはやはりどの産業でも求められるんだろと思う。もちろん、既にそうなっているところもあるんだろと思いますが、しかし、先ほど来、我が国の古賀先生やあるいは西田先生が御指摘をされたように、一次産業についてはやはり相当なてこ入れも必要だと思っております。

今後、先ほどお話があった、特に重要五項目についてはどのようなてこ入れを考えているのか。あるいは、水産物をこれからはもつと、我が国は海に囲まれている国ですから、水産物の振興もぜひてこ入れをしていかなきゃいけない。どういふ方策を持っているのか、お伺いをしたいと思います。

○天羽政府参考人 お答えを申し上げます。

平成二十七年十月のTPP協定の大筋合意により、我が国の農林水産業は新たな国際環境に入ったというふうに考えております。昨年十一月にはTPP11協定の大筋合意にも至ったところでありますが、こうした国際環境のもとでも生産者が安心して再生産に取り組むことができるようということ、総合的なTPP等関連政策大綱を策定し、これに基づき万全の対策を講じていくこととしておるところでございます。

具体的には、体質強化対策といたしまして、産

地の競争力を強化するための産地パワーアップ事業、畜産、酪農の収益力強化のための畜産クラスター事業、さらには輸出の拡大対策といったものを講じておまして、重要五品目を含めた我が国農林水産業の体質強化対策を講じているところでございます。

特に重要五品目につきましては、協定発効後の経営安定対策といたしまして、お米についてでございますが、国別枠の輸入量に相当する量の国産米を政府の備蓄米として買い入れること、糖価調整法に基づく加糖調製品を調整金の対象に追加すること、牛・豚・鶏の法制度化と補填率の引上げなどの措置を講ずることとしてございます。

水産業につきましては、別途、御説明をさせていただきます。

○森健政府参考人 お答え申し上げます。

水産業の体質強化につきましては、総合的なTPP等関連政策大綱に基づきまして、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、担い手への漁船導入でございますとか、産地の施設の施設整備、さらに漁船漁業の構造改革を進めてきているところでございます。

また、我が国の品質の高い水産物の輸出拡大に向けまして、オール・ジャパンでのプロモーション活動でございますとか、水産加工施設のHACCP対応等も推進をしておりますというところでございます。

今後とも、現場の声に寄り添いながら、新たな国際環境のもとでも、水産業を成長産業として、次世代を担う漁業者等が所得向上、競争力の強化に積極的に取り組めるよう後押しをしてまいりたいと考えているところでございます。

○高木(啓)委員 ぜひお願いをします。一次産業については、人手不足の問題も含めて、対応をぜひ考えていただきたいと思ひます。

私は東京選出の議員であります、東京というところは何か一次産業というのは余りないように思われるかもしれませんが、多摩地域は実は半分はもう山でございますし、林業もあるし、

農業ももちろんありますし、それから漁業も、伊豆諸島を抱えておりますから漁業もありますし、あるいは多摩地域では畜産もやっていますし、何でも、ですから、東京も同じなんです。

ですから、こうしたTPPで、やはり重要五品目を始めとする農業、水産業、あるいは畜産も含めてですけれども、ぜひそのてこ入れ対策を考えていただきたい、こう思ひます。

その一つのきっかけになるかなと思ひているのは、実は一次産品の品質に対する基準づくりだと思ひます。

先ほど、水産の関係でHACCPの話がありましたけれども、一番わかりやすいのは、これからオリンピック、パラリンピックがありますので、オリンピック、パラリンピックに食材を提供できるかどうかという、GAPという基準があるんですけれども、これをやはり一つの奇貨として、このGAPの認証を取っていくことによって、世界に通用するいわゆる食材の生産、あるいは食材の宣伝も含めてですけれども、我が国の一次産品というのはこんなにもいいものなんですよというものを客観的にわかる指標でぜひつくっていただいたらどうかというふうに思ひます。

そこで、このGAP制度とTPP11の関係についてどう考えるのか、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答えを申し上げます。

GAPの取組及び認証取得の推進は、国産農産物の二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、委員御指摘の輸出の拡大、さらには農家人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点からも極めて重要であると考えております。

また、現在、農林水産省では、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、二〇一九年の農林水産物、食品の輸出額一兆円目標の達成を目指し、農林水産業の体質強化に向けた必要な施策を推進しているところであります。

こうした中で、特に、国内環境整備の一環とし

今後とも、輸出拡大や人材育成など、我が国の農業競争力強化を図る観点から、GAP認証取得

い。もっと具体的な数字を言うと、東京にはコマツナという野菜がありますけれども、コマツナでさえ、六・三％しかGAPを取っていないんですよ。選手村に出せるんですか、この食材を。出せないでしょう。

だから、こういう今の現状をぜひ認識していただいて、ぜひ格段に努力をしていただきたい、こう思います。それは、東京都も努力をしなきゃいけないので、東京都にも厳しく言ってください。東京都も努力しなきゃいけない。組織委員会も努力しなきゃいけないんですよ。だから、そういう

この観点から申し上げますと、コロンビア、タイ、台湾、イギリスなど、さまざまな国、地域がご参加に関心を示しているということでございますが、これは歓迎したいというふうに考えております。新規加盟の対応方針などについては、我が国が主導しまして、必要な調整を行っていきたいと考えております。

私の質問は概括的なところをお聞きしようかと
思っておりますけれども、まず、今回のＴＰＰ

11、非常に画期的な条約に基づく関連法の整備に
入れるなど思っております。

といひますのは、私も二年前、外務省で政務官
をさせていただきました。国際社会における貿易
のルールというところでは、WTOというところ
がございます。多くの加盟国がある中で、担当の
皆さんは頑張つてはいらっしゃいますけれども、
なかなか自由貿易に向けての全体の動きというの
は進まなかったのが実感でございます。

非公式会合にも出させていただきましたが、二
度出させていただきましたが、一度出していただ
いて、その後、半年後に出了したけれども、同じ
内容をどうしても話している状況でございます。
これは決して担当が悪いわけではございませ
ん。それほど、やはり世界の中でルールをつく
ていくというのは非常に難しいんだということ
を実感した次第でございます。

そこで、TPP、アメリカが最初主導してきま
したけれども、今回、残念ながらアメリカは現在
離脱しておりますけれども、逆に、初めて日本
がリードする、自由貿易の仕組みをつくること
において、大変期待をしたいというふう
に思っております。

そうはいいまして、やはり大きな流れとして
の自由貿易をつくるということは大事でござい
ますが、やはり日本経済にとって、このTPP11、
まず、どのような経済効果がプラスになるのかと
いうところが気になるところでございます。

内閣府の試算によりますと、これまでも何度も
説明をさせていただきましたこのTPP11、GDP
で一・五％プラスの効果がある、また雇用におい
ても、四十六万人の雇用を生む、そういう試算が
ございます。しかし、よくこの試算を見ますと、
輸入はマイナス〇・三八％、輸出はプラス〇・三
六％ということでございますので、やはりこれは
輸入が若干ふえるという試算でございします。それ
を補うのが、民間消費でありますとか、又は直接
の投資、そして政府の調達によって一・五％のG
DPのプラスを得ようという政府の試算でござい

ます。

ですので、私、そこでもう一つ気になるのが、
カナダとニュージーランド以外は既にEPAを締
結しているという現状でございます。かつ、カナ
ダについては日本が占める貿易量の全体の一・四
％にすぎない、また、ニュージーランドは同じく
〇・四％にすぎないということで、いわゆる初め
て包括的な障害を取っ払う国については、非常に
割合は低いわけでございます。

そこで、私、本来であれば各国ごとの輸出入の
割合でありますとかGDPの押し上げ効果を聞き
たかったわけでございますが、なかなか計算は難
しいということでございますので、先ほども私、
問題意識に出しました、カナダ、ニュージーラン
ド以外は既にEPAが締結済みであること、その
ような中、このTPP11の発効による具体的なメ
リット、各国ごとのメリットで特徴的なものはあ
るのかどうか、これを端的にお聞きしたいと思
います。

〇澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にとつてでございますので、幾つか
例示をして御説明させていただきたいと思いま
す。

関税分野の合意内容につきましては、日本以外
の国の工業製品の九九・九％の関税を撤廃とい
うことでございますから、ほとんどの国で一〇〇％
近い撤廃ということでございます。

先ほどオーストラリアとEPAがあるという御
説明がございましたが、日豪EPAでは、例えば
輸出額の七五％が即時撤廃ということだったわけ
ですけれども、乗用車、バス、トラックの新車輸
出額の一〇〇％がTPPにおいては即時撤廃とな
るということでございます。

また、ニュージーランドにつきましても、我が
国からの工業製品の輸出額の九八％以上が即時撤
廃、残りの七年目までに全て撤廃ということがか
ち取れたところでございます。

農林水産品につきましても、例えばベトナムに
つきましては、日越のEPA、これはWTO税率

一〇％がまだ維持されているわけでございます
が、これは冷凍のブリとサンマについてというこ
とでございますが、これにつきましてもTPPで
は即時撤廃ということでございます。

農業者にとつても、品質が高く、海外で人気の
高い日本の農産品の販路を拡大する新しいチャン
スということだと思ひます。

それから、ルール面につきましても、投資先で
の技術移転要求の禁止といったような投資ルール
の強化、それから通関手続の迅速化、知的財産の
一層の保護、それからベトナムとかマレーシアに
おけるコンビニなどのサービスの出店規制の緩
和といったことがかち取れたところでございま
す。

また、WTOの政府調達協定に参加をしていな
かったマレーシア、ベトナム、ブルネイとの間で
は、TPPに政府調達章があることをもちまし
て、今回新しくこれらの国々の政府調達市場が開
放される、これも我が国にとつては大きなメリッ
トになると考えているところでございます。

〇濱地委員 細かく御説明いただきまして、あり
がとうございます。

私ども、御説明を受けておったわけでございま
すが、改めて、そういった指摘をする方がいらつ
しゃいましたので、各国ごとの特徴的なTPP11
の効果についてお聞きしたところでございます。

先ほど私も述べましたとおり、いわゆる輸入に
比べて輸出が若干低下しているという点がござい
ます。しかし、ここは、新輸出大国コンソーシア
ムで押し上げていくということでございます。

私も地元企業、私、九州なんです、地元
の企業さんでもこの新しいコンソーシアムに向け
ての問合せは非常に多いというのが実感でござい
ますので、我々議員も含めて、しっかりと宣伝を
しながら、政府としても、最終的には輸入よりも輸
出が上回るような最後の試算が将来的に出てくる
とすごくいいのかなというふうに思っております。
それと、先ほどもございましたとおり、ベトナム

ムのお話がありましたけれども、今回、TPPに
入る唯一の社会主義経済国としてのベトナムがあ
ると思ひつています。ベトナムの政治家とお話を
したことがあるんですが、非常に積極的でした。

また後ほどRCEPの話もしたいと思ひんです
が、やはり社会主義国家のベトナムが、さまざま
国有企業の壁でありますとか政府調達の壁に向
かつて、このTPPの枠組みを使つてうまくワー
クするんだということが示せることによって、ま
た他の社会主義経済の国に対してもいい影響が出
るのではないかなというふうに私自身は思つてお
ります。

次に、凍結項目についてお聞きをしたいと思
つて、先ほどは自民党の先生からもさまざまござ
いました。どうしても、米国の抜けたということ
で、各国がもとも持っていた思惑というものが
少し表に出たのが今回の凍結項目だったのかなと
いうふうに私自身は感じております。

日本ではよく問題にされておりましたといひま
す、よくフォーカスをされておりましたISD
S条項について、これはもう、日本にとつてマイ
ナスの点において主張する方がいらつしたわけ
ですが、私は、このISDS条項、やはり推し
進めるべきだという立場でございます。

そこで、凍結された凍結されたと言われており
ますが、これは一部が凍結されたというふうに関
いております。具体的にはどの部分が凍結され
て、どの部分が残つていくのか、それについて端
的にお答えいただきたいと思います。

〇澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP11におきます凍結項目二十二項目でござ
います、TPP12が有しているハイスタンドア
ドな水準を維持しつつ、十一カ国全てが合意でき
るバランスのとれた内容を目指してTPP11の交
渉を行つていく中で決まったものでございします。
その中の一つ、ISDS、投資家と国との間の
紛争解決でございします、御指摘のとおり、我が
国としては、これはISDSを盛り込む方向で12
でも交渉を行つてきたところでございます。

TPP協定第九章、投資章に規定される義務にかかわるISDSという、この制度の大枠は維持されております。

その上で、いわゆるプラスチックに当たる部分だと思えますけれども、個別の投資許可、投資に関する合意にかかわるISDS条項が凍結されたということと合意されたものでございます。

○濱地委員 個別の投資合意、投資許可について凍結されたということですが、日本政府が個別にやつたものを急に許可を取り消すなどということとはなかなか想定しづらいと思いますけれども、このTPP11に入っている国々でなかなかこういういったルールがわからないところで、かつ政治状況等あったときに、急にこの投資合意また許可が取り消されるようなことがありますと、やはり我が国企業が海外進出する際において漠然とした懸念が生じようかというふうに思っています。

その点について、どのように日本政府として対応していくのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○澁谷政府参考人 TPP協定の第九章、投資章で規定しております投資のルールは、投資に関して、つまり、投資先の国、投資の受入れ国が、内国民待遇、最恵国待遇、つまり、特定の外国の投資家だけを差別してはいけない、狙い撃ちしていろいろ嫌がらせをしてはいけない、こういうのが大原則でございます。

この投資章の主要な規定の違反によって損害が生じた場合には、ISDSで訴えることが凍結された後でも可能でございますので、海外に進出する日本企業にとっても有用な規定が維持されているというふうに考えているところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。

今の御説明で私も納得する部分はございますが、このISDS条項の凍結された部分についても、また今後動きがあればぜひ努力をしていただきたいというふうに思っています。

たいと思っております。

一般医薬品が五年、また生物製剤データが八年というところで、特にこれはアメリカまたオーストラリア等々でさまざまな主張があったというふうな思っておりますが、アメリカが抜けたということとで今回凍結されることになりました。

私も、日本企業、特に日本の製剤メーカー等の影響がどうなるのかということもお聞きしたかったわけでございますが、これは各社によって立場が違いますので、余り国会答弁には資さないだろうと思つて、聞くのをちょっと遠慮したいと思っております。

そうなりますと、こういった、特にこの生物製剤等や医薬品のメーカーなど知財全般において、それ以外でも多くの項目が凍結されたわけでございますが、我が国企業の有する知的財産を適切に保護することができると、それについてどのようなお考えを持っていられしやるのか、内閣府にお聞きしたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

知的財産の分野では、凍結項目二十二項目のうち十一項目が知的財産分野で凍結されております。御指摘の医薬品とかあるいは著作権に関する項目でございますが、他方、例えば、営業上の秘密の不正取得、あるいは不正商標ラベルや包装を使用した場合に刑事罰を科すことを義務化するといったような規定、あるいは地理的表示の保護に関する規定など、我が国が高い関心を有していた規定については維持されているところでございます。

TPP12が合意したときに、地方の中小企業の社長さんの談話が新聞で紹介されておりましたけれども、例えば、ベトナムに投資をしようと思つていたけれども、営業秘密の不正使用などについて取締りの規定がないということで、大企業ならばそれはちゃんとリスクヘッジできるんだけれども、我々中小企業ではなかなか難しく投資をちゅうちょしていたが、TPPのルールができれば安心して投資できる、このようなコメントが

載っていたのを思い出しているわけでございますが、そうした我が国の企業にとって非常に有用な規定は維持されているというふうに考えているところでございます。

○濱地委員 具体的な中小企業の方々の事例も踏まえてお答えをいただきましたので、非常に現場の声を反映された御答弁だったと思っております。

私もこの凍結項目を見まして、さまざま言いましてけれども、そう大きく日本企業には影響がないんじゃないかなというふうに思っております。特に製薬の部分につきましては、日本は当然これからシェアをどんどんふやさなければいけない状況にありますけれども、やはりアメリカ企業等々が一つ大きな関心を示しているのかなというふうに思っています。

実は、私のいとも某日本の製薬メーカーにおりましたので、このことを聞きましたら、問題ないというふうなことを言っておりました。その企業にとっては問題ないかもしれませんが、つくっているメーカーにとっては問題がありますので、これ以上はやめますけれども、概括的に、そう大きな影響はないんじゃないかなというふうに思っています。

しかし、今回凍結をされた中で、特に著作権の保護期間の延長等々、逆に、凍結をされたんだけれども、今回このTPP関連法において国内整備をされようという項目がございます。

先ほどの著作権の保護期間の延長や技術的保護手段、また、衛星・ケーブル信号の保護、審査遅延に基づく特許権の存続期間の延長等々が凍結をされておりますが、今回は国内法整備をしようというふうなされておりますが、それはなぜなのか、お答えいただきたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、凍結された項目は、我が国を含め各国について、制度整備を行う国際的な義務が生じないということになるわけでございますが、我が国は、TPP11協定の関係声明でもう

たっておりますように、TPP12のハイスタンダードな内容を維持するという立場で私どもは臨んでいたわけでございます。

したがって、限定された数の凍結項目でまとも上げたのが我が国であるという事実があるわけでございます。

第二に、11の交渉を主導してきた我が国といったしまして、12のハイスタンダードを維持するという、その交渉中の立場を一貫して具体的に実践することによって、凍結項目の解除などをいづれ十一カ国で議論するような場合においても、我が国が既に国内整備済みだということを背景に議論を主導しやすいという効果も期待しているところでございます。

また、第三に、凍結項目について、各国の判断で実施することが禁じられているわけではありませんが、あくまでも自主的な判断として、我が国としては、TPP11協定発効を機に、凍結項目を含む12協定の内容について、我が国においては制度化をしたいというふうに考えているところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。

次に、これは仮定の話になってしまいますが、タイのTPP参加についてお聞きをしたいと思っております。

先ほども大臣が御答弁されておりましたが、このゴールデンウィーク中にタイを訪れて、ソムキット副首相とお会いをされたというお話を聞きました。ぜひ、そのことについても、お話しできるところで、後ほど、もし御答弁できればと思っております。

私もソムキットさんに実際にお会いしたことがございます。やはり非常に聡明な方で、まさにタイの政権の中で経済を引っ張る方であるというふうに思いました。

私も実際タイに行ったときに感じたことでございますが、日本製の車も非常に多い。トヨタ車がほとんど走っていたように思います。それと、日本の企業が既にタイには多く海外進出をしております。

まして、恐らく東南アジアでは進出数は一番ではないかなというふうに記憶しております。

そうなりますと、私は、タイが参加する経済的メリットとして、既に現地生産も行われている中、どちらかというと、タイがハブになって、今、バンコク等を中心に東南アジアの経済が動いているわけでございますが、日本にとって大きな経済効果がどれほどあるのかなというふうに感じるところでございます。

タイが仮に、仮の質問でございますが、T P P 11に参加した場合の経済効果をどのように考えていらっしゃるか、内閣府にまずお聞きしたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げたかもしれませんが、タイは、参加への強い関心を示しておりますが、まだ正式な参加表明を行っておりません、正式な参加協議を行っていないということでございますので、私どもとしても、タイを含めた経済効果分析というのはまだ公式には行っておりません。

ただ、タイは、人口六千五百万、G D P 四千億ドルという市場であります。先生御指摘のとおり、多くの日本企業が進出している、東南アジア最大規模の我が国企業の拠点であるわけでございます。

T P P は広域経済連携でございますので、我が国の企業の一大拠点が含まれることで、タイを含めた、新しいT P P を活用したグローバルバリューチェーンの構築など、経済効果が大きく見込まれるところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。

それでは、茂木大臣、お疲れさまでございます。少し、タイのT P P 参加についてお聞きをしたいと思っております。

私が懸念しておりますのは、経済としては、確かに東南アジアのハブでありますし、日本企業も多く参加しておりますし、今、タイ・ブラスワーンというところで、タイを拠点に、カンボジアまた

ミャンマー等についても、これから展開をする回廊等もできていることも承知しておりますけれども、二〇一四年、タイはクーデターがございました。今、軍事政権でございます。

実際に、二年前、外務で政務官をさせていたのだとときに、O E C D の東南アジア地域プログラムの参加についても、非常にこれに対して懸念をする国もあつた状態でございます。憲法については、国民投票は終わったというふうに聞いておりますけれども、内容についても、少し人権や民主主義のところの後退したんじゃないかなという指摘もございいます。

そして、何よりも、民主化のための選挙がどうしても延び延びになってしまつていて、ことしの十一月の予定が来年二月になるんじゃないかという報道もございいます。

そういった、経済面でのプラスがあるタイではございますが、やはり民主化プロセスが不透明な部分がある中で、今後、タイのT P P 参加に向けて、日本がどのような役割を果たすべきとお考えなのか、茂木大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○茂木国務大臣 タイであります。委員御指摘のように、メコンデルタ地域、この中心的な国であります。日本のタイとの関係、非常に古くからでございます。そして、今、日本から現地に進出している企業、五千社を超えていると言われております。今後、日本企業のサプライチェーン、バリューチェーン、こういったものを考えても、タイのT P P 参加、この経済的な効果は非常に大きいのではないかな、こんなふうに思っているところであります。

確かに、委員御指摘のように、経済的にも、タイというのは、東南アジアの国々の中でも前の方を行つていられるという部分もありますし、地政学的にも非常に重要な立場にある。ただ、民主化プロセス、これを考えたときに、今後どうなっていくか、こういったことには注視をしていきたい、こんなふうに考えております。

いずれにしても、日本として、新たな国、地域の加盟を通じて、T P P のハイスタンダードでパランスのとれた二十一世紀型の新たな共通ルール、これを世界に広めていくということが必要であると思つておりました。これはT P P 参加十一カ国の共通の思いでもあると思つております。

その意味で、関心を持ってつてくれている国、中南米でいいますとコロンビアであつたり、さらにはタイ、そしてまた台湾、そして英国、こういった国に対して必要な情報の提供を行つていきたいと思つております。

私も、ゴールデンウィーク、タイの方を訪問させていただきました。そして、経済政策全体を統括しておりますソムキット副首相とも直接意見交換をしてきたところであります。委員御案内のとおり、ソムキット副首相、大変な知日家でありまして、日本の温泉のことは日本人以上に知つておられる、こういう状態でもありますけれども、副首相としては、タイ国内の産業の高度化に向けた改革を進めていく上でも、T P P 11にぜひ参加したい、こういった強い意向が示されたところであります。我が国としても、情報提供等、タイの取組に対して必要な支援を行うこととしたいと思つております。

先ほど澁谷調整官の方からも答弁をさせていただきましたが、新たな国、地域の加盟につきましては、発効後に正式協議が開始されることになりまして、そのための対応方針について、十一カ国の間で認識を共有、確認しておく必要があると思つておりました。この七月にも改めて首席交渉官会合を東京で開催したい、このように考えております。今後とも我が国が主導して必要なさまざまな調整も行つていきたい、こんなふうに思つております。

○濱地委員 大臣、ありがとうございます。

大臣とソムキットさんの会談が行われて、恐らく相当、多分意見が合ったんじゃないかなというふうに感じております。何となくお二人は合うんじゃないかなというふうに感じているところがござい

まいして。これからタイも選挙があつて、その中で、やはりこういう国際スタンダードにプロットされることとが、今後、民主化政権ができたときに、やはりまたそれをひっくり返すようなことはできないんだという一つのキーになろうかと思つております。

ので、そういう意味で、私も、このタイのT P P 参加、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思つております。

あと残り五分になりましたので質問を少し飛ばしますが、今現在、米国が発動しております鉄鋼、アルミの追加関税措置についてちょっと聞きたいと思つております。

鉄鋼については約二五％、アルミ製品については一〇％の追加関税をしているわけでございますが、これについては、結局のところ、我が国の鉄鋼やアルミ製品の競争力が強くて、結果的にはアメリカ経済にデメリットであるというふうな見方もございます。そういったことがしつかりアメリカ経済がわかることによつて、やはり自由貿易が大事なんだというふうに認識をしていただきたいなと思つております。

じゃ、具体的には、我が国のどのような製品分野において競争力があるのか。全体の報道ではわかるんですが、具体的にお答えいただけますとまたイメージが湧くものですから、端的に外務省にお答えいただきたいと思ひます。

○林政府参考人 お答えいたします。

米国の追加関税措置に關しまして、日本からの輸出品が米国の安全保障に悪影響を及ぼすことはなく、むしろ、高品質で多くが代替困難な日本製品は米国の産業や雇用にも多大な貢献をしているというの我が国の立場でございます。しるべき説明もしてきていたところでございます。

そのような製品の例といたしましては、例えば、我が国から輸出されている深海油田の井戸を掘るためのパイプ、あるいは自動車部品用の特殊な鋼材といったものがございまして、米国内でも高い競争力を有する品目と認識しているところで

でございます。

○濱地委員　そうですね。余り具体的な品名を言うというところでしようが、私が聞いている限りによりますと、もう日本製品を使わないと立ち行かない産業もあるというふう聞いておりますので、ぜひそういったところをアピールしながら、この追加関税措置の撤廃もそうでございますが、やはり自由貿易に移っていくところを説得していただきたいなと思っております。

最後の質問にしたいと思いますが、RCEPの交渉状況についてお聞きをしたいと思います。

皆さんも御案内のとおり、RCEPには中国、韓国が入る予定、またインドもこれに参加をする予定でございます。

中国に対しては日本の貿易量の二一・六％を占める、また韓国は五・七％を占めるということでございますので、かなりこれは日本企業にとっても大きなメリットがあるかと思っております。

実際、RCEPが締結されましたら、SPSです、ね、いわゆる植物の検疫の措置等もこの分野の項目に入っているというふう聞いておりますし、また、知財につきましては、この前、ドラえもん、知財が、北京の裁判所が一応無効と判決をしましたが、やはり、日本企業にとつては、中国の知財の扱い方は非常に懸念するところでございます。

そして、何といたしても、先ほど高木委員からもお話をしましたが、電子商取引のルールについては、中国は越境データの取扱いについては厳しいルールを課しておりますので、これについてもやはり自由化というものが求められるだろうというふうに思っております。

そこで、RCEPが締結されれば、さまざまな分野において我が国にとつてのメリットは大きいと思ひますが、ただ、なかなか難しいハードルもあるかと思ひますが、今の交渉状況について、林さんの思いも含めて聞かせていただければ

と思ひます。

○林政府参考人　お答え申し上げます。RCEPは、私が課長をしていたときに交渉を始めた交渉でございます。特別な思い入れもございます。

委員御指摘のとおり、RCEPには、知財、SPS、電子商取引といったさまざまな分野のルールが含まれてございます。このRCEPの締結によりまして、世界の成長センターである東アジア地域における貿易の自由化、円滑化並びに効率的なサプライチェーンの構築が図られることは、日本の企業にとつてもメリットが大きいと考えてございます。

現在のRCEPの交渉状況について申し上げますと、各分野の論点が絞り込まれつつある状況にございます。また、七月一日には東京で中間閣僚会合を開催いたしました。議論をリードしていくという所存でございます。

我が国は、年内妥結を目指すASEANを支持しております。引き続き、包括的でバランスのとれた質の高い協定の早期妥結を目指しまして、精力的に交渉を進めてまいりたいと思ひます。

○濱地委員　ぜひ交渉妥結に向けて頑張っていたきたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山際委員長　次に、濱村進君。

○濱村委員　公明党の濱村進でございます。

午前中最後の質問となりましたが、よろしくお願ひいたします。

まず、TPP11でございますが、もともとTPPとして十二カ国でやってきたわけでございますが、残念ながら、米国、アメリカが抜けたということでございます。このこと自体は、残念な残念であるというふうには思ひますが、引き続きアメリカに対しては、二国間のFTAの話とかもございませうけれども、日本としては、TPPが最善であるという、このスタンスは変わらないというところでございます。

その上で、TPP11、幸か不幸か、アメリカは抜けてしまわれたわけでございますけれども、十一カ国になります。この十一カ国、どちらかというところ、この締約国は成長余力のある国々が多いというふうな思ひをしております。日本の輸出産業からすれば、この締約国の成長をしっかりと取り込めるのであれば日本の企業にとつても成長を見込めるのではないかとこのように思ひをしております。これはチャンスでありメリットであるというふうな考えておりますが、越智副大臣の御所見をお伺ひしたいと思います。

○越智副大臣　TPP11のチャンスについて御質問いただきました。

TPPは、これまでの二国間EPAと違ひまして、新しい巨大な一つの経済圏をつくり出していくものでございます。経済効果の分析におきまして、全体を見ますと、GDPで七・八兆円、また、雇用でいきますと四十六万人の増加ということと試算で出されております。

具体的な効果について申し上げますと、日本以外の参加国における工業製品の九・九％の関税が撤廃されることとなります。日本の中小企業等にとつても輸出拡大の効果が期待されるということとが言えると思ひます。また、農業者にとりましては、品質が高く、海外でも人気の高い日本の農産品の販路を拡大する新たなチャンスをもたらすというふうな考えております。

また、ビジネス環境を改善するさまざまなルールとして、進出先での技術移転要求の禁止といった投資ルールの強化、通関手続の迅速化、知的財産の一層の保護、コンビニなどサービス業の出店規制の緩和などが盛り込まれたわけでございます。この結果で、中小企業を含む日本企業の海外展開が後押しされるということも期待しているところでございます。

まずは、TPP11の早期発効を実現するとともに、中小企業の海外展開支援、農林水産業の体質強化策など、TPP等関連政策大綱で取りまとめました施策を着実に実施していくことで、これら

の効果を最大限実現していきたいというふうな考えているところでございます。

○濱村委員　ありがとうございます。

今、副大臣のお話で、中小企業にとつても輸出拡大の効果が目に見えるということでございます。これは本当にぜひやっていただきたい、というよりも、やっていきたいというふうな思ひが、地元、私は兵庫でございますが、地元でこういう話をする、なかなか皆さん、ぴんとこられていないという状況もございませう。

そういう意味でいうと、大きく二通りぐらいあるのかと思ひます。まず、知財に関して申し上げますと、中小企業の皆さん、外国の輸出に要する費用とかはなかなか高額で手を出しにくいというふうな悩みがあったりとか、あるいは、権利侵害へ対応するための費用は高額である。なかなか、大企業のように自前でそういう知財部門とかを持てないということもございませうので、難しい点もあるかと思ひます。

こうした課題について、政府としてしっかり取組をお願いしたいと思ひますが、どのような取組を行うのか、確認したいと思ひます。

○小山政府参考人　中小企業が海外展開を行う上で、特許を始めとした知的財産をいかに海外において取得し、活用、更に保護していくかというのは重要な課題であるというのことは私たちも認識しております。さらに、中小企業の多くにつきましては、やはりそのための資金とか人材、情報というの不足しているのではないかと状況にあるということも認識しております。私たちが、そのような中小企業の知財活用へのきめ細かな支援が重要だと考えております。

このため、特許庁におきましては、海外展開を目指す中小企業の方々を、情報収集から侵害対策に至るまで、それぞれの段階で支援しております。

簡単に御説明いたしますと、まず、情報収集につきましては、全国四十七都道府県に設置しております知財総合支援窓口というところにおきまし

て、弁理士、弁護士等の専門家が海外進出の際の知財のリスクや外国出願の手続について情報提供や助言を行っております。

また、実際に出願の際には、翻訳や弁理士等の代理人に係る費用の半分の補助しております。

また、海外で知財を侵害された場合の対策といったしましては、模倣品が出回ってしまった場合には、その製造販売業者に警告状を送るための調査費用、さらに、悪意の第三者が自社ブランドを先取りしたといったような場合には、先取りされた商標権を取り消すための審判請求等の費用などの一部について補助をしております。逆に、外国企業から訴えられるリスクにつきましては、外国での知財訴訟に係ります弁護士費用を賄います保険の加入のための費用の一部を補助しております。

いずれにしても、今後とも、中小企業の方々が海外でも知的財産をしっかりと活用し保護できるよう、引き続き支援をしていきたいと思っております。

○濱村委員 非常に丁寧に御答弁いただきました。ありがとうございます。非常に重要な施策に取り組んでおられますので、こうしたメニューがありますよということを知らしめることも重要かなというのを改めて感じました。

その上で、もう一つ、融資について確認したいんですね。

中小企業といっても、なかなか、即座に向こうに行つて資金調達できるかというと、そうではないんだらうというふうに思いますが、その融資あるいは資金調達の活動の課題についてはどのような取組を行うのか、確認します。

○高島政府参考人 お答えいたします。

今委員から御指摘のございましたとおり、中小企業が積極的に海外展開をしていく上で、資金繰りが課題として挙げられることも多くなっております。中小企業の海外展開を支援する上では、円滑な資金調達環境の確保ということが重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

このため、日本政策金融公庫におきまして、海外展開でありますとか海外展開事業の再編に取り組み中小企業が必要とする資金に対する融資を行っております。また、中小企業の海外に設立しました海外現地法人などが日本政策金融公庫の提携先である海外などの金融機関から円建てではなく現地流通通貨建てで借入れを行うといったことに対しては、債務を保証するといったことも行っております。

これらによりまして、海外展開に取り組む中小企業の円滑な資金調達を支援しているところでございまして、引き続き中小企業の海外展開に伴う資金調達を後押ししまして、中小企業の海外展開を一層促進してまいりたいと考えております。

○濱村委員 国内においてはなかなか海外現地金融機関との対話ができるわけじゃないので、実際のどのようなことができるかというところはまだまだ不安感があるかと思ひます。そういったところも丁寧な話ができれば状況もつくっていただきたというふうに思っております。

続きまして、凍結項目、二十二項目あるわけでございますけれども、その中で何点かお伺いしたいと思っておりますが、まず技術的保護手段についてお伺いします。

これは凍結されたわけですが、当初言われていた技術的利用制限手段の定義規定を新設して、当該手段を回避する行為をみなし侵害とするの規定を設けるというような改正、これ自体はやるのかやらないのか。ちょっとどちらか、まず確認をしたいと思ひます。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP11では、TPP協定の十八・六八条、技術的保護手段の規定が凍結されております。著作権等について、許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段について、これを権限なく回避する行為をまた回避することを目的とした装置等の製造、サービスの提供等の行為に対して、民事上、行政上の救済措置を講ずること、また、故意かつ商業上の利益又は金銭による利益のためにこ

れらの行為が行われた場合には刑罰の対象とする、これが十八・六八条の趣旨でございまして、この規定が凍結されたことによりまして、締約国はこのような技術的保護手段についての救済措置等に係る義務を負わないということになります。

一方で、先ほど申しましたとおり、TPP11協定において凍結されることになった事項も含めて、我が国としては凍結項目も含めてTPP12協定の内容について全て実施するというところでございまして、御指摘の技術的保護手段に関する事項についても今回の国内法において改正を行うこととしていくところでございます。

○濱村委員 国内法ではしっかりと改正するというところでございました。

その上で、確認したいんですが、TPP11協定の中では凍結したということになりますので、そういうことであれば、我が国から輸出するような場合についてはなかなか、検討をしなければいけないことがあるんじゃないかと思っております。例えば、映画であったり映像コンテンツ、こういうものを海外に出していく場合に、違法コピーできないようにするようなコピーガード、これが破られてしまうようなことが起きてしまふんじゃないかと思っております。

そうすると、海賊版のコンテンツが販売されたりするというのが懸念があるのではないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘は、海外における海賊版コンテンツの蔓延等についての御懸念ではないかと思ひますが、確かにアクセスコントロールの回避というこの十八・六八条、権利者の適切な保護を図る観点から極めて重要なものだというふうに私も認識しております。

今回、TPP協定では凍結をされましたが、我が国においては本事項についても制度改正をする。これは、制度が未整備となつていく国々に対しても率先して働きかけていく、そういう趣旨のあらわれだというふうに御理解いただきたいと思います。

す。なお、知財の協定の中に、十八・五八条、これは複製であります、それから十八・六〇条は譲渡であります、これについては凍結の対象になっておりません。したがしまして、各国におけるいわゆる海賊版の製造、複製、販売、譲渡については民事責任、刑事責任を問ひ得るということでございます。

○濱村委員 民事責任も問ひ得るということでございますので、そこは一定、理解いたします。その上で、もう一点確認したいんですが、インターネットサービスプロバイダーでございますが、これも凍結ということでございますが、これは、内容についても御説明いただいた後に、この凍結の影響による懸念について確認したいと思ひます。

○澁谷政府参考人 インターネットサービスプロバイダーの規定でございますけれども、これは、我が国とアメリカで若干制度の仕組みが違いますけれども、権利侵害の疑われるような内容がインターネット上にアップされた場合に、プロバイダーがどういふ形で責任を負うかということについて定めをしたものでございます。

いわゆるアメリカ型のやり方、それから日本流のやり方についてもTPP協定上は読めるような形になっていくところでございますが、これを各国でも広げて、きちんとした権利保護を図つてほしい、こういう趣旨でございまして、今回この規定が凍結されまして、導入義務を負わなくなるわけでございますが、まず私どもの、日本としては既にそういう制度を持っているということ、それから、実は、多くの国で既にそのような制度を有しているか、あるいは他の条約に基づいて制度の導入義務が課されているということでございますので、凍結の影響はさほど大きくないというふうに考えているところでございます。

○濱村委員 今の技術的保護手段においても、あるいはインターネットサービスプロバイダーにおいても、日本としては国の基準としてしっかりと

やっている部分があるんですが、それを今回、締約国となっているような国々に要請するのは、なかなかまだハードルが高からうというところもあるかと思いますが、ぜひとも、こうしたところを主導権を握って、太平洋地域における情報のやりとりにおいて主導権を握っていただきたいと思います。というのが私の趣旨でございます。

その上で、少し電子商取引についてお伺いしたいとおっしゃいます。

先ほど来質問の中にも少し出てきておりましたけれども、データローカライゼーションの防止ということは規定されておるわけですね。このことを端的に言えば、インターネット上のサービスとかで、そのサービスを提供する外国の国内で物理的なサーバーを置きなさいよという要請がデータローカライゼーションだというふうに思いますが、このこと自体は非常に大事なことだと思っております。

ただ、そうはいっても、RCEPとか、中国が参入するような枠組みの協定を検討するに当たっては、少しハードルになる可能性もあるんじゃないかなと思っております。影響についてどのようにお考えなのか、御所見をお伺いします。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、TPP11の電子商取引のチャプター、これは一つの目玉だというふうに12のときに御説明をしていたところでございますが、コンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止といったような先進的なルールが盛り込まれたところでございます。

この規定は、いわゆる電子商取引のみならず、IoT、ビッグデータの活用など、我が国が強みを持つ物づくりの分野でも極めて重要なものでございまして、我が国の産業界もこのルールを高く評価している、また、TPP11の凍結項目にはぜひ入れないでほしいといったような要望もいただいていたところでございます。

結果的に、電子商取引の規定は全て維持されているということでございます。国際的枠組みにお

ける今後のルール形成における規範とすべきといったような形で私ども考えておりますし、産業界もそのような要望をしているところでございます。

一方、先生から御指摘いただいた中国でございますが、昨年六月に施行したサイバーセキュリティ法におきまして、重要情報インフラ運営者に対し、個人情報それから重要データの中国国内での保存義務を規定しているというふうに承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、TPP11協定において盛り込まれたこうした先進的な規定の一つの規範といたしまして、他の通商協定や国際的枠組みにおけるルール形成を目指していきたいと考えているところでございます。

○濱村委員 ありがとうございます。

最後に、インターネットにおける海賊版対策について伺います。

今般、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合で議論されて、日本の漫画やアニメの著作権を侵害する海賊版サイトについては接続できないようにするということを検討されました。これは、平成三十年四月十三日に、知的財産戦略本部、知財本部と犯罪対策関係会議として、短期的な緊急措置としてのサイトブロックを実行するとの発表がございましたが、結果的に遮断行為をされる状況には至りませんでした。

結果論としてはこれはよかったですと私は思っているんですが、法的な整理としてはどういう整理をしたのか、確認をしたいと思っております。

○住田政府参考人 御指摘のございましたとおり、四月十三日に知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議におきまして、インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策を決定したところでございます。

この緊急対策におきましては、運営管理者の特定が困難で、侵害コンテンツの削除要請すらできないような悪質な海賊版サイトが出てくるということ等を踏まえまして、まず、こうした特に悪質な

海賊版サイトのブロックングに関する考え方の整理をいたしまして、ただいま御指摘のございましたとおり、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置といたしまして、民間事業者による自主的な取組として、三つのサイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロックングを行うことが適当と考えられるという政府としての考え方を示したものでございます。

この法的整理につきましては、今回の緊急対策におきましては、ブロックングというのは、憲法第二十一条第二項、電気通信事業法第四条第一項に言う通信の秘密を形式的に侵害する可能性があるわけでございますが、仮にそうだととしても、刑法第三十七条の緊急避難の要件、これは現在の危難があるということ、他の手段を講じてもできないという補充性と言われているものと、法益権衡、この三つの要件でございまして、これを満たす場合には違法性が阻却されるものと考えられるとしておりまして、この三つの要件についても検証をしたところでございます。

○濱村委員 今、刑法三十七條の緊急避難に当たるといふ話でありましたが、今の現状からすると、なかなかそうは当たらないというものは社会一般で言われていることでございまして。

一方で、大事なのは、通信の秘密を侵害するという一方で、正当行為であれば違法性阻却されるということをしつかりと担保していくことだと思っております。

その上で、今、通信事業者も、例えばメールとかあるいはインターネットを見られるようにするというためには、通信の内容を一部見ているわけですね。そういう意味でいうと、通信の秘密を侵害している。だけれども、インターネット接続のため、あるいは通信を行うためには、IPヘッダーであったりネットワークアドレスとか見なきゃいけないよねということであるので、これは正当業務行為として、違法性阻却されるということになっておりますが、何ら法的根拠がないという状況です。これはちゃんと対処をすべきだと思っ

ております。

ですので、法整備をぜひやっていただきたいと思います。思っておりますが、今回の悪質な海賊版サイトについては、しっかりと法案を検討するとおっしゃっていただけるんですね。ですので、ぜひやっていただきたいと思います。ですので、目的と手段を間違っちゃいけないと思っております。

目的は、漫画とかアニメとかのそうしたコンテンツがちゃんと、消費者の皆さんに費消されるときに、権利者が適正に利益を得られる状況をつくっていくことが大事である。だからこそ、それを産業政策上位置づけていくということが大変重要であると思っておりますが、この点、経産省、お伺いします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

コンテンツ産業は我が国の強みの一つでございます。国内はもちろん、国外市場向けにやっています。持続的に発展していくための取組ということを行っております。

御指摘のとおり、コンテンツの権利者やクリエイターの利益を適正に確保するというところによりまして、次のコンテンツを生み出すということにつながるものでございます。コンテンツ制作を継続的に行うことができる環境を整備すること、これは、産業の健全な発展にとって大切と考えております。

このようなコンテンツ産業の健全な発展を阻害する海賊版ということについて対策を行っていくこと、大変重要でございますけれども、これは、一つの対策を行えばそれで全て解決するというものではないと、今御議論いただいております。法的措置の検討以外にも、サイト運営者への削除要請だとか消費者への広報活動、あるいは広告出稿抑制など、さまざまな対策を、考えられ得る対策を組み合わせて行っていく必要があると思っております。

そういう観点から、関係省庁や関係団体と連携して、経済産業省としても対応しているところでございます。

権利者やクリエイターに利益を適切に確保し、コンテンツ産業の発展につなげるという観点からも、海賊版対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○濱村委員 今、海賊版サイトと言っているのは、要は、著作権料を払わずに無償で、ユーザーもネット上でただで漫画を見られるというわけですが、著作権料を払ってあげれば、そこはビジネスモデルとして、どこかで収益を上げるんだから、成り立つていいですという話だと思いますが、そういうところが成り立つか成り立たないかというところも、ちゃんとビジネスモデルとして検討をいただきたい。

もう一個あるのが、漫画家であったりクリエイターであったり、そういう人たちでも、名前が売れているような人以外で、まだまだこれだけでは飯を食えませんという人もいらっしゃる。そういう人は、あつ、この漫画おもしろいね、目に触れることこそが大事だという方々をお考えの人もおられます。ですので、そういう方々をも生かせるようなことも含めて御検討をぜひお願いしたいと思います。

海賊版サイト、これは悪質ですので絶対許しちゃいけないということでありませうけれども、これはしっかりと、今は法的整備を行うということですが、今般の緊急措置でいえば、ISP事業者に対して遮断することを要請はしていません。要請はなくて、自主的な判断に任せしますよというふうな話でした。

これは事業者の自主的判断に任せられるわけですが、これは事業者からすれば、訴えられ、訴訟リスクもあるわけですね。一方で、もつとと言うと、実際に、とある弁護士さんが訴訟を起こしておられます。そういうことも含めて考えますと、リスクを事業者に負わせるようなことはやめなければいけないというふうに思っております。

どういう方向で今後の法整備の検討を進められるのか、御所見をお伺いします。

○住田政府参考人 今回の緊急対策は、あくまで法制度整備が行われるまでの臨時的かつ緊急的な対応としてのものと考えています。

この臨時的かつ緊急的な対応、法制度整備が行われるまでの間ということと考えておりますので、必要な法制度整備については次の通常国会への提出を目指して検討を行うということと先般の会議でも確認をしておりますので、ご意見を。通信の秘密の問題を含めまして多方面でさまざまな御意見があるということは承知をしておりますので、法制度整備に向けては、関係者の理解を得ながら、十分な議論を踏まえて、かつ迅速に、関係省庁とともに連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○濱村委員 来年の通常国会ですね。じゃ、しっかりと検討をお願いします。

検討する方々の中に、ぜひとも情報法制に詳しいような方も入れていただきたいというふうにも思っております。

そうした形で成案を得る中で、データの自由な流通を促進するようなTPPができ、そして、そのTPPの上でさまざまなコンテンツを海外に打って出るというふうなことができる、これは大きな大きな日本の産業政策の一つであろうと思っておりますので、取組を更に進めていただきたいとお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○山際委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二十五分開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

きょうは、TPPの関係法律の整備に関して質問させていただきますが、TPPというのは、今回、11、12、あとは、凍結というふうなこともあって大変わかりづらいのかなと思います。さらに、一般的には、TPPというのと、農業生産物、水産物そして工業生産物の各国の駆け引きというふうな印象を国民は持たれているのではないかと思いますが、その中で著作権というものが今回TPPの中でも盛り込まれているわけですので、本日は、その著作権に絞って質問をさせていただきます。

その前に、まずは、最近、漫画村とかの海賊版のサイトでブロックとかの問題がありまして、総務委員会でも質問をさせていただいたんですが、これは内閣府というふう非常に細かく区切りをされているということを実感したわけでございますので、この著作権に関しては、各省、この二つの省が中心となるんでしょうけれども、どのようなことで区分けがなされているのか、まず説明をしていただきたいと思います。

○住田政府参考人 御指摘のサイトブロックはその他に、御指摘の点でございますけれども、四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議におきまして、緊急対策を決定したところでございます。

本件は、いろいろな役所が関連をしております。例えば、知財戦略という観点からいきますと内閣府、電気通信事業法の所管といったような観点からいきますと総務省、その他、著作権法という意味では文科省といったようなところがさまざまに関係をしております。このインターネット上の海賊版につきましては、侵害行為が巧妙化、複雑化をして、被害の深刻化が注目された二〇一六年から、サイトブロックキングを含む対策方法につきまして、知的財産戦略本部で検討を続けてきたところでございます。今回の対策に関しましては、海賊版対策の一環として、知的財産戦略本部のもとで、関係省庁と

連携して検討を行ったものでございます。

この検討の過程におきましては、既に児童ポルノにしまして実施をされておりますブロックキングの考え方を参考としております。この児童ポルノの対策におきましては、通信の秘密との関係でも、民間事業者を中心とした法的考え方、整理のもと、総務省の研究会で検討を経た上で、犯罪対策閣僚会議で対策を講ずるということになったものと承知をしております。

こういった経緯を踏まえまして、今回の緊急対策の取りまとめにおきましては、犯罪対策閣僚会議と、著作権を損なう海賊版サイトの対策という意味で、知的財産戦略本部との合同会合というところで開催をし、決定を行ったところでございます。

今後の法制度整備を含めまして、関係省庁と十分に連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○串田委員 今、たくさん答えていただいたんですが、大まかに、ソフト面とハード面、ハード面に関しては内閣府の知財で、外枠的な、ハード的な部分が総務省というふうな、私、印象を持っております。うなずかれていないので、そうじゃないのかなと思うんですけど、非常に、質問をするにおいても、どこの省庁であるのかというのがちょっとわかりづらいというところがあるものから、お聞きをさせていただきます。

ところで、このTPPに関しまして、いろいろ、農業とか、あと工業に関して盛り込むというのは非常にわかりやすいんですが、著作権をこのTPPに盛り込むものとして、積極的な国というのはどういったところなんですか。

○瀬谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP12協定のときは、今のチャプターごとに、大まかなチャプターごとにワーキンググループがつくられて、そのワーキンググループごとに議論がされておりました。

○串田委員 そうはいっても、今回凍結というところで、アメリカが加わらなかったことによって凍結というような取扱いというのが行われるということとは、凍結されているものが著作権の中でも二つに分かれる、これは後でちよつと触れられれば触れたいと思うんですが。

そういう意味では、アメリカが加わることによつて、仕方ないという国があるんだと思うんですね。だけれども、アメリカが入らない限りは、著作権についてはとりあえずは凍結をしてもらわなければならないぞ、とギブ・アンド・テークにならないで、そんなふうな気がするんですけれども、この保護期間五十年から七十年になるのを、著作権の保護期間、五十年から七十年にするのを、著作者の権利でも、この延長を望んでいない国といふのはあるんでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

交渉の中において、どこの国がどういう立場だかというのとはなかなか申し上げにくいところがあるわけですが、端的に事実だけ申し上げますと、ＴＰＰ参加国のうち、アメリカ以外で、オーストラリア、シンガポール、チリ、ペルー、メキシコ、これらの各国は、既に著作権の保護期間が七十年以上、こういう制度になっているというところでございます。

○串田委員　そうしますと、今の国以外が、逆に言えば保護期間を延ばしたくないということと、凍結になるのかなという気がいたします。

　そういった意味では、その国は、恐らくアメリカに對する輸出というのがそのほかで見込まれる。その採算が合わない以上は著作権の延長という

この凍結の中で、国内に關してだけ保護期間を延ばす、我が國が延ばす積極的な理由というのは何なんですか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP11協定において凍結されることになったた事項につきましては、我が国として制度整備を行う国際的な義務を負わないということでございますけれども、まず第一に、我が国は、TPP11協定の交渉において、12のハイスタンダードな内容を維持すべきという立場で臨み、凍結項目はできるだけ限定された数にするべきだという形で、まさに、我が国がそういう形で議論を主導してまとめたということが第一点目でございます。

二点目といたしまして、この11の交渉を主導してきた我が国として、12協定のハイスタンダードを維持するというこの立場を一貫して具体的に実践することによって、いずれ将来、凍結項目を解除する、そういう議論を十一カ国で議論する際際除する、我が国が既に国内の制度を整備済みだということをもつて議論が主導しやすい、こういう効果も期待されるというのが第二点目でございます。

第三点目は、凍結項目について、各国の判断で実施することが禁じられたわけではないということなので、あくまでも各国の自主的な判断に委ねられていくということで、我が国としては、11協定発効を機に、凍結項目を含む12協定の内容について、必要な制度改正を行うことにしていけるわけでございます。

著作物の保護期間について特に申し上げますと、この延長をする、七十年にすることであると、ございますが、我が国が保護期間を延長すると、既に七十年以上としている、かつ相互主義を採用している多くの国において、我が国の著作物の保護が延長されるというメリットがあります。

また、長期間にわたり得られる収益によって、新たな創作活動なり、新しいアーティストの発掘、育成が可能となり、文化の発展に寄与すると

○串田委員　その趣旨はよくわかりました。

一方、凍結というのが、保護期間以外にアクセスコントロール、違法視聴を防止するというような部分もこれは凍結されたということなんです。が、保護期間というのは各国でいろいろな考え方があってあるんだと思うんです。しかし、アクセスコントロールというのは違法視聴ということでありますので、これは各国ともに、このアクセスコントロールというのは当然締結されていっているのではないかなと思うんですが、これが凍結されている理由というのは何だったんでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

今回二十二項目凍結をされました。それぞれの項目によつて凍結を主張する国の理由が違ふんですけれども、制度改正したくないとか嫌だとかかという端な理由というよりは、むしろ、国内で既に制度がある、あるいは、将来制度改正をする意思はあるけれども、その国内でやろうとしている制度が本当にこのＴＰＰ協定にぴったりと符合するものかどうかということの自信が持てないのですね、とりあえず凍結してほしいといったような主張をする国が実はかなりあったわけでございます。

TPPの場合は、協定違反となりますと、最終的に経済制裁まで紛争処理で行ってしまうということになります。そういうことをかなり懸念している国があったというのは一般論として申し上げたいところでございます。

その上で、今回のTPP11のアクセスコントロールについて凍結をしたわけですが、これは、先ほど午前中の質疑でもお答えいたしました。私どもとしても、権利者の適切な保護を図る観点から極めて重要な規定だというふうに認識をしているところでございます。今回凍結をされましたが、我が国では本事項についても制度改正をす

なお凍結をされて、各国において必ずしもこのとおりの制度改正がなされなくても、凍結されていない項目の中に複製権あるいは譲渡権についての規定が残っておりてございますので、各国におけるいわゆる海賊版の製造、複製、販売、譲渡については民事責任、刑事責任を問えるというふうに考えております。

○串田委員　そういうものを締結したとしても国内でそれを整備する自信がないというような部分が説明がありました。アクセスコントロールというのを、国として防衛できない、そういう趣旨なのかなと思うんですが。

一方で、非親告罪が今回凍結が外れたというふうにお聞きしております。これは、かなり国が、著作権を侵害したことに對して積極的に乗り出してその捜査なりをしないと、非親告罪というのは実現できないのかなとは思うんですけれども、これは、アクセスコントロールは各国においては整備をする自信はないといながら、非親告罪化ということに関しては各国は既になされているのか。あるいは、それを行う自信が各国にあるということ、この凍結がアクセスコントロールはされ、非親告罪化というのは凍結が外れる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

著作権等侵害罪の非親告罪化につきましては、
実は、十二カ国の中で既に多くの国が非親告罪となつているところでございまして、むしろ、これの改正に恐らく国内で一番大きな議論になつたのは我が国ではないかと思ひます。私の部屋にも随分、漫画家の方がたくさん交渉中にいらつしやいまして、御意見を伺ひました記憶がございます。

既に多くの国でそういう制度になつていといふことに加へまして、最終的な規定の中に、非親告罪というのは原則にはなりませんが、適用範囲

を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができると注がけられたということとをもちまして、今回はこれは凍結ということにはならなかったということでございます。

○串田委員 今、そういう交渉過程を聞くことができたので、少し合点がいったかなという気はするんですけども、国内において非親告罪化というのは大変議論がなされていたわけでございます。

一方、国内における非親告罪も、コミケだとパロディーに関してはこれは非親告罪化から外れるという答弁が、まあ法的には明確に書かれているわけではございませんけれども、そんな答弁がなされていると聞きましては、その点、ちょっと通告はないんですけども、諸外国も、このコミケとかパロディーというのは国内と同じように除外規定というような形で設けられているんじゃないかと。

○永山政府参考人 済みません、事前に通告がなかったもので、詳細については把握しておりませんが、恐らく諸外国では一般的に、先ほど申し上げた、TPP12、十二カ国中、非親告罪の国が、ベトナム、日本を除いて全て非親告罪ということでございますので、基本的には例外はないというふうに承知しておりますので、それぞれ、可罰的違法性といいますが、その立件といいますが、裁判に訴える過程でそういうものとのバランスをとっているのではないかとというふうに考えております。

○串田委員 その部分をちょっと懸念しているのは、国内ですごく議論がなされたというのは間違いないわけでありまして、その際、コミケとかパロディーはどうなるか、そういう議論がある中で、コミケはこの非親告罪の中には入らないというようになことが明らかになったということもありまして、コミケファンというのは大変安堵したという部分もあるところがございます。国内的にいうと、そういう意味では、著作権者、そういう

たような活動をされている方からすると、非親告罪というのは大変憂慮すべき事柄であった部分の駆け引きの中で、コミケというものが外れるというようなことで、かなり安心したという部分があるわけでございます。

一方、今お話を聞きますと、TPPを締結した国に関しては例外がないという部分がございますので、そう考えますと、諸外国の著作物に関しては非親告罪化でこちらの著作物に関してもいろいろと厳しく対応をされてしまつて、国内でパロディーとかコミケは非親告罪化されていないというふうな扱いの中で、TPPが締結されると諸外国は違う扱いの方がなされるというふうなことが出てきてしまうのかな、そういうような部分はいろいろこれからの中で配慮していただきたいというふうな気がいたします。

次に、アクセスコントロール、先ほどちょっと触れましたけれども、今回国内整備をしたということなんです、ちょっと違和感を感じたのは、違法視聴をこれまで国内で整備されてこなかったというのがすごく不思議なんです、これは何か理由があるんじゃないかと。

○永山政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十四年の著作権法改正におきまして、アクセスコントロール技術の一部、DVDとかに施されております暗号型の技術でございますが、それを平成二十四年の改正で著作権法における規制の対象に追加いたしました。

その際の検討過程において、今回TPPの整備法で新たに規制の対象にいたしますアクセスコントロール機能のみを有する保護技術についてもそのとき検討の対象になりましたけれども、平成二十四年当時、保護の対象にすべきだという積極的な御意見もありましたが、公正な利用と権利の保護とのバランスを図りながら制度のあり方を検討する必要があるというふうなことで、二十四年では結論を得るには至らなかったという経緯がございます。

今回、TPP12の協定の交渉の妥結を受けまし

て、改めて議論を行いました。その際には、やはりアクセスコントロールの回避によりまして権利者の保護されるべき利益に大きな影響が生じているとか、国際的な制度の調和という観点、また、今回の改正では、著作物の公正な利用とのバランスに留意する点についても、そういう点に配慮した制度設計というもののについて成案を得ております。

そういうことを踏まえまして、今回、TPP協定の締結に伴う整備法において対応するというようにしたものでございます。

○串田委員 海賊版の規制についてお聞きをしたと思うんですが、国内におきましては、通信の秘密を侵すのではないかと、そういう議論もあるんですが、一方、アメリカ、今回はTPP11に入らないということですけども、将来的にFTAとか、そういうふうな形で著作権の問題というのやはり議論をしていかなければいけない中で、米国は、CLOUD法、要するに、データがサーバーを通過するときに米政府の大きなクラウドの中を通過するということで、政府がそれを閲覧することができるといふようなCLOUD法というものが設けられているわけでございます。

そういう意味で、このTPPが締結されることによって、将来的にそのような各国間の海賊版などの対応の仕方についての規制というのが同一化していく、要するにスタンダード化されていくのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○永山政府参考人 今委員からアメリカにおけるCLOUD法の動きがございましたが、今回のTPP協定の中では、海賊版対策を含む民事上、刑事上の手続について規定をされ、それがTPPのルールとして各国で採用されるという意味では、共通化していくと思えますが、各国で採用されていくということになるかと思いますが、今御指摘のアメリカにおけるCLOUD法につきまして

はありませんけれども、文化庁として現時点でそのような制度の導入に関する要望とかニーズは把握していないので、我が国として、文化庁として、現時点でそのような、採用するという考えは持っておりません。

○串田委員 著作権というのは大変デリケートなことでございますので、しっかりと国内においても検討していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○山際委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案、質問をさせていただきます。

実質、特別委員会ではなく常任委員会、この内閣委員会での審議はきょうから始まったばかりといいますが、いよいよ、前のTPP十二カ国ではなく、アメリカ抜きでTPP11については、しっかりとその経緯ももう一度再確認をしつつ、では、我が国にとってこのTPP11がどのようなものになるのかということ、私は丁寧に審議を進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

二〇一〇年、当初八カ国から始まったTPP交渉に、二〇一三年七月から日本が加わりました。以降、参加予定国が十二カ国になり、政府は、二十一世紀型の新たなルールを構築し、世界のGDPの約四割、人口の一割強を占めるアジア太平洋、この経済圏を取り込むことによって、経済効果で実質GDPを二・五九％、約十四兆円押し上げ、雇用を一・二五％、約八十八万人増加させる見込みである当初うたてておりましたが、今回のTPP11では、実質GDPが二・五九％から一・五％、経済効果が十四兆円から八兆円、さらに、雇用の効果が二・五％から〇・七％、八十八万人増加させる見込みが四十六万人と、ほぼ半分になつています。それだけアメリカとTPPとの関係は、非常に大きな、その経済力の面から見ても大きいものであつたであろうというふうに、当初の

TPPのもくろみを、もくろみといいますか、考えをそのように受け取っていたわけですか。

その後、二〇一六年二月に署名、二〇一七年一月に国内手続完了を寄託者であるニュージーランドに通知した後、同じ二〇一七年の一月に、米国トランプ大統領が、TPP離脱の大統領覚書を出して離脱を表明いたしました。TPPからの完全離脱という表現を行い、マルチではなく二国間の貿易協定の方が自国にとって有利であるという明確な考え方を示して、TPPから離脱したわけですね。

その後、十一カ国によるTPP早期発効を目指して議論が再開し、協定締結のための国内法整備として今般この関連法案の審議に至っているという、この流れをいま一度確認させていただきます。

では、きょうは茂木大臣とそれから堀井政務官にそれぞれ質問させていただきたいと思いが、そもそも、このTPPは、十二カ国による協定締結とそれに関する国内関連法を整備する必要性があったのでありますが、米国が離脱するTPP11での協定締結であれば、各国の人口及び経済の規模等を勘案し、対応できるための法改正という手段ではなく、新たに個別の法案として提出し、そして更に十分な審議に付すべきではないかというふうに思います。その点から大臣にお伺いしたいと思います。

○茂木国務大臣 おとし、平成二十八年の十二月に成立をいたしましたTPP整備法、正確には環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律におきましては、TPPを実施するために必要不可欠なものとして、関連する国内法の規定の整備を総合的、一体的に行ったところであります。

今回は、TPP12、この協定が有しているハイスタンダードな内容を維持しつつ、十一カ国でTPPの早期実現を図ろうとするTPP11協定の締結に伴う改正でありまして、ハイスタンダードは維持をしながら、そして国内においてもそれに必

要なさまざまなルールを整備していくという意味におきまして、確かに、米国が抜けることによりまして、TPP11の全体の経済規模、例えば人口でいいますと八億人が五億人になる、そしてまた経済規模でいいますと十兆ドル、こういうことになるわけですが、それでも、守るべきハイスタンダードというものは基本的には変わらないと考えておりまして、主として国内法におきましてはTPP整備法の施行日のみを修正するシンプルな内容であることから、現在提出しているTPP整備法の改正法案、こういう形をとったわけであります。

○玉城委員 今大臣がおっしゃったように、確かに、輸出を支える工業製品について、十一カ国全体で九九・九%の品目の関税撤廃が実現し、さらには、高いレベルの自由化が全体的に図れるというのがTPP協定の効果であるというふうに書かれております。

他方、私が思いますのは、やはりそれは、環太平洋という考え方を当初その構想の中に入れてあった米国がいてこそ、このTPP12の考え方だったと思います。

さらに、本法案の改正についても、私、冒頭申し上げました、きょう、この内閣委員会での審議が始まったばかりであります。この法案について、いわゆる手直しだけをすればすぐ実行できるという考え方もあるかと思いますが、本来であれば、関係する法案審議のための常任委員会は、例えば内閣、外務、農水など多岐の委員会にわたるわけでありまして。

ですから、本来であれば、参考人質疑あり、公聴会あり、各委員会の合同審査などあり、慎重な法案審議を進めることは、国民への説明責任という意味で、立法府の責務を果たしていくという意味で重要な方法ではないかと思うわけですね。これは、理事会の中でのそれぞれのお諮りをお願いしたり、あるいは他の委員会にもそのようなことをお願いして、より慎重で、前回のTPP12のときにとどのような議論が足りなかったのかというこ

ともしつかり重ねていく必要があるというふうに思うわけですか。

ですから、このTPP11の意義についても、国の重要施策として進めようとする政府並びに所管省庁からは国民に対して説明責任をしっかりと果たすべきだと思ひますし、政府・与党はそのための努力を丁寧を重ねていただくべきだと思います。しかし、今般、このように米国抜きのTPP11、TPP12ですと、全体のGDPでは日本とアメリカで約八割近くのGDPを占めていた、日本のカウンターパートであるアメリカが抜けた後のTPP11を早期に発効させるという理由がありであればお聞かせください。

○茂木国務大臣 TPP11、二十一世紀型の自由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋地域につくり上げる。確かにアメリカは離脱しているわけですが、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、太平洋の反対側の北米から中南米、こういった国も加わっているわけですが、全体で、先ほども申し上げたように、人口五億人、GDPでいいますと十兆ドル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏をつくり出していくものであることは間違いありません。

そして、そこでは、関税削減だけではなくて、投資先で技術移転などの不当な要求がなされない、そして知的財産が適正に保護されるなどのルールが共有されることから、我が国の例えば中堅・中小企業にとっても多くのビジネスチャンス、こういったものが広がってくるんだと思っております。

例えば、日本のコンビニ、これは非常に世界の中でもすぐれたノウハウ、こういうものを持っていてと言われていると思いますが、こういったものがアジアに展開していくときに、出店規制等々の問題から、十分その持っている能力を発揮できなかった、こういったことも今後払拭をされていくわけでありまして。

アメリカが昨年一月二十三日にTPPから離脱を宣言した後、十一カ国、議論を重ねまして、

米国抜きでもTPPを早期に発効させる重要性について一致し、結束を維持して、この三月の八日にチリのサンティアゴにおきまして署名に至ったところであります。

自由で公正な共通ルールに基づく自由貿易体制こそが世界経済発展の源泉である、そのように考えておりまして、TPP11によりまして、二十一世紀型の新しいルールづくり、これをまさに日本がリードすることの意味合いは非常にまた私は大きいと思っておりますし、我が国にとっても、そしてまたこれはアジア太平洋地域の将来にとっても画期的な成果である、このように考えております。

○玉城委員 確かに、アジアを経済圏に取り込むという意味では、フランチャイズチェーンそれからサプライチェーンの拡大は非常に、グローバル化を目指す企業にとってはその方向性は歓迎であるというふうに思います。

他方で、やはり経済力、購買力の大きなアメリカが今までは相手であるという考えがありました。アメリカと日本が大部分を占める一大経済圏をアジア太平洋に構築して、経済的、その目的を果たしていくという。

ということとは、TPP12当初の方向性は、このTPP11では若干変化しているのではないかと思います。大臣、いかがですか。

○茂木国務大臣 新しい共通ルールを発展するアジア太平洋地域に広げていく、さらにそれを世界に拡大していく、こういう将来的な基本方向というのは、当初のTPP12、そして今回のTPP11においても変わっていないと思っております。このTPP12、これは生きていく協定、リビングアグリーメント、このように言われておりまして、新たな国、地域の加盟を通じて、保護主義が世界的に台頭する、こういった中であって、TPP12の新たなルールを世界に拡大していくことが必要だと考えております。

こういった観点から、例えば、太平洋同盟でいいますと、もうメキシコが入り、そしてチリが入

り、バレーが入るという中で、コロンビアも参加に強い意欲を持っているわけでありまして、我が国のバリエーションとしてサプライチェーンからも重要なタイであったり、また台湾、英国までが参加に対して関心を持っている。こういったことを歓迎したい、そのように考えておるところであります。

新規加盟の対応方針などについても、我が国が議論を主導して、必要な調整、こういう形をとってまいりたいと考えております。

○玉城委員 ハイスタンダードなルールづくりをし、TPPがこの日本におけるさまざまな産業の伸長、伸び行く、その手だてになるということだと思っております。

では、堀井大臣政務官に伺いたいと思っておりますが、ASEAN十カ国プラス日本、中国、韓国、日本も入っていますが、さらに、オーストラリア、ニュージーランドと別交渉中のRCEPでは、より互恵的でより柔軟なルールを探る交渉がこれまで行われているものと思っております。

例えば、このTPP11の締結、発効によって、中国などは、急ぐ必要はないというコメントを出しておりますが、また、このRCEPに参加するオーストラリアは、日豪EPAより牛肉の関税の削減力はこのTPPで大きくなっておりますし、有利に働くというふうな報道があり、さらに、ニュージーランドは競争力の高い乳製品の対日輸出の拡大をこのTPPで図るということを考えると、RCEPというもう一つの、より大きな、より柔軟な形をつくるものが、TPPの成立、発効によってRCEP交渉の障害になるものは生じないのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○堀井(学)大臣政務官 お答えをいたします。TPP11協定は、二十一世紀にふさわしいハイスタンダード貿易・投資ルールの基礎となるものであります。TPP11協定の早期発効は、むしろ、RCEPを含む、我が国が交渉中の他の経済連携協定交渉の加速につながるものと期待をいたしているところでございます。

我が国としては、アジア太平洋地域における自由貿易を推進すべく、TPP11協定の早期発効を目指すとともに、引き続き、包括的でバランスのとれた質の高いRCEPの早期妥結を目指し、精力的に交渉を進めていく考えでございます。

○玉城委員 であれば、このTPP11の動向をきつちりと見据えていくという意味からも、RCEPの交渉もやはり時間をかけてしっかりと行っていく必要があるであろう。

ですから、TPP11を先に先に進めていく、TPP12である程度もうルールづくりはできているから、凍結する項目を置いておけば、すぐに我が国の利益につながるようなことをやっていくと思っております。やはりこのTPP11によって高い利益を得られるのはグローバルな企業を中心になるということではないかと思っております。

では、中小企業がここからどうやって伸ばしていくのかということを考えてみると、その前段で、では人材をどうやって確保するか、その資本をどうやって蓄えておくかということの前段階にまだまだ準備と、そのための支援策が必要ではないかというふうに私は思います。

さて、今回、TPP11の交渉過程で、米国の脱退に伴い凍結する二十二項目、特定の規定の適用の停止を織り込んでおります。米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、TPPの高い水準を維持するという説明がされております。

茂木大臣、これは、後に米国がTPPに参加、復帰するということを想定若しくは期待しての仮という意味での措置なんでしょうか。

○茂木国務大臣 まず、TPP11であります。事実関係として、三月の八日に既に十一カ国で合意をして署名をいたしております。そして、既に各国が国内手続を進めておりまして、メキシコは四月の二十四日に既にこの国内手続が終わっております。

私も、各国のカウンターパートの大臣ともいろいろな協議、電話を含め、しておりますけれども、予想以上のスピードで進んでいる。これは、

ゆつくり進むというより、かなりスピード感を持って進んでいる。これまでTPP11の交渉をリードしてきた日本が、しっかりとこの国会でこのTPPの協定、そしてまた国内法、承認、成立をさせることがTPP11の早期発効につながっていく、このように考えております。

そして、TPP11の成立といえますか発効によりまして誰が裨益をするか。確かに、大企業、既にグローバル展開をしております。そういった大企業にとってもプラスになってまいります。先ほど申し上げたように、中堅・中小企業、これから国内だけではなく海外、成長するアジア太平洋地域に打って出る、このためにも大きなやばりベースになっていく。そのために、なかなか、大企業と比べて調査能力が低かったり、チャネルを持たない中小企業等々に対してもしっかりと支援策をとってまいりたい、こんなふうに考えております。

その上で、TPP11については、TPP12協定が有しているハイスタンダードな内容を維持しつつ、十一カ国全てが合意に参加できるバランスのとれた協定が実現をできたと考えております。

ハイスタンダードを維持する、一方で、各国が合意できるものをつくる。なかなか難しいところはあるんですけども、余りハイスタンダードにしようと思つとなかなか各国が合意をできない、バランスをとろうとするとスタンダードが低くなってしまう、こういう懸念もあったわけでありまして、早期にハイスタンダードなものが私は実現できた、このように考えているところでありまして、このTPP11の早期発効というのが、委員御指摘のように米国のTPP復帰を促すことにつながる、これが十一カ国共通の期待であります。

我が国としては、米国の対して、TPPの持つ経済的、戦略的重要性、そして、間違いなく経済のグローバル化、さまざまな分野での技術革新、一番進んでいるのはアメリカですから、こういった新しいルールのもとでのさまざまな取引が行われる、このことがアメリカの経済やそして雇用にとってもプラスになる、こういったことを改めてしっかりと訴えていきたいと考えております。

○玉城委員 では、大臣にもう一点伺いたいと思います。

もし後日、米国がTPP11に復帰を希望する場合、もとのTPP12に戻るように、結局TPP12協定の場合と実質的に同一であることを踏まえ、一部改正を行うことで対応するという説明もあるとおり、やはりアメリカが復帰をするということも、ある程度想定、前提になっているというふうに思っています。

では、新たな加盟交渉国であるアメリカに対して要求を新たに求めることは、先行参加国として可能であると私は思うわけですね。そのことについて、アメリカが戻ってくる場合に、では、アメリカに何がしかの条件を付して、この条件もぜひのんでくださいという、よりハイスタンダードな要求を求めるということはお考えですか。

○茂木国務大臣 これは、TPPの協定上どうなっているかということでありまして、米国の仮にTPPに加盟する際には新規加入の扱いとなる、第五条で加入の規定がございますが、これに規定されているとおり、TPP11協定の締結国と新規加入国との間で合意する条件に従って加入することになる、これが五条であります。

こうした新規加入協議については、最終的にいかなる条件で加入するかということについては、もともとの加入国と新規加盟国、仮にこれをアメリカとしますと、そことの間での協議の結果、個別具体的に決まっていくことになると思っております。

ただ、まず、これが発効する、その段階で入っている国の合意がなければ新規加入というものはできない、こういう前提であります。

○玉城委員 そのアメリカの合流が、いわゆる二十二項目の凍結とされている、凍結ということはやがて解凍されるということですから、凍結だけをもって、アメリカが参加することによってより

ハイスタンダードになるといふと、これは逆に日本の農業ですとかさまざまな分野に与える影響が、またその懸念が復活するということになり、国民の激しい反対世論は、その批准し、進めている中にあっても、いろいろな思いが惹起するのではないかというふうに思います。

では、最後に二点、堀井政務官に伺いたいと思います。

今般、米国が離脱、不参加したことによる、そのアメリカは、一対一の協定を求める、ウイン・ウインの関係ではなくてゼロサムの考え方でいくんだということがトランプ大統領の考え方で、別の貿易協定として、アメリカが望むように、日米FTAなど、交渉をアメリカ側からこの間求められた経緯がありますでしょうか。

○堀井(学)大臣政務官 お答えをいたします。

日米経済対話の議論の中では、二国間FTAに関する米側の考え方が示されております。また、ライトハイザー米国通商代表による連邦会議における発言にもあり、将来的な可能性として、米側にそのような見解もあることを承知をいたしております。

いずれにいたしましても、我が国としては、TPPが日米双方にとって最善との立場から、どのような枠組みが日米経済関係及びアジア太平洋地域にとって最善であるかを含め、建設的に議論をしていきたいと考えております。

○玉城委員 日本側がさまざまな国に対してバイの関係をFTAやEPAを、お互いがウイン・ウインの関係を結ぶために交渉するということ、私は、私も反対するものではありません。

しかし、日米FTAは、米韓FTAを例にとってみても、このTPP以上にアメリカ側の高い要求が日本に求められるということが懸念されているわけですね。

ですから、TPPのグローバルな関係の中でアメリカが参加することの方が、より各国にとっても日本にとってもウイン・ウインの関係に近づけやすい、つまり、ゼロサムの関係ではなくウイ

ン・ウインの関係をづくりやすいという考え方が当初のTPP12だったと思います。

最後に一問、お聞かせください。

日本から、では、この日米FTAなど、逆に、TPP11の枠外でFTAなど二国間交渉の用意があるなど、事前協議等について、公式、非公式を問わずアメリカ側に求めた、そういう経緯はありますか。

○堀井(学)大臣政務官 外交上のやりとりについてはお答えを差し控えたいと考えますが、その上で申し上げるとすれば、我が国としては、TPPが日米両国にとって最善と考えており、その立場を踏まえ、米側と議論に臨んできているところでございます。

○玉城委員 ですから、今最後におっしゃったように、やはりTPPはアメリカ抜きでは語れないです。ですから、アメリカが戻ってくるときに日本がどのような用意を整えておくかということをもっと国内議論でしっかり構築しておかないと、アメリカが入ってきた途端、大打撃を加えられてしまうということがないようにしっかり準備をしなければならぬということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。ニフエーデーター。

○山際委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 立憲民主党の福田昭夫です、まだ入党させてもらったばかりでありますけれども、今回、内閣委員会での質問は初質問となります。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案について、私も前回質問をする予定でしたが、与党の強行採決で質問をする機会が失われました。したがって、今回は原点に戻って、高度な自由貿易とは何ぞや、それで国益はちゃんと守れるのかという観点から政府の考えをただしてまいりますので、答弁者は簡潔にお答えください。時々茂木大臣にもお聞きしますので、よろしくお

願いたします。

まず、TPPの基本的な考え方の存廃についてであります。

一つ目は、生きた協定。

三年後の見直しが規定されているようでありますが、生きた協定と言われているように、これも、11に引き継がれるんですか、どうなんですか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP協定におきましては、TPP委員会という委員会があるわけですが、協定発効の日から三年以内に、及びその後は少なくとも五年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直す、こういう規定が二十七条の二条で規定されております。この規定は、TPP11協定でもそのまま組み込まれているということでございます。

○福田(昭)委員 それでは、これは常に、三年後、そして五年後、五年後と見直しがなされる、こういうことですね。

それでは、二つ目ですけれども、ネガティブリスト方式についてであります。

TPPでは、自由化から除外したい領域、項目を各国があらかじめリストにして出す方式で、ここに挙げられていないものは、本文で適用外とされている限り、全て自由化の対象となるということですが、これも引き継がれておりますか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPP協定は、今先生御指摘のとおり、投資、サービスに関しては、原則自由化するという原則のもと、自由化に関する規定を適用しない場合には各国が必要となる留保を行う、いわゆる例外となる分野のみを留保表に記載するというネガティブリスト方式を採用しているところでございまして、この方式の留保表もそのまま11協定で組み込まれているところでございます。

○福田(昭)委員 そうすると、このネガティブリストを、今回TPPを結ぶに当たって、日本は何か提出したものはありますか。

○澁谷政府参考人 日本の部分は全く変更がございません。

○福田(昭)委員 そうすると、このネガティブリスト方式は投資分野にだけ該当させて、それ以外の分野は該当しないということですか。

○澁谷政府参考人 投資及びサービスの分野ということでございます。

○福田(昭)委員 では、投資及びサービス以外は、このネガティブリスト方式は採用されない、こういうことですね。

○澁谷政府参考人 投資及びサービス以外、例えば国有企業等についての規定の例外を各国が求める場合は、その国有企業の例外表というのが別途附属書になっておりまして、いわゆる留保表という形で別表になっておりますのは投資とサービスの部分ということでございます。

○福田(昭)委員 そうすると、このネガティブリスト方式には農業分野は入っていないんですね。

○澁谷政府参考人 あくまで投資とサービスの分野というところでございます。

○福田(昭)委員 そうすると、農業の分野には聖域はないということですね。

○澁谷政府参考人 投資とサービスについては、原則自由化するということが投資及び越境サービスのチャプターで規定をされているところでございまして、その例外を留保表ということでございます。

農業というのは、恐らく物品関税の話をおっしゃっているとしたら、それは第二章、全く違うチャプターでございます。

○福田(昭)委員 違うチャプターかもしれないけれども、結局、後でまたやりますけれども、そうすると、農業については除外がないということでしょう。違うんですか。

○福田(昭)委員 じゃ、それは後の項目でまたやらせてもらいます。

それでは、三つ目ですけれども、ラチュエツト条項の適用についてであります。

越境サービス章にあるラチュエツト条項は、発効時の各国の規制や法律の自由化水準を低めてはならないという決まりであります。適用される分野では、企業への規制を強化することも、民営化したサービスを再公営化することもできません。これも引き継がれておりますか。

○澁谷政府参考人 御指摘のラチュエツト条項、ラチュエツトは歯車の歯のことですけれども、投資、サービスについて、先ほど言いましたように、ネガティブリストで留保表を、各国が留保を提出しているわけでございますけれども、今ある制度をそのまま留保したいという現在留保と、将来どういう規制の強化をするかわからないから将来にわたって留保したいという将来留保と、二種類ございます。

現在留保、すなわち現在の制度をそのまま残したいという形で現在留保に載せているものにつきましては、少なくとも、変更を行う際に現在の内容より後退させない、これがいわゆるラチュエツトということでございます。

このラチュエツトにつきましては、11協定においても組み込まれているところでございますが、ただ、我が国の社会保険サービスのように、将来にわたって規制の強化もあり得るというものは将来留保表に各国とも記載をしている、こういうことでございます。

○福田(昭)委員 そうすると、医療保険などについては留保されていると。

それでは、今回の法案、改正の中で、例えば水道が今回民営化をするということで、多分これはTPPの先取りかと思えますけれども、例えば、今、大自治体が水道事業をやっていますけれども、上水道事業をやっていますけれども、これが一旦民営化された、そうしたら、もう一度公営化するということはできないということになります

けれども、それでいいですか。

○澁谷政府参考人 水道事業につきましては、どちらかといいますと、これは公営サービスということで、政府調達分野に属するのではないかと考えますけれども、コンセンションも含めて、今回は政府調達の対象にしているところでございます。

○福田(昭)委員 基本的に、公的健康保険も政府のサービスですよ。水道事業も、地方自治体ですけれども、公共サービスですよ。しかし、考え方は同じなんじゃないですかね。

やはり、もし、水道が民営化しちゃった、しかし、これは大失敗だったということでも、もう一回公営化する、こんなふうな話になったときに、このラチュエツト条項で留保していないと戻せないんじゃないですか。どうなんですか。

○澁谷政府参考人 留保というのは、制度を留保するものでございまして、水道事業とかそういう形ではなくて、例えば建設業法でありますとか、そういうものについての留保でありますとか、

ちなみに、TPPの自由化というのは、これは内外無差別、つまり、外国企業だけを締め出すということとはいけないということでございます、それ以外のさまざまな規制は、基本的にはTPP協定に何ら反するものではないというふうに理解しているところでございます。

○福田(昭)委員 また後でやりますが、そうやって民営化をして失敗して、もとに戻したというのは、実は郵便局もあるわけです。郵便事業もあるわけですよ、国によつては、しつかり。ですから、これはとんでもない条項なんですよ。しかも、今言っているけれども、自由な貿易というのがいかに弊害が大きいかわからないのは後の議論の中で申し上げますけれども、私は、とんでもない話だと思えます。

四つ目ですけれども、規制の整合性についてであります。各国の規制や法律を、TPPルールとして継続して統一していくためのメカニズムが規制の整合

性と言われているようですが、既存の規制の撤廃だけでなく、規制の立案から、実施、見直しの過程から、利害関係者、多くの場合は企業や投資家の意見が取り入れられ、私たちの知らない間に規制緩和がどんどん進むおそれがある、こんなふうに言われておりますけれども、これも引き継がれますか。

○澁谷政府参考人 規制の整合性、第二十五章でございすけれども、これについてもTPP11では組み込まれております。

○福田(昭)委員 それでは、例えばですけれども、これも何か既に行われているんじゃないかなんて言われておりますけれども、我が国の例えば医療審議会とか薬価審議会のメンバーに利害関係者として外国資本の製薬会社の代表などが入ってくるということはありませんか。あるんじゃないでしょうか。どうですか。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。今、先生の方から、薬価の検討とかに外国の方が参加するのかわかることとございますけれども、現在、中医協におきましては、TPPの議論の以前から、内資、外資を問わず、日本の国内で医薬品を製造、流通、販売されているということもありまして、彼らの意見を聞くという場を設けております。

したがいまして、TPPのあるなしにかかわらず、当然、意見を聞くことはやっておりますところでございます。

○福田(昭)委員 意見を聞くということでありますが、それが正式に医療審議会とか薬価審議会のメンバーになっているんですか。どうなんですか。

○伊原政府参考人 現時点においては、例えば中医協という中の正式なメンバーにはなっていないと承知しております。

○福田(昭)委員 意見を聞くだけならまだしも、もし正式なメンバーになっているとしたら大変な話ですよ。そうならないように注意をしておきたいと思えます。

次に、五番目ですけれども、秘密主義についてあります。

交渉の過程について、交渉中はもちろん、発効後四年間は非開示のルールが今までありましたけれども、これも引き継がれているんですか。

○澁谷政府参考人 TPP12交渉のときは、交渉に参加する際にいわゆる秘密保持に関する書簡というものを取り交わしているわけでございますが、11の交渉のときにはそういうものはございません。

○福田(昭)委員 それでは、秘密保持の書簡を取り交わしていない、ルールがないというならば、我が国がどのように交渉してきたのか、その交渉の過程と、それから交渉のために使った費用総額、これを全部開示すべきだと思いますが、開示する用意はありますか。

○澁谷政府参考人 TPP11の交渉は、昨年の実質七月から、箱根の首席交渉官会合から始まったわけでございますが、交渉会合ごとに丁寧に情報を公表している、説明をしているところでございますし、ベトナムのダナンで昨年十一月大筋合意をした、あるいは三月に署名をしたというときにも、その概要を公表するとともに、説明会等で、交渉の過程も含めて、合意内容について丁寧に説明をしてきているところでございます。

今後とも、TPP協定の内容や趣旨、解釈等について丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

○福田(昭)委員 それは、まとめて文書にして国会の方に出示しているんですか。

○澁谷政府参考人 私どものホームページ上で公開させていただいております。

○福田(昭)委員 ちょっとそれは失礼じゃないの、ホームページに公開している。

やはりこれは国会に、委員会に出してくださいよ、委員会に。委員会に出されているんですか。

これは、委員長、ぜひ理事会で取扱いをお願いします。

○山際委員長 後ほど理事会で協議をいたします。

○福田(昭)委員 公表してきたんじゃ、何も隠す必要もないでしょうから、しつかり出してくださ。私も、途中参加なのでよくわからないところがある。しつかり出してください。

それでは次に、T P PとT P P 11の違いについてであります。

一つ目は、協定の発効要件と正文についてであります。これについて、違いがあったら教えてください。

○茂木国務大臣 まず、T P Pの発効要件について、T P P 12の協定では原署名国のG D Pの要件がありまして、G D Pの合計の八五%以上を占める、そして、その少なくとも六つの国が国内法上の手続を完了する必要があるんですが、T P P 11協定におきましては、このG D P要件、これを外しまして、少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国が締結完了をするというシンブルな発効要件としたところであります。

また、正文についてであります。T P P 12協定におきましては、日本は途中から交渉に参加したわけでありまして、日本の交渉参加前からの英語、フランス語及びスペイン語、これが正文という形になっていたわけでありまして、T P P 11協定におきましては、T P P 12協定の内容を十一カ国で早期に実現するという目標のもと、T P P 12協定を組み込む法形式といたしました。そのため、正文につきましても、組み込まれるT P P 12協定の正文との継続性、整合性を確保する観点から、これを踏襲することになったわけであります。

なお、日本語を正文としない条約等におきましても、国会提出に当たり、日本語の訳文を作成、提出してきておりまして、T P P 11協定についても同様の対応をとっているところであります。

さらに、W T O等の……(福田(昭)委員)もういいですよ、簡潔でいいですよと呼ぶ。では。

○福田(昭)委員 大臣、日本が主導したというな

ら、日本語がなくちゃおかしいですよ。それぐらいの日本の国としての矜持がなくちゃ。後から参加したといつたって、カナダだって後から参加して、ケベック州のためにわざわざフランス語もつくってもらったわけですよ。それぐらいのやはりしつかり国の立場というのを主張すべきだと思います。回答は要りません。

それから二つ目ですけれども、これは時間の関係で意見だけ申し上げますが、ハイレベルな自由貿易だと言っておりますけれども、しかし、T P Pは自由貿易ではなく、大企業、投資家の支配する協定だ、こう言われております。こう指摘しておるのは、米国のノーベル経済学賞受賞者のスティーグリッツ博士です。T P Pのことを、自由貿易協定ではなく管理貿易協定だ、それは大企業や投資家が支配する、管理する貿易協定だ、自由貿易であればたつた三ページで済むと。そのとおりです。ね。三十章あるけれども、貿易が書いてあるのはたつた五章、一章だけでしょ。

ですから、これはまさに自由貿易協定ではないんです。まさに一%の大企業と富裕層がさらなる富を得るためのルールだ、こう言われておりますが、T P P 11もそれに多分変わりないんだと思えますけれども、後でカナダの北米自由貿易協定、N A F T Aが二十年たつてどんな結末になっているのか、後でまた議論をしたいと思えます。それから三つ目、史上最悪の農業潰し協定だと言われております。それは、全く除外規定がないし、七年後、再協議を約束させられております。T P Pによる日本の関税撤廃率は九五%で、農林水産品では、二千五百九十四品目のうち二千三百三十五品目、八二%が撤廃される。聖域としては、重要品目も百七十品目、二九%、重要品目以外では九八%が撤廃となる。自民党がぎりぎり越えられない一線としていた日豪E P Aを上回る、史上最悪の農業潰し協定だと言われております。

これまでの自由貿易協定、F T AやE P Aには、関税の撤廃、削減をしない除外や再協議の対象がありました。今回、T P Pにはその規定がないわけでありまして、その規定がないのはどうしてですか。

○澁谷政府参考人 先生がおっしゃっているのは、関税交渉のときの、即時撤廃、一年後撤廃、五年後撤廃、十年後撤廃のような、そういうカテゴリーの中のひとつとして、これは再協議の対象、あるいはこれはそもそも交渉の対象から除外する、こういうようなカテゴリーがないという、規定というよりはそのカテゴリーがないということをおっしゃっているんじゃないかと思えますけれども。

T P P協定、これはいろいろな、交渉によってそのカテゴリーは異なるわけですが、T P P協定の場合は、全ての品目を交渉のテーブルにのせる、これは実は、我が国が交渉に参加する前の日米首脳会談の結果でもそう書かれていたわけでございます。全ての品目を交渉のテーブルにつけた上で、その上で、例外をきちんと取り除く、こういう方針で私どもは交渉に臨んだということでございます。

○福田(昭)委員 それでは、七年後に、今回は米国が抜けましたけれども、農産物輸出、米国を抜けば四カ国の要請に応じて、米国も入れて当時は五カ国ですけれども、関税、関税割当て、セーフガードを含む全面的な見直しの要請を、協議を行うことを義務づけられていますけれども、このことはT P P 11でも変わっていません。ね。

○澁谷政府参考人 七年後の再協議の規定は、二年前の特別委員会でもかなり御議論があったところでございます。

T P Pは原則関税撤廃ということをやっておりますので、物品関税率の中に、例えば十年後撤廃ということと約束したものにしましては、発効後いつまでも、そのスレーピングといいますが、何年後撤廃という期間を短くするという交渉、再協議をいつでもすることができるといって規定があるわけでございます。

ところが、日本のように撤廃しないというのがかなりの品目に上るといっては、各国にとつては

想定外だったようでございまして、それで七年後の再協議というのが別途また来たわけでございます。

ただし、一般的に見直し、再協議というのはどこにでもある話でございまして、いずれにしても、国益に反する合意は一切しない、これは二年前の特別委員会から政府として一貫して申し上げているところでございます。11でもこの規定はそのまま組み込まれているところでございます。

○福田(昭)委員 そんなことが通用するんですかね。

だって、今話があったように、いつでも撤廃の協議ができることになっているんですよ。そのための農業の小委員会も、貿易委員会もできることになっているんですよ。その中で議論されたときに、農業貿易に関する小委員会ができるんですよ、そのときに、さらなる市場開放の圧力が恒常的にかかったときに、じゃ、それはだめですと断れるんですか。

○澁谷政府参考人 農業小委員会などの規定もそのまま組み込まれておりますけれども、T P P委員会及び各小委員会の意思決定は全てコンセンサス方式ということでございまして、我が国が反対する限り合意はできないということでございます。

○福田(昭)委員 調査室がつくってくれた資料によりますと、T P P参加国十一カ国の関税撤廃率は、品目ベースでは、カナダ、メキシコ、ペルーが九九%、その他は一〇〇%。貿易額ベースでは、メキシコが九九%、その他は一〇〇%です。日本のみ、品目、貿易額ベースともに九五%です。日本だけですよ、九五%。

これが各国から、例えば品目ベースでメキシコ、ペルーが一〇〇%になりました、日本以外は全て品目ベースでも貿易額ベースでも一〇〇%ですと言われたときに、断り切れるんですか、どうなんですか。

○澁谷政府参考人 今先生から、日本だけ九五%と、大変お褒めの言葉をいただいたというふう

受けとめさせていただきます。

各国とは、日本は譲れない一線があると、国会決議も常に見せながら交渉してきたところでございます。TPPは総合的な交渉、全てパッケージの交渉でございまして、さまざまなルールについて、各国とも、センシティブな部分については、これはどうしても例外を認めてほしい、そういう関係の中で全体として合意をしたものでございす。発効した後で、日本は撤廃していないからこ

こだけ撤廃しろということが単品で交渉されても、日本としてはそれは断り続けるということだと思ひます。

○福田(昭)委員 あなたもいつまで交渉官でいるかわからないんだよ。そんな無責任なことを言っちゃだめだよ。本当に無責任だね。日本の国益を本当に守ろうという意思はあるのかね。びっくりしちゃう、本当にね。

大体、これはアメリカの要求で入れた再協議でしよう。しかも、P4の原則で何ですか、P4の原則で。

○澁谷政府参考人 P4、それから日本が入る前にもホルルで確認されましたが、関税は全て撤廃ということでございます。

○福田(昭)委員 じゃ、聖域なき関税何々は参加しないと言って、安倍総理の約束と違うんじゃないですか、自民党の約束と。

○澁谷政府参考人 そうした原則の中で、大変厳しい交渉の中で例外を勝ち取ったということでございます。

○福田(昭)委員 それは詭弁というもので、もう要するに聖域なんかなくなっちゃっているということでしょう、基本的に、制度として。あとは、わずかに少し残っているものがないなくなっちゃうかというだけの話じゃないですか。まるっきり、これは公約違反ですよ。こうやって国民や国会をだましてきた。本当にとんでもない話だ。

次に、四つ目ですけれども、TPP協定とは別枠で、米国の米の輸入枠、SBS米は、WT O枠での中粒種、加工用に限定したSBS米は六

万実トンとする。それから、国別枠のSBS米、米国は七万実トン、これは、アメリカが入らないから、当然なくなったということではないんですか。

○岩濱政府参考人 お答えいたします。

中粒種、加工用に限定しましたSBS方式については、TPP協定に記載された国際約束ではありませんが、TPP交渉の機会を含め、さまざまな意見交換の場において国内の実需者や輸出国からの要望があったことを踏まえまして、我が国として、既存のWT O枠のミニマムアクセスの運用見直しを実施することとし、TPPの合意と同時に公表させていただきます。

こうした経緯も踏まえまして、中粒種、加工用SBSの実施時期については、TPP協定の発効時期とは関係なく、今後、米をめぐる国内外の諸情勢を踏まえながら、慎重に見きわめてまいりたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 これはなくなったという話じゃないの。結論だけ言いなさい、イエスかノーか。

○岩濱政府参考人 繰り返しになりますが、米をめぐる国内外の情勢を踏まえながら、慎重に対応してまいりたいというふうに思います。

○福田(昭)委員 何だよ、それはアメリカに遠慮しているというだけの話じゃないか。ちゃんと、別枠なんだから、それはなくなったということにすべきだよ。いかがですか、大臣。

○茂木国務大臣 御意見としては承りました。その上で、先ほど福田委員の方からも、自由化の数字、各国挙げていただきましたが、まさに我が国として、攻めるべきは攻め、守るべきは守る、こういったもって合意した結果があの数字であります、しかもパッケージ合意ですから、基本的に、全体でこれに合意をした。その上で見直すということになりますと、コンセンサス方式をとることになるわけでありまして、我が国として、国益を害するようない、こういう合意はどの国ともするつもりはございません。

○福田(昭)委員 そろそろ時間がなくなってきましたので、もう一つだけ。

企業投資家と国家との紛争解決手法、ISD条項についてであります。これは時間がないので説明はいたしませんけれども、私は、基本的に、企業や投資家が国家を乗り越えるような仕組みはだめだと思っております。やはり国家あってこそ企業や投資家ですから。ですから、まさにISD条項は、企業や投資家が国家を訴えて損害賠償金を取るということでもない仕組みです。これは、全く私は非民主的な仕組みだと思っております。

したがって、こうしたものはぜひ、今回、投資の部分等が凍結になっておりますが、これは完全に廃止すべきだと思っております。

更に申し上げれば、今、北米自由貿易協定の見直しをアメリカがやっておりますけれども、その中でアメリカ自身が、言い出しつゝのアメリカ自身が、ISD条項を使わない、やる時には国内法廷で裁くとしております。

ですから、日本も、もしこんなものを入れると、いうときには、日本の国内の法廷で裁く、これぐらゐ、やはり日本の主権をはつきりさせるような協定にしなければだめだ、こう思っていることを、次の質問者が来ましたからやめますけれども、ぜひ、こういう意気地のない協定はやめるということを申し上げて、私の質問を終わります。

○山際委員 次は、大河原雅子君。

○大河原委員 立憲民主党の大河原雅子でございます。よろしく願ひいたします。

きょうからCPTPPの質疑が始まりました。私は参議院の時代にこのTPPの協定に出会ったというか、余り出会いたくなかったんですけども、このTPPという自由貿易の極致ともいえるべきものに、日本がみずから進んでその中に入っていく。自由というイメージはかなりのイメージだと思ひますが、実際は、国の体力、大小さまざまありながら、その国々が一つの土俵で戦う、いわば弱肉強食の世界が現出するというのが、私にとっては、非常に小さな島国であり、そして、四

季には恵まれていますけれども、戦後、食料難の時代から国力を得て経済が発展してきた中で、実は、この国の本当の豊かさを生み出すものがまだまだ完成していないんじゃないか、むしろ、そのあるべき姿を見誤っているのではないか、そんな思いを抱きながら、参議院時代には、TPPを慎重に考える会の事務局長として、TPPには大きな危惧を抱き、反対をしてまいりました。

そういう意味で、このTPPは、日本の私たちの生活のありとあらゆる場面にさまざまな影響を及ぼします。特に私は、食の安全に関する分野に関心を持ってまいりましたけれども、そしてまた、そのような活動に取り組んでまいりましたけれども、今回、きょうの質疑も、危険にさらされる食のシステム、日本の食のシステム全体に思いを起して、質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

TPPについて、これまで政府は、国民への情報提供、二〇一五年の十月にTPP交渉の大筋合意ということを行って、成立をいたしました、そのことをもって、国民にもどういふものであるかなんか説明をしたというふうに思います。

しかし、そのときの説明は、日本の食品の安全が脅かされることは一切ない、遺伝子組み換え食品の表示も含めて、食品表示の要件も変えることはないんだ、日本の制度の変更は設けられていない、御安心くださいということの一辺倒だったというふうに思っております。

TPPについて、政府は、国民への情報提供、意見交換の場をこの間もつくってきたと総理の答弁でもあるわけですが、一体どのぐらいの説明をしてきたのか。説明会の開催状況、出された意見の集約など、これについてまず伺いたしたいと思います。TPP、そしてCPTPPを含めての話で三百回以上と言っていたらいいんじゃないか。話ですが、具体的にどうだったんでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答えいたします。TPP12の交渉がないし参加前もいろいろ説明会とか意見集約を行っているところでござい

が、二年前の特別委員会、大筋合意後、どれだけ説明したかということ聞かれておりますので、そこらいろいろカウントしてございます。大筋合意後三百回以上でございまして、11も含ますと三百四十一回、延べ四万八千名の方を対象に説明会を開催させていただいてるところでございまして。

説明会は、主として農業関係者、中小企業関係者、それから一般の方を募集して開催する場合、それから、各省ごとにいろいろな業界団体ごとにと、いろいろパターンがございまして、内閣官房は度々一般の国民向けの説明というのを行っております。

その場で、確かに食の安全について御懸念を御披露されるような出席者の方もいらっしゃいますけれども、私の方から、これに対しては丁寧に御説明をさせていただいてるところでございまして。

○大河原委員 私も地域で活動し生活をする中で、この説明会になかなか出会うなかつたんですね。こんなやつて、でも、例えば新聞とかメディアがこれだけ取り上げて、こういう意見が出て、そのことについて政府がより掘り下げて説明をしたのかどうか、そのことについてはいまだに疑問を持っております。

今、澁谷さんが回数とかを示してくださいなんです、申しわけないんですが、これはきのう通告したので、一覽表とかいたでないないんですね。ですから、どんな意見が出てきたのかも、ぜひ資料としてみんなにわかるようにお示しをいただきたいというふうに思います。

委員長、この資料の要求、お願いしてよろしいでしょうか。

○山際委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○大河原委員 はい。

政府が出してくるデータについて、非常に、一つ一つ懐疑的にならざるを得ない現状がございまして、気を悪くならさないで、事実を出せばいいことだけでございまして、よろしくお願ひいたします。

たします。

そして、今回のCPTPPですけれども、TPPからCPTPPへ、どのように変わったのか。つまり、CPTPP、つまりはコンプリヘンシブ・アンド・プロダクティブですか、包括的そして……(茂木国務大臣「プロGRESS」と呼ぶ)プロGRESS、先進的なという、どこが包括的で、どこが先進的になったんでしょうか。その点について、大臣にお答えいただいてよろしいんでしょうか。

○茂木国務大臣 今回、協定につきまして、CPTPPと略称では呼ぶ形になっておりますが、この基本的な協定の枠組み自体、これは変わっていないわけでありまして、それをもう一度捉え直して、この協定、これは市場アクセスだけではなくて、投資のルールであったりとかさまざまなサービスの分野も含む、極めて広い、包括的な内容をカバーしている。

同時にこれは、これまでのさまざまな経済連携協定には見られないような進んだ形の、まさに二十一世紀、先取りしている協定である、こういったことから、包括的及び先進的、こういうタイトルをつけさせていただいたところであります。

○大河原委員 TPP12から11になったわけで、しかも、アメリカがいらない中で協議を圖つた、日本がリーダーシップをとった協定ということですよ。あの12よりも更に包括的、先進的と言われるところの意味が、私はやはりちよつと、本当ですかと。規模は小さくなっているし、それに付いても、アメリカが来るのをいまだに待っているというところ、何か日本がリーダーシップを持つてこの東アジアの地域の経済に積極的にかかわれるのか、非常に疑問に思っています。

CPTPPになつても食の安全保障や食料主権が守られるのか、この点について伺っていただきたいわけですが、安倍総理は、TPP協定の意義については、アジア太平洋地域に自由や民主主義や基本的人権、法の支配、こうした価値を共有する国々とともに二十一世紀にふさわしい新たな

経済ルールをつくるというふうに高く志を述べられたわけなんですけれども、アメリカが離脱して、TPP協定の意義とか早期発効の必要性というのとはどんなふうにあるんでしょうか。特に私は、食の安全保障、食料主権、このことをどう守っていくのかということについて、ぜひ茂木大臣から伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 TPP11、これは先ほども申し上げましたが、二十一世紀型の自由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋地域、まさに世界の成長センターであります、ここにつくり上げて、人口でいいますと五億人、GDP十兆ドル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏をつくり出すものであります。

そして、そこでは、関税削減だけではなくて、投資先で技術移転などの不当な要求がなされない、また知的財産が適正に保護されるなどのルールが共有されることから、我が国の大企業だけではなくて、中堅・中小企業にとっても多くのビジネスチャンスをもたらすものだ、このように考えているところであります。

そこで、先ほど、自由、公正そして法の支配等、基本的な価値観を共有する国々でこういったものをつくっていくという新しいルールでありまして、当然、そのルールというのはよいルールでなければならぬ。それは、企業にとっても、また生活者にとってもそういうものであるべきだと考えております。

TPP協定におけます食品安全にかかわる、これはWTOのルールと基本的に同じであります。我々が国の食品安全を脅かすようなルールは一切ない、このように考えております。これまでにもそのように説明をしております。この点につきましても、TPP11におきましても全く変わりないと考えております。

○大河原委員 茂木大臣も、そしてまた総理も、このTPPの意義については、先ほどの、基本的な価値を共有していく、その経済圏というもののについての効果、メリットをおっしゃるわけなんです

すが、総理はこうも言っているんですよ。まず、TPPは消費者の生活を豊かにする、参加国間の貿易障壁は激減していくわけなので、域内のさまざまな商品を安く、手軽に安心して手に入れることができる、と言っています。

これは、とりもなおさず、日本にとっては更に輸入が増大するというふうに思うわけですが、国内の生産が減り、輸入ばかりになっていくときに、とても私は、今、食の安全のところ、条文的には何も変わっていないというふうにおっしゃっていたと思いますけれども、条文に書いてあることを総合して組み合わせると考えていくと、どうも安心できないことがたくさんあるんじゃないかというふうに思います。

それで、ちよつと確認なんですけれども、TPPからCPTPPに変わったときに、これまでとは、遺伝子組み換え作物食品の規制と貿易に関する直接的な関連する条項というのは、第二章の国民待遇及び物品の市場アクセス、そして、特に二十九条、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易、それから第七章の衛生植物検疫措置、第八章の貿易の技術的障壁、十八章の知的財産、これが直接的に関係あるところだろうと思ひますが、間接的には第九章の投資とか第二十八章の紛争解決、こういったものが関係してくるということ、これに変わりはしないでしょうか。

○澁谷政府参考人 第二章、それからSPS、TBT章については一切凍結とされておまして、そのまま組み込まれて、全く変更はございません。

知的財産は、著作権でありますとか生物製剤のデータ保護期間などは凍結されておりますが、恐らく御懸念の点についても変更は全くないというふうに考えております。

○大河原委員 先ほども申し上げましたけれども、食料自給率自体が低い国でこのような経済協定をした中で、ここに海外、域内から安くて安心できるものが入ってくるならあれですが、さまざまなものが入ってきて、日本の農業も実は人口減

少と相まつて疲弊をしていつてしまふ、そういう反動が出てくるんじゃないかと危惧いたします。

そこで、食料自給率のことについて、これは今目標を持っておりまだけれども、食の安全保障と自給率の確保というのは、貿易をする以前に、大事な国の役割だと思ふんですけれども、ここでは、世界的な地球の環境自体も激変をする中で、世界の天候とか食料問題に左右される輸入に更に依存していく形になる。

輸入に頼るこの日本の現状というのは、多くの方たちが、いやあ、たくさん安いものが入ってくる、そういう心配を忘れてしまふような状況を、総理の発言とか、何かイメージ操作と言つたら申しわけないですけれども、そちらが強調されればされるほど、国の安全保障についてきちんと実質的な確保をすることが国の役割だと思ふんですけれども、改めて、この輸入に頼る日本の現状、それから自給率の目標というものを伺いたいと思ふます。

○茂木国務大臣 食の安全保障、フードセキュリティ、これはいろいろな定義の仕方というのはあると思ふんですけれども、例えば日本人一人一人を見ても、ある側面は消費者であり、またある側面は、企業に勤めていたり、農業従事者である、生産者である、さまざまな立場を持つていてと考へておりまして、それは例えば、こういった経済連携協定によつて海外の安い、また多様な品種、しかも安全なものが国内に入ってくるというのは、消費者の側から見るとメリットをもたらす。

同時に、攻めの農業、こういったことも強化をしていくという観点からすれば、今後、日本の、世界にないようなおいしい、そして安全ですばらしい食品というのは、どんどん今まで以上に海外展開をできる。そうなりますと、日本の農業者にとつても、基盤、体質を強化することにつながっていく。それはまさに、日本の食料安全保障といふますか、自給率を上げる上からも重要なことであると思つておりまして、そういったさまざまな

貿易の取引、サービスの取引、多面的に見ながら、日本としてしっかりと経済成長も図れるような政策をとつてまいりたいと考へております。

○天羽政府参考人 数字につきまして補足をさせていただきます。

食料の安定供給を将来にわたつて確保していくことは国民に対する国家の基本的な責務であり、国内農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させていくことが重要と考へておりまして、食料自給率の目標につきましては、食料・農業・農村基本法第十五条におきまして、食料・農業・農村基本計画の中に定めることとされております。

平成二十七年三月に閣議決定されました現行の基本計画では、平成三十七年度の食料自給率を、カロリーベースで四五％、生産額ベースで七三％の目標を設定しております。

○大河原委員 茂木大臣にもお答えをいただきたいんですが、農家も、一人一人にはいろいろな役割という側面があるとおっしゃつたんですけれども、生産者であっても経済にかかわる方たちであっても、一人として消費者じゃない人はいないんです。どんなにすばらしいものをつくつて輸出をしていても、その方の毎日毎日の生活を支える、そうした食料がしっかりと安全に確保される。つまり、国にとつては、国民を飢えさせない、どんな状況になつても飢えさせない。

そして、そのことは、とりもなおさず、外からお金を出せば買えるからいいやという話ではなくて、輸出をメーンにしなければならぬような体力の弱い国々では、南北問題、御承知だと思ふますけれども、その食料を自分たちが食べるのではなくて、海外に送る。つまりは、輸入をする側がその相手の国から食料を奪つていふとも言ふことができます。

それぞれの国が、自分の国の、自国の環境に合つて、そして持続可能な食料生産が可能になるということがなければ、私は、まず、貿易をしていく、そういう資格が実はないんじゃないかといふふうにも思ふほどです。

この意味では、今、目標をどうやって達成していくのかという課題は、農業分野の方でよく議論になります。一時的にも価格は下がりますから、生産者に対する補填をしていくこととか、すごく波及する場所が多いんですね。しかも、正確な、あるいは、さまざまなシチュエーションで、想定額、被害額とか、そういった影響額が算出されないうちに、すごく漠とした形でしか今私たちの議論の中に示されていないのが現実なんです。ぜひ、この食料安全保障、食料主権、このことにも気持ちをいつも置いていただきたいと思ふます。

それで、私は、この食料安全の中でも特に遺伝子組み換え食品について、都議会議員の時代から取り組ませていただきました。

遺伝子組み換え食品のことについては、多くの方たちが自分が食べているという意識がないままに、日本は食料輸入大国ですから、大豆もトウモロコシも、飼料としても輸入をしてきた経緯があります。

日本は世界で一番遺伝子組み換え食品を食べているんだ、そういうことを誇るのか、私は余り誇れないんじゃないかと思ふますが、遺伝子組み換え食品の安全性を審査する、こういったところ、長年食べ続けた場合の影響とか全く考慮されているとは思えないんですね。

食品安全委員会の専門委員会が次々に審査して合格を判断しているんですけれども、改めて、安全審査の手順を伺いたいと思ふます。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

遺伝子組み換え食品につきましては、食品衛生法に基づきまして、品目ごとに、食品安全委員会による科学的なリスク評価の結果を踏まえた上で、厚生労働省におきまして、その安全性を確認した上でその品目を公表し、食品としての流通を認めるといふ手順になつていふところでございます。

○大河原委員 本日に輸入する食べ物が多くなるので、その中に入つていふ遺伝子組み換えのこと

の安全性を確認するというのが物すごい大仕事になるし、しかも、それはスピードを持つてやらなければできなくなつていふ状況があるんだといふふうに思ひます。

しかし、このことも、私たちの食生活を見れば、一品一品の安全性というよりは、例えば、日本食の中に総合してどういふことが起こるかというふうな調査なり研究なりというものを政府は怠つていふんだと私は思ひます。ぜひ、この状況を踏まえて、ある種の改善がなされることを期待いたします。

世界の遺伝子組み換え農作物の栽培状況もどんどん広がつてきていふといふえ、このTPP関連でいへば、アメリカとかカナダとか、ブラジルとかチリとか、そういったところはGM大国ですね。そういう意味で、本日に私たちの食生活が守られるのか。幸いに日本では、安全審査して合格は出ているけれども、例えば商用栽培されている作物は、バラ以外はないわけですね。ですから、地域で食べたくないよ、そういう安全性、消費者の選べ権利をしっかりと守るという空気は常にあることを意識していただきたいと思ひます。

それで、日本には、そういう意味から、自治体が、遺伝子組み換え作物をつくらない、そういう条例ですとか、学校給食の食材の指針などにも使わないルールというものを持つていたりします。このことが今後も守られていくのかどうか。お隣の韓国は、米韓FTAで、学校給食に遺伝子組み換え作物は使わないと言つていたのが、そういったことが変えられてしまふといふような事態が起つていふと聞いています。

遺伝子組み換え食品は安全だといふふうにならに広報もしているわけですが、消費者は食べたくないとする人が多い現実、そして、こうした遺伝子組み換え作物をつくらない自治体や生産者の方たちがたくさんおられることをしっかりと意識して、こうした自主的な判断が守られるようにしていただきたいんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

二年前の特別委員会でも同じような、特に自治体の地域振興条例、地産地消のようなものがTPPに違反するかどうかという御質問は何回かいただいたところでございます。

遺伝子組み換え食品を含めて、ちょっと御通告をいただいたので、いろいろ考えてみたんですけども、例えば中学校の給食でそういうようなルールがつけられたとすると、まず思い浮かぶのは、政府調達の規定に違反するかどうかということだと思います。

何度も御説明しているかと思いますが、TPP協定の政府調達章の規定は、我が国の約束内容はWTOで約束しているのと全く同様でございますので、TPPで何かが変わるわけはありませんし、しかも、食料提供サービスの調達自体は対象外になっておりますので、恐らく政府調達で何かそれが問題になるということはないと思います。

多くの方が御懸念されるのは、恐らくISDSでそうした企業が訴えてくるんじゃないかということだと思いますけれども、ISDSというのは、第九章、投資章に規定されている義務に国が違反をして、それによって損害を受けた場合に損害賠償を訴えるということでございまして、しかも、環境とか健康などの目的のための必要かつ合理的な規制そのものは妨げられないと明記されているところでございますので、なかなか考えにくいものがありますし、そもそも、食品の安全とか表示に関するルールは、第九章というよりは、先ほど申しましたとおり、SPSとかTBT章に規定されているものでございます。

ISDSはこうしたTBTとかSPSに規定された義務の違反を訴えるものではないということです。食の安全について、その必要な規制が、何か規制をしたときにISDSで訴えられるというところはなかなか想定しにくいかな、このように考えておる、これは二年前に御説明したのと全く同じでございます。

○大河原委員 私は、二〇一二年ですか、ワシ

ントンDCへTPPの調査に参りまして、バイオテクノロジーの業界の方たちとも意見交換させていただいたんですが、日本が持っている遺伝子組み換えの表示、この制度についてはもう要らなくなりますが、そういうふうにはつきり言われました。

それで、大体アメリカ人は、そういう表示について、遺伝子組み換えのことなんか何にも気にしていないんだというふうに言われていたんですが、そんなことはなかったんですね、実は。表示を求める運動は大きくなってきましたし、実は、この遺伝子組み換えの栽培にも、もうこの開発にも限界があるというふうなことが見えてきております。

それで、遺伝子組み換えの表示というのは、まさに遺伝子組み換えを食べたくない消費者にとつては必要不可欠な道しるべなわけです。それで、この表示の問題については、現行の表示制度がEU、諸外国と比較しておくとどうなるかというふうにも私は思っています。いまだにその議論はなかなか決着をしていない。遺伝子組換え表示制度に関する検討会で検討され続けてきた経緯があります。でも、まだ決着を見ていないということなんです。

検討されてきた中には、検討の結果が出ていますけれども、遺伝子組み換えでないという表示が実はできなくなるような、そういう結果が出てくるんですね。EUの場合は、入っているか入っていないかがわかるような、検出率以下というところで、日本の場合は五割未満ということなので、かなり幅があります。遺伝子組み換えが入っているか入っていないか、入っていないというふうにしたときに、遺伝子組み換えでないという表示が、実は入っているというものと表現で同じになっちゃうわけです。

ですから、消費者の選択の権利が奪われかねない状況になっているということがあって、この検討会の報告を受けて、今後の表示制度がどういうふうに変化するのか、遺伝子組み換え食品を食べたくない消費者の権利を尊重してほしいわけ

ですが、どうなるのか、この辺を伺わせてください。

○橋本政府参考人 お答えいたします。

遺伝子組み換え表示制度のあり方につきまして御議論いただくための検討会を消費者庁で開催いたしました。その結果を取りまとめた報告書が三月二十八日に公表されたところでございます。

報告書には、消費者の誤認防止や消費者の選択幅の拡大等の観点から、これまでどおり遺伝子組み換え農産物の混入を五割以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意表示することができるとした上で、遺伝子組み換えでないという表示は不検出である場合に限り、それが適当であること、それから、現行制度を維持することとなった点について、事業者の皆様が自主的な情報提供に向けた取り組みが望まれることなどが盛り込まれております。

今後、これを踏まえまして、消費者庁において制度設計の検討を行った上で、消費者委員会への諮問、パブリックコメント等の手続を行いまして、適切に食品表示基準改正作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○大河原委員 これからパブコメもつて、国民の声をしっかりとまた受けとめていただかなくてはなりませんので、ぜひ食料安全保障、そして食料の自主権、こういったことを重要視していただきたい、守っていただきたいというふうにお願いたします。

このTPPの、CPTPPの質疑は始まったばかりですので、これからもしっかりと議論させていただきます。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員 立憲民主党の森山浩行でございます。

TPP関連法の整備法についてということでございます。攻めるべきは攻め、守るべきは守るというふうな意気込みで取り組んでいただいているわけですが、まずは大臣には、このTPP

11の意義について、また、国内の産業につきましては対策をしても千八百億円ほどの影響があるというふうにされておりますけれども、じゃ、そのかわりに、攻めるべきは攻めるといふ部分、いわゆる海外の事業あるいは輸出、こういったものにどのぐらいの差があるのか、あるいはどのぐらいの差があるのか、金額あるいは市場規模みたいなものがあると思います。目標を含めてお願いいたします。

○茂木国務大臣 TPP11につきましては、昨年一月の二十三日、米国がTPPから離脱を宣言した後、まさに我が国が議論を主導して、私自身も昨年十一月のベトナム・ダナンでの閣僚会合でベトナムのアイン大臣と共同議長を務めまして、大筋合意に至りまして、そして、昨年の箱根から考えますと、わずか半年で、三月八日、チリのサンティアゴで署名をすることができたわけであります。

TPP11交渉におきまして、TPPのハイスタンダード、これを維持しつつ、早期に十一カ国で合意を実現する、こういう二つの目標、この両立というのはなかなか難しい課題でありましたが、我が国が主導して粘り強く交渉を重ねた結果、凍結項目二十二項目に絞り込むことができたわけであります。

我が国が果たしてきたリーダーシップに対しましては、三月八日、署名式の前に閣僚会合が開かれたわけでありまして、最初のメキシコのグアハラド大臣から始まってオーストラリアのチオボー大臣、ずうっと発言をして、最後に私が取りまとめの発言をするというところでありますけれども、各国がやはり、日本がいなかったらこのTPP11はまとまっていなかったと謝意が表明をされたところでもあります。

まさに、保護主義、こういったものが台頭する中で、我が国がリーダーシップをとって、自由で公正な二十一世紀型の新しいルール、共通のルールを世界の成長センターであるアジア太平洋地域

に確立していく、この意義は非常に大きいと思っております。

この経済効果についても御質問ありましたが、内閣官房のGTA P、このモデルの分析では、GDPの押し上げ効果七・八兆円、そして四十六万人の雇用増と、大きな効果が見込まれるところであります。これは大企業だけではなくて、今後、関税が削減をされ、投資のためのルールが緩和をされたり共通化される、こういったことで、物づくりを始め、さまざまな技術、ノウハウを持つている日本の中堅・中小企業がこれから海外に展開していく、こういう大きなチャンスを開くものでもある、このように考えております。

○森山(浩)委員 七・八兆円という数字をいただいております。これは、今回、TPP11が発効していいたら、自然とそうなるんだよという数字であるのか。これからいろいろなことをやって、目標にしていこうという数字であるのか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。GTA Pというモデルを使って試算をしているわけでございますけれども、GTA Pは、各国、主要な国際機関等も使っておりますが、政策分析のツールでございます。すなわち、経済連携の効果が、どのような形、どのようなメカニズムで成長につながるのかというのを検証するための素材としても使われておりまして、私どもの場合は、関税が引き下げられるに伴う、いわゆる輸入価格が下がるということに伴う効果のみならず、例えば、非関税障壁が削減されることに伴う貿易・投資コストの削減、これに伴う貿易・投資が盛んになる。そういったことも、競争がふえて生産性が向上する、こういったような効果も見込んでいるところでございます。

ただし、これは、TPPが発効すれば自動的にそうなるというものではなくて、海外展開を支援する、あるいは国内産業の高付加価値化、新しいバリューチェーンに組み込まれるように国内産業の足腰も強くしなきゃいけない。また、農業の足腰も強くしなきゃいけない。こういったことを、

昨年十一月に取りまとめた総合的なTPP等関連政策大綱の中で各種施策をうたっているところがございます。そうしたもの、政策展開を踏まえてこうした経済効果の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

日本の国内産業への影響千八百億円、それに對して七・八兆円、これを目指していくということでありまして、また、一つ一つの政策についてもお話をしていきたいというふうに思います。

まず、条約そのものについて、TPP11では、発効しない条項、二十二の凍結項目、今御説明ありましたうち三項目、これについては、国内法の整備を今回提案をされています。これは、TPPが発効するときにやるんだと言っていたものを、今の段階でやらなきゃいけないというのはなぜでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおりでございます。二十二項目、凍結項目がリストアップされておりますが、そのうち、我が国で制度改正が必要な項目が三つございます。

午前中からまた御議論になっておりますが、著作権の保護期間の七十年への延長。それから、アクセスコントロールの回避と言っておりますが、技術的保護手段。ブラックバーンカードみたいな、ああいうものを取り締まるような、そういうものであります。それから、特許の審査期間が遅延した場合の特許期間の延長。この三点が我が国にとっては法改正事項でございますが、これがいづれも凍結をされているということでございます。

私どもとしては、もちろん凍結されておりますので制度改正を行う国際的な義務は負わないわけですが、我々がTPP11を主導して12のハイスタンダードを維持するんだ、したがって凍結はなるべく少なくしようということで各国を取りまとめたという経緯があるということ。また、いづれにしてもこうした規定は必要だと

私どもは考えておりますので、各国を今後、凍結解除に向けていろいろ説得をする、議論をする過程において、私どもの方で既に制度改正しているということがやはり必要じゃないかということ。さらに、いづれにしても、各国が、これは禁止されているわけではありませんが、各国の自主的な判断で行えるということで、私どもとしては、この三点については、二年前と同じように、TPPの発効を契機として制度改正を行いたいと考えているところでございます。

○森山(浩)委員 これは義務じゃないんですよね。義務じゃない中で、交渉の中で出ていくということなんです。TPPが発効するということに、この三項目を凍結解除するというラインであつたものを、アメリカが参加をしない今の状態でこれをやってしまうということは、これは、アメリカが帰ってくるまでのカードを、ある意味、交渉のカードを失うことにはなりませんか。

○澁谷政府参考人 私ども、これはいづれにしても必要な制度である。どちらかといいますと、各国にも同じような制度改正をしてほしいと願っているものでございます。何かカードに使うというよりは、やはり率先して制度改正をして、各国に働きかけをしていきたい、私どもとしてはこういう立場でございます。

○森山(浩)委員 さらに、外資に開放する公共調達ということで、今、日本の部分に関してはこれまでと変わらないんだよというお話がありました。海外の方で公共調達がオープンになることによっての影響というのはありますか。

○澁谷政府参考人 先ほどもちよこつとお話が出たと思いますが、TPPの政府調達章の規定、それから、その中で我が国が約束している内容は、既に発効しているWTO上の政府調達協定、GPA協定で私どもが約束している内容と全く同様でございますので、TPPによって特に地方自治体の政府調達が変わるということは全くございせん。

○森山(浩)委員 それでは、総合的なTPP等関連政策大綱、平成二十九年度の十一月二十四日に決定をされたものでございますけれども、この中の柱の一つに、中小・中堅企業の海外展開についての部分があります。

今回のTPP11によって何ができるようになるのか、分野ごとに、どこから売り込むべきか、あるいは、どこの地域にどんな形で売り込むべきかといった形で、この新しい協定に沿った形での説明会というようなものは開かれる予定がありますか。

○渡辺(哲)政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、TPP11のメリットが、これまで海外展開に取り組んでおられない各地の中堅・中小企業の方々も含めて全国津々浦々に行き渡る、皆さんに知っていただくというのは大変重要だと思っております。

このため、もう既に、TPP11のメリットですとか、それから利活用のための支援策、こういうものにつきまして説明会を始めているところでございまして、これを今後しっかりとやっていきたいと考えております。

○森山(浩)委員 そうですね。大企業については、自分の中でしっかり海外への展開の戦略、戦術も練っているんだでしょうけれども、中小・中堅となってくると、政府の後押しあるいは手引きというふうなものも非常に大きいのではないかと考えております。

TPPを契機に、新輸出大国コンソーシアム、これではどのような支援を強化するというものになっておりますか。

○渡辺(哲)政府参考人 お答え申し上げます。委員の今御指摘いただきました新輸出大国コンソーシアムでございますけれども、これは、実は、二〇一六年二月に、ジェットロが事務局となりまして、中小企業基盤整備機構、それから全国津々浦々の商工会、商工会議所、それから地域の金融機関の方々、それから自治体といった支援機関の方を結集していただいて、コンソーシアムというところで立ち上がったところでございます。

輸出先の市場の情報収集から始まりまして、海外展開の計画の策定、それから販路開拓に至るまで、さまざまな段階におきまして、地域の中小企業の方に寄り添ってきめ細かな支援をしていくという仕組みでございます。

これまで既に、実は、中堅・中小企業の皆様、全国七千社以上の方に登録していただいております。海外展開の成功事例も出てきていますところがございます。先月も、第四回の輸出大国コンソーシアム会議というのを開きまして、支援強化の方向性について議論を行ったところでございます。

TPP11を契機に、全国の中堅・中小企業の皆様が海外展開に積極的に取り組めるように、しっかりと支援してまいりたいと思っております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

さらに、TPPの域内にはムスリムが中心の国もあります。市場としてはどのぐらいになるんでしょうか。ハラールレストランにつきましては、ガイドブックに誤りがあつたというような形で問題になったような事例もあつたりするわけなんですけれども、ハラール食材あるいはレストラン、こういったものについての支援は考えておられますか。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

宗教上、食事、礼拝等、規範がございます訪日ムスリム旅行者に対しては、滞在時の食事等に不便を感じることがないように対応していくということが重要な課題というふうに認識しております。

御指摘のガイドマップの作成でございますけれども、地域に根差した訪日ムスリムへの直接の対応につきましては、一部の地方公共団体などで取り組んでいるものと承知いたしております。

農林水産省におきましては、事業者側の取組を強化するためにインバウンド対応ガイドブックというものを作成いたしました。飲食事業者に対してはハラール対応の際の留意すべき点などにつきまして情報提供を行い、訪日ムスリムに対する食

事環境の向上に努めておるところでございます。

また、三十年度におきましては、国内におきましてハラール対応を志向する食品製造事業者ですとか飲食事業者に対しましてセミナーの開催等によりまして情報提供を行っているというところでございます。

引き続き、ムスリム旅行者の食事に関します対応について取り組んでまいりたいと思っております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

この委員会でも、和食が世界遺産になった、これに合わせて米の海外への輸出というようなものも大事だというお話もしておりますが、いろいろな形で、TPPを契機に外へ向けていくというふうなところも意識をしていただきたいというふうに思います。

国内産業ですが、水産業への影響、また浜の広域的な機能再編、あるいはブランド化などについての御説明をお願いします。

○森健(健)政府参考人 お答え申し上げます。

TPP11におけます水産物の国境措置につきましては、海藻類は関税削減によって関税を維持したところでございます。また、アジ、サバ等については即時関税撤廃を回避いたしました。長期の関税削減期間を確保するといったような交渉結果となっております。

この影響につきましては、主な水産物で見ますと、イワシ、ホタテガイなどにつきましては、TPP11参加国からの輸入実績がない、あるいは見たほとんどないということ等から、特段の影響は見込みがないと見込んでおります。また、アジ、タラなどにつきましては、その関税削減期間を確保したということ、さらにTPP11参加国からの輸入実績も少ないといったことから、影響は限定的であるというふうに見込んでおるところでございます。

他方、長期的には国産価格の下落も懸念されるということもございますので、さらなる競争力強化が必要であるということで、広域浜プラン等に

基づく浜の機能再編等の体質強化対策を講じているところでございます。

この体質強化対策につきましては、引き続きまして、担当の部長の方から御説明させていただきます。

○岡政府参考人 浜の広域的な機能再編についてお答えさせていただきます。

水産庁では、水産業の競争力強化を図るため、複数の漁村地域が連携しまして、市場の統合などの浜の機能再編に取り組んでございます。通称、私ども、この施策を広域浜プランと呼んでございますが、こういった施策を通じて、現在、全国百四十三の地域で取組を進めているところでございます。

例えば、大阪府泉州地域におきましては、これまで複数の浜で荷揚げされていまして水産物を岸和田の市場に集約するとともに、鮮度保持対策の追加、あるいは取引を相対から競りへ移行するなどによりまして、魚価の向上を実現しているところでございます。

水産庁としましては、引き続き、全国の浜の活力再生広域プラン、通称広域浜プランでございまして、生産の効率化あるいは販売力の強化を図り、水産物の輸出増にもつなげてまいりたいと考えております。

加えまして、水産物のブランドについてもお問合せがございましたので、お答えさせていただきます。

水産庁では、五年間で漁業者の所得向上、これを一〇％引き上げる、こういったことを目標にしまして、浜ごとに、創意工夫のもとで、水産物のブランド化あるいは輸出の促進、こういったものによりまして収入向上対策などを取りまとめました浜の活力再生プラン、こちらの方は通称浜プランと呼んでおりますが、これを推進しております。現在、全国六百六十の地域で推進しているところでございます。

例えば、北海道オホーツク海沿岸にございます

雄武地域、ここでは、衛生管理対策あるいはHACCPの認証取得など、海外からのニーズに対応する形で地域ブランドを確立しまして、これによりましてホタテの海外輸出への成果を上げているところでございます。

水産庁としましては、引き続き、この浜の活力再生プランの着実な推進を通じて、漁業者の所得向上、また地域の活性化を推進してまいります。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

クールジャパンについて、コンテンツ、低いコンテンツ産業の一体的海外展開の推進ということをお願いをしておきたいと思っております。

○山際委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 国民民主党の吉良州司です。

質問に先立って、まずお断りしておかなければならないことがあります。

きょう、TPPという大事な議論でありますけれども、国民民主党としてまだ賛否、結論が出ていないこともありまして、きょう私自身が質問する内容、そしてまた提案する内容というのは、ひとえに議員個人としての吉良州司の責任で行うものである、党を代表してのものではないということとをまずはお断りしておきたいと思っております。

また、きょうの質問は、TPPを通して日本の国益をより大きくしたいという思いで、かなり大胆なことも提案といえますが議論の題材にしたいと思っておりますので、その辺もまた御理解をいただきたいと思います。

この内閣委員会において、三月二十八日も私自身、質問に立たせていただきました。茂木大臣に対してTPPの意義ということについてお尋ねいたしました。もう重複を避けたいので、その際に、一言で言えば、大臣の方からは、二十一世紀型の極めて高いレベルの地域包括的な経済連携ができるということは大変大きな意義があるというふうに答弁いただいたと思っております。

そして、大臣の先ほどの答弁にもありましたけ

れども、私自身、アメリカが離脱する中で、日本がまさに中心となつてこの短期間の間にこのTPP11をまとめたということも大変高く評価しております。これはある意味ではどう転ぶかわからないトランプ大統領のおかげだと思ひますけれども、日本外交が本場に独自の道を、時にはアメリカと、まあアメリカは常に大事な国なので配慮はしつつも、このTPPのようなことでは、たもとを分かつてでも日本の国益を追求していく、そしてその上でリーダーシップを発揮していくという姿勢を出せたことは大変いいことだと思ひます。

その意味でも、茂木大臣、河野外務大臣始め内閣府の皆さん、また外務省の経済局を中心とした皆さんの御苦労に対して、ねぎらいと感謝を申し上げます。

意義について、前回、今言いました、一くくりにした茂木大臣からの答弁に対して、私の方で何点か、政府からは言いづらいでしょうという意義について申し上げさせてもらいました。

一つは、これは私の持論なんです、日本経済と世界経済というのは極めて強い連動関係にあるので、世界経済がよければ日本経済がいい、世界経済が悪ければ日本経済が悪い、そういう中にあって、世界経済をよくすれば日本経済がよくなる。そういう意味で、TPPを締結し、このTPPをよりよきものにする過程の中で、世界経済に貢献し、それが日本経済をよくすることに繋がるといふことも前回言わせていただきました。

それと、地政学的意義ということ、中国とは未来永劫仲よくしていかなければいけない国であるけれども、ある意味では、ライバル関係でもあり、時には緊張関係もある関係であります。そういう中で、中国を中心とする上海協力機構、これが中国、ロシア、中央アジアを中心としたランドパワーであるのに対して、TPP加盟国は、自由な投資、自由な貿易、そして自由な海上輸送、海上航行を志向するシーパワーである、この地政学的意義もあるということも申し上げました。

それともう一点、このTPP合意の中で最もいい制度だと思うのが、私は、原産地累積制度だということも申し上げました。

つまり、メード・イン・TPPということで、マザー工場とか主要部品の工場を日本に維持しながら、また、日本が海外に直接投資をしている国、又は日本の調達先、又は供給先である海外の事業所として工場と、原産地、付加価値を合算して、メード・イン・TPPとして関税のメリットを受けられる、これが大変いい制度であるということも申し上げました。

そして、それに関連して、チャイナ・プラスワンという日本の外交戦略があります。これは、中国への投資をしたいけれども、中国が、時に政治的なリスク、場合によっては経済的なリスクもある、それにかわる代替地として、日本政府も東南アジアを中心に、日本企業が中国の代替、又は中国と並行して、リスクヘッジのために新たな投資を行いたいということに備えて、インフラを整備する、こういう外交戦略を持っていますけれども、これも非常に重要で、この原産地累積制度があるために、日本の企業が中国の代替地として考えるときに、このTPP加盟国をその組上に上げるだろう、優先順位を高くするだろう、そういう意味もあるということも申し上げました。

これは私の方から申し上げたことでありますけれども、前回申し上げなかつたことで、政府に対してお願いがあるのは、ISDSに対する説明なんです。

後で全体最適と部分最適の議論をさせてもらいたいと思ひますが、どうしても、ISDS制度というところ、アメリカの企業が、自分の不利益が出てきたときに、日本政府をわがまま三昧に訴えてしまふんじゃないかという議論がよく出てきます。だけれども、私が政府にお願いしたいのは、私もずっと商社勤めで、海外の途上国に対する投資等を行っていました。今でも、TPP加盟国ではないですけれども、御承知のとおり、ボリビアあたりは、日本企業が投資をしようとする際に

は、ある一定の条件で迎え入れておきながら、国有化とまではいかないけれども、国の出資比率を大きくするといったような、大きな、途上国の政府による条件変更がある。こういうようなことになって、ISDSという制度は、日本にとって、日本企業にとつて大事。だからこそ、日本の経済連携、あまたありますけれども、基本的には全部、ISDSを入れていく。

ですから、ISDSという制度は、日本企業がこれから途上国に対していろいろ投資をしていくときに日本企業を守るための制度なのであるということ、をもっとも強く強調して説明をしていただきたいと思ひます。

その上で、きょうは、今申し上げたことと重複しない議論をさせていただきたいと思ひます。

まず、TPP11の成功は、先ほど言いました、称賛しますけれども、米国を迎え入れることの意義、経済規模からいっても、世界的な影響力、また、TPP12になったときの影響力も考えて、米国を再度迎え入れるということを積極的に推し進めるべきだと思ひますけれども、茂木大臣として、米国を再度迎え入れることは是非について、その可能性についてどう見られておられるか、まずは答弁をいただきたいと思ひます。

○茂木国務大臣 　まず、吉良議員には、これまでTPPの議論に際しまして深い御理解をいただき、また、さまざまな形で御提案等々、前向きな御提案をいただいていることも心から感謝を申し上げる次第であります。

TPP11の参加国、日本に限らず、各国が、やはり米国の復帰をしてほしい。これは単に、米国のGDPであつたりとか国内マーケットの問題だけではなくて、やはりアジア太平洋地域全体で新しい二十一世紀型のルールをつくっていくという中で、米国の存在、これは大きいと思ひております。

同時にこれは、我々十一カ国だけではなくて、米国にとつても経済のグローバル化、技術革新が

一番進んでいるのは米国でありますから、TPPというものは、米国にとつても経済、雇用面で大きなプラスをもたらす。こういったことを米国に対しても改めて訴えかけていきたいと思ひております。

ぜひ復帰をしてほしい、こういう思いを持っておりますけれども、もちろん、トランプ政権としての判断、こういったものも出てくるんだと思ひます。

トランプ大統領は、二国間のデール、こういったものを志向しているのは間違いないわけでありますが、その一方で、TPPについても、アメリカにとつてもよりよいものになるのであれば必ずしも全面否定するわけではない、こういう考え方を持っています。こういう印象を、過日の日米首脳会談に私も同席をさせていただきましたが、そのような印象を持って帰ってきたところであります。

○吉良委員 　今、茂木大臣の方から、米国は間違いないバイを志向しているという話がありましたけれども、一点確認で、どれだけ日米FTAというバイの交渉を求めてきても、日本政府としては絶対応じない、応じていたくないのでありますけれども、その辺について言える範囲で答弁いただければと思ひます。

○茂木国務大臣 　四月の日米首脳会談で合意をいたしました自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、FFRと呼んでおりますが、これは、日米間の貿易・投資を更に拡大をさせて、公正なルールに基づく自由で開かれたインド・太平洋地域における経済発展を実現するための方策について議論をする。

我々として二国間のFTAは念頭に置いておりませんし、この点についても首脳会談で米側に強調したところであります。したがって、このFFR、この協議は日米FTA交渉と位置づけられるものではなく、その予備協議でもないと思ひております。

二国間のデール、いろいろな、協議というの

はさまざまあると思いますが、そういったFTAという枠組みを念頭に置きながら協議を進めるということではない。ただ、この協議というものがまさにレシプロカル、フリーでフェアでありながら、レシプロカル、相互に利益になるような協議になるように、建設的な議論が進められればと思っています。

○吉良委員 姿勢については了解しました。

FTAに乗ることなきようお願いしたいと思っておりますが、逆に、FTAを拒否し続ける意味でも、そうではなくてマルチで、TPPでやりましょうと言うことが大事だと思っています。

そういう意味で、先ほど、米国、最もグローバル化して、また技術の進歩も著しい国だというような説明がありましたけれども、TPPの方がバイよりもいいよという説明をしていかなければいけないと思うんですが、これまで米国に対してどう説明してきたのか。又は、今は局面が変わっているとも言えますので、これから、もう一回、米国よ、復帰しろよと言うときに、どういう説明をされるおつもりか。

先ほどの答弁と少し重なる部分があるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

○茂木国務大臣 四月の日米首脳会談では、安倍総理からトランプ大統領に対して、日本としてTPP11の早期発効を目指す、こういった日本の立場、そして先ほど申し上げたようなTPPの意義、さらには、新たな投資ルールであったりとか知財の保護などマルチの枠組みのメリット、こういったこともしっかりと説明をしたところであります。

米国の経済、雇用にとってどうプラスになるか。若干、先ほど答弁申し上げましたが、もう一点、こういうマルチの枠組みのメリットであります、新興国の一部によります強制的技術移転であったりとか知財の保護、また、市場歪曲的な措置等の問題への対応策としても、これは日米でやってもしょうがないわけですね、ある意味。TPP

のようなハイスタンダードなマルチの枠組みづくりが有効である。こういったことを改めて米側とも話をしたいと思っています。

○吉良委員 最後の後段のところ、ある意味では、日米手を携えてといいますか、先進国が途上国に対して一緒にレベルを高めていきたいと思います、そういう説明は非常にいいというふうに思っています。

実は、私がこういう質問をするというのは、私自身の無知もさらけ出すことになるんですけども、実は私は、アメリカの経済構造といいますが、産業構造といいますが、グローバルな産業構造について少し誤解をしていたんです。

どういうことかといいますと、例えば今も米中の貿易摩擦が再燃しようとしていますけれども、私はどう考えていたかといいますと、トランプさんは全くわかっていないなど。確かに貿易は赤字だよ、だけれども、何で赤字になるかといえばアメリカが中国に投資しているからじゃないか、その投資している中国企業なり合併企業からアメリカに輸出しているんだから、貿易上は赤字になっても、その輸出元、アメリカの投資先、合併先、そこがもうければもうけるほど配当としてアメリカに還流してくるじゃないの。だから、物の流れからすると中国からアメリカへだけれども、金も同時にアメリカに入ってくるじゃないの、こう思っていたわけです。

ちよつと、資料を見ていただきたいと思うんですね。これは日本の経常収支です。一番最初にある資料の一分、これは日本の経常収支です。私が今言った、自分の無知をさらすと言ったのは、日本の産業構造と同じようなものだろうと想像していたことによります。

これを見ておわかりいただけるように、緑は第一次所得収支、つまり、投資先からの配当収入及び金融投資から起こる金利収入が第一次所得収支のほとんどですけれども、日本は、最近石油価格が高くなるか低いかによって、貿易部分について

では赤字になったり黒字になったり、ある意味ではゼロを基本にプラスになったりマイナスになったりする。けれども、今言った所得収支については、第一次所得収支については、一貫して大きく、かつふえている。最近も二十兆円前後の収入がある。収入といいますが、所得がある。

これは、日本が今目指している名目GDP成長率というのが三%ですから、五百数十兆円の三%といったら十六、七兆になるわけですが、それを大きく上回る所得が今言った配当、金利収入であるということです。

ですから、先ほど言いましたように、日本の場合は、仮に貿易が赤字になっても、その赤字先というのは親子関係であったりして、結局、投資からの配当収入として戻ってくる、又は連結対象としてドルベースで認識すれば大きな利益になる、このように思っていました。

ところが、次のページ、資料二をごらんください。これは、米国の経常収支の内訳をあらわした図です。同じように、緑色は第一次所得収支です。オレンジ色がサービス収支、そしてブルーが貿易収支になっています。

先ほど茂木大臣がおっしゃったように、アメリカの場合は知的財産というのが非常に大きい。このサービス収支の内訳、細かく見てみませんけれども、これには大きく、今言った知的財産、特許等の収入が入っていると思います。

けれども、第一次所得収支というのを見てください。下の方に実数字も入れています。二〇一七年で見たとき、二千七百七十億ドル、ざっと二十三兆円、これは日本の第一次所得収支と大して変わりがありません。今アメリカのGDPは日本の四倍ありますので、それから考えると、異様に小さいということがわかります。その分、貿易収支というのは本当に大きなマイナスイメージになる。

先ほど、米中の貿易摩擦で私が勘違いしていたということの事例として、伸び行くアップル、

アップルのスマホ、その部品をどこから調達しているか。いろいろなところから調達していますけれども、最も大きい工場、事業所の一つは台湾の鴻海が成都で運営している工場、そこからの米国への輸出、五兆円ほどあります。これは投資じゃないですよ、鴻海がやっていますから。完全なOEMかどうかわかりませんが、そういう意味では、純粹に委託生産なんです。ですから、鴻海が幾ら輸出してもうけたとしても、そこからの配当収入はアメリカには入ってこない。まあ、だからといって、貿易赤字を減らすというトランプさんのやり方、今のようない貿易摩擦に発展するようなことがいいとは思いませんけれども、繰り返しますが、私自身の無知蒙昧も含めて、こういうアメリカを再度TPP12に引き込んでいく際には、アメリカの産業構造、こういう経常収支の状態をよく把握した上で、それでもトランプさんが、又はアメリカの事務方が、いや、日本の言うとおりでと言うような説明をしなければ、表面的な説得ではとても復帰するインセンティブにはならないだろうというふうには思っています。

そういう意味で、政府としても、外務省の北米二課、また内閣府の方で相当な分析、勉強はしているとは思いますが、この辺の米国の産業構造というものをよくよく勉強して、説明しているつもりはないかと思っています。

この件について、茂木大臣、どう思われますか。

○茂木国務大臣 確かに、現在の多国間のさまざまな取引関係を見るときには、単に貿易だけではなくて、所得収支も含めた経常収支がどうなっているか、こういったことも念頭に入れながら分析をしていく、御指摘のとおりだと思っております。

恐らく、一九八〇年代、日米間でさまざまな貿易摩擦があった当時は、日本もある意味、日本で製造して、それをアメリカに輸出をする、こういう構造で、部品なんかにしてもかなり日本で作るという構造から、今は圧倒的に日本も現地

生産、こういったものがふえてきておりまして、日本の企業は今アメリカでさまざまな投資をしておりませんが、こういった日系企業によりますアメリカでの雇用、これが八十六万、こういう数字になっているわけでありまして。

さらには、その日系企業がアメリカでも販売をいたしますけれども、それが同時にまた第三国に輸出をする。この額というのが、実は、日米の貿易赤字よりも大きい額を日本の企業がアメリカからもう一つの国に輸出をするという形もとっているわけでありまして、多面的にこういった問題を見ていかなければいけないと思っております。

トランプ大統領、メーク・アメリカ・グレート・アゲインという形でありまして、恐らくこれは、アメリカの雇用であつたりとか所得、こういったものを再びふやしていく。こういう観点から、日米間ではどんな協力ができるんだろうか、こういう建設的な議論を進めていきたいと思っております。

○吉良委員 ありがとうございます。

これから、きょうのある意味では一番重要なポイントになってくるんですけども、どういうことかといいますと、米國を復帰させるために、日本がやはり、TPP11をまとめたように、中心になつてリーダーシップを発揮しなければいけないというふうに思っています。

その際に、あれだけ皆さん苦しい思いをして、まずはTPP12をまとめて上げていた。その後、アメリカが離脱することになった。で、もう一回、アメリカを復帰させる。この際、再交渉になるような、十二カ国といいますが、もう合意した十一カ国がまた大幅な再交渉を余儀なくされるような事態は避けなければいけない。でないと、TPP12の再合意というのは成らないと思っております。

そういう中で、じゃ、どうやったらアメリカをもう一回引き込むことができるのか。私は、日本がキーだと思っているんです。

そういう意味で、日米FTAはやらない、そして、十一カ国全体にわたる再交渉の余地というも

のを極めて小さくしながらやっていくためには、日本が何らかの形で、アメリカを引き入れるための、また、それを十一カ国が支援するような道を日本が提示しなければいけないのかなと思つていふんです。そして、それは日本の国益にかなうやり方でなければならぬと思つています。

書いてある、TPPにおいて、農産物関税の撤廃、完全自由化、一番極端なことを書いています。一方で、米、麦、大豆、肉、酪農などの主要産品に対して、農家に対して直接支払いを行うという形で、三者、三方とは何かといいますと、消費者であり、農業従事者、まあ農業であり、そして輸出産業を中心とする産業。

TPPの賛成論と反対論、これはいろいろな見方がありますけれども、ざっくり言つてしまつと、TPPの賛成派は、大概が全体最適を求める派です。そして、反対する人たちは、多くの人が部分最適。これは、どっちがいい、どっちが悪いと言つていけるのではないで、農業のことが傷む、こういう産業のことが傷む可能性がある、だからだめだという部分、それから、傷むところはあるかもしれないけれども、それは何とか手当てをしていきながら、日本全体の国益が増進できるのであれば思い切つて一歩踏み出そうという全体最適を主張する、この議論だと思つてい

後で説明、重複しますが、消費者にとつては、もつといいのは、私の思いでは、さっき言つた、何らかの形で生産コストと市場価格のこの差を、WTO上の違反にならない範囲において、直接支払いにおいてその差を埋めるということになれば、仮に外国産のものが市場に千円で出ている、日本で同じものを輸出するとコストが三千円かかっている、けれども、二千円は直接支払いで補助として来るということになると、日本の農家も千円で市場に出せるようになるということですね。そうすると、消費者は、外国産の関税をなくしたおかげで、外国産はもろに安くなります、日本の安心、安全で質のいい、おいしい農産物を安く手に入れることができる、買うことができるようになる。

私は、全体最適に立つ立場です。その際に、ここにいる全員の委員の皆さんもそうだと思いますし、賛成論である私もそうだと思います。この日本の中で、誰一人として、農業がどうなつてもいいとか、農業従事者の生活がどうなつてもいいと思ふ人は誰一人いない。誰もが日本の農業を守りたい、農業に携わる人を守りたいと思つてい

日本の場合には、有名ブランドをつくっているような農家は、仮に市場価格の平均が千円であつたとしても、自分は少々高くても買つてもらえる、品質にそれだけの自信があるということであれば、二千円の出せるわけですね。そうすると、二千円の補助をもらい、かつ、マーケットとの差の千円も、プラスアルファが大きくなります。

そういう中であつて、やはり国益を増進しなければいけない。まずは、このことを断つた上で話をさせてもらいたいと思つています。

右下の産業については、当然ながら、相手国の工業製品、化学製品等の関税が下がる、なくなりま

資料の三を見ていただきたいと思つています。これは、大岡越前守の三方一両損というのは有名な話ですけれども、私流に三方一両得というのをつけている、命名している考え方です。

極論していただきますけれども、左上の紫のところに

に、法人税を通した税収増を招きます。全てを賄えるかどうかわかりませんが、私は、この産業の利益増、税収増によつて、さっき言つた、農家の生産コストとマーケット価格の差を埋める財源として使つべきだと思つていふに思つてい

これは、さっきの全体最適と部分最適でいいますと、釈迦に説法にはなりますけれども、部分最適の人は、TPPに入ればこれが傷む、この人たちが困るから入つちやならぬということになります。そうすると、今の国益が一〇〇とすれば、一〇〇のままになります。私は、今、るる説明して

いたような考え方で、その一〇〇のふえた一〇〇のうち一〇の税収が四なりあればそこから農業に対する手当てをする、そのことによつて国益が増大し全体最適が追求できる、そして部分最適で傷むかもしれないところをきつと手当てができる、このように考えています。

この考え方に対しての茂木大臣の所見をお伺いいたします。

○茂木国務大臣 委員の方から、わかりやすい形で資料を提示いただきました。

恐らく実際は、先ほど、TPPの経済効果、このGTPAPモデルを使った場合にどうなるか、GDPの押し上げ効果、雇用の効果のお話もさせていただきましたが、こういったものがぐるぐる回りながら最適の解が出てくる。

同時に、例えば消費者の方というのは、単純な消費者として存在するだけではなくて、場合によつては、その方が輸出大企業に勤めていたり、地域の中小企業ですばらしい物づくりをしていたり、また農業をやつていたり、いろいろな形で幾つかの顔を持つということがある、この消費者の方が仮に農業をやつていてさまざまな工業製品を買うこともあるでしょうし、逆に、会社勤めの方が日本のいい農産品を日々の家庭に並べているということもあるんだと思つています。

同時に、例えば消費者の方というのは、単純な消費者として存在するだけではなくて、場合によつては、その方が輸出大企業に勤めていたり、地域の中小企業ですばらしい物づくりをしていたり、また農業をやつていたり、いろいろな形で幾つかの顔を持つということがある、この消費者の方が仮に農業をやつていてさまざまな工業製品を買うこともあるでしょうし、逆に、会社勤めの方が日本のいい農産品を日々の家庭に並べているということもあるんだと思つています。

同時に、例えば消費者の方というのは、単純な消費者として存在するだけではなくて、場合によつては、その方が輸出大企業に勤めていたり、地域の中小企業ですばらしい物づくりをしていたり、また農業をやつていたり、いろいろな形で幾つかの顔を持つということがある、この消費者の方が仮に農業をやつていてさまざまな工業製品を買うこともあるでしょうし、逆に、会社勤めの方が日本のいい農産品を日々の家庭に並べているということもあるんだと思つています。

こういうサイクルの中に、さらに、成長センターであるアジアというマーケットが視野に入ってくるということで、よりダイナミックにこういったものが回せるような形にはなってくると思っております。

そして、委員の方から、アメリカが復帰することの重要性であったりとか、また、消費者の利益は何か、こういうことについても前向きな御提言をいただいたところであります。我々も、アメリカには復帰をしてほしい、こういう考えを持っておりませんが、その一方で、十一カ国、このTPP11をまとめるに当たって、TPPのハイススタンダードを維持しながらバランスのとれたものにしていく、各国の利害、ぎりぎりの調整をしましてつくったガラス細工のような協定でありますから、なかなか、一部のみを取り出して再交渉をする、見直しをする、このことは難しいという側面もあるとは考えております。

○吉良委員 ありがとうございます。

ですから、最後の部分については、何というか、ほかの国がまた国内調整を含めて高いハードルを課すようなことがあってはならない。だから、ほかの国から見れば、ハードルがかえって低くなったというやり方をしなければいけない。

そういう中であって、日本が随より始めようではないですけれども、さっき言った、最後は、農家も守り農業も守りつつ、日本がもう少し開放することによってまとめられないかなという考え方を持っているということとを披露させてもらいました。

もう一点だけ。

今、消費者についての言及があったということも言ってもらいましたけれども、日本の農業を考える際に、例えばお米を食べなくなったとか、人口減、それから若い食欲旺盛な人たちが減ってきているというようなこともあって、やはり農産物に対する需要をどう維持していくかというの也非常に大事だと思っているんですね。

そういう意味で、農産物が高いよりは、いいも

のが、繰り返しますけれども、安心、安全で、安くて、よくて、おいしいものが安く消費者の手に入るということは、需要を維持したりふやしていくことになると思いますので、それは、めぐりめぐって農業全体の発展に寄与することだとも思っていますので、私は結構いい考え方なのではないかなというふうに思っています。

ただ、こういう、農産物の関税を低くしようとか、また、なくそうとかいうような考え方を披露すると、必ず出てくるのが食料安全保障の問題です。全部海外に頼って日本の食料安全保障というのを守れるのか、こういう議論が必ず出てきます。

そこで、残された時間については、食料安全保障についての現状の確認、また、私の持論も披露させていただきたいと思っております。

まず、大臣、世界で一番農産物の輸入が多い国ってどこか御存じですか。ちよつと質問通告で、大臣にするとはしていませんけれども。○茂木国務大臣 ちよつと正確な回答かはわかりませんが、私にとっては中国のような気がいたします。

○吉良委員 ありがとうございます。

確かに今は中国が一番輸入額が大きい。ただ、少し前までは、まだ中国の経済成長がここまでないときは、アメリカが一番大きな輸入国でした。今でも二番目だと思えます。

アメリカといえば、すぐ頭に浮かぶのは、農産物の輸出。資料の四を見ていただきたいと思うんですが、今も回答あったとおり、この資料の四は、農産物輸入額上位十カ国の農産物の輸入額、輸出額、そして純輸入額というものを示した図です。

これを見たときに、結構意外だと思われるのは、さっき言いました米国、それから真ん中あたりにありますオランダ、またフランス、カナダ。今申し上げたような国々は、結構、農業大国というイメージが強い国です。事実、農産物の輸出額は非常に大きいですが、同時に輸入額も非常に大

きな国々だということが言えると思います。

これはどういうことかというところ、これらの先進国は、国民に対して豊かな食生活を保障するということが一番の主眼にあって、農産物について、ある意味では比較優位の原則をとっているということですね。ですから、その国の土地柄からして競争力がない、なじまないと言われるものについては積極的に輸入をし、そして、まさに得意とする農産物については輸出をして、農産物の輸出大国になっている。

そういう意味で、一つ固定観念である農業大国と言われるところは、同時に農産物の輸入大国でもあるということも、まずは、このTPPの議論、また農業はどうなるんだというときに、みんなで認識しておく必要があると思つて、このグラフを提示させてもらっています。

同時に、資料の次のページ、五を見ていただきたいと思えます。よく食料自給率という話が出ますけれども、これは、農水省のホームページより抜粋した穀物自給率の比較表です。

日本の議論の中で、自給率をもっとふやせふやせと言っています。それ自体は間違ったこととは思いません。でも、実際どういう国が自給率が高いのか、見てください。

パキスタン一四％、マラウイも九四％、カンボジア一〇二％、チャド九九％、マリ八五％、ニジェール八四％。今申し上げた国々は、大変失礼なので、ちよつと国全体としては言葉を選ばなきゃいけないんですけれども、パーキャピタのGDP等を見ては決して豊かな国とは言えない、食生活も十分ではないだろうと思われている国が、食料自給率が高いのか穀物自給率が極めて高い。

茂木大臣、このことは御存じだったでしょうか。

○茂木国務大臣 恐らく、穀物の中でも、こういった国々を見ますと、比較的麦をつくる国というは多くて、麦は同じ穀物の中でも比較的、それほど土壌によらずに連作がきいたり、こういった効果というのは一つあるのかなと思っております。

す。あとは、人口に対する国土面積の広さというのも、やはり、日本であったり韓国、オランダ、こういった国が自給率が低いところから見とれるんじゃないかなと思っております。

○吉良委員 何が言いたいかというと、その資料五の、今言った穀物自給率の表の下に、カロリーベースの総合食料自給率計算式というのがあります。左の方で、一人一日当たりの供給カロリーを分母として、分子を一人一日当たり国産供給カロリーとしております。これは農水省の定義であります。これをブレイクダウンすると、右側のようになると思います。

この右側のブレイクダウンを見たときに、仮に、括弧の中、輸出も輸入もゼロだったとしますと、結局、国産供給カロリー割る人口分の国産供給カロリー割る人口というふうになって、一〇〇％になります。

どういうことかというところ、その上の国々でもわかるように、海外から農産物を買う経済力のないところは、結局、この輸入がゼロになって、もちろん輸出余力もありませんから、高くなる。海外から、さっき言った比較優位の中で、自分が苦手な農産物を買う、その経済力があるところは、アメリカ、フランスのように、まさに農業大国であれば、輸入も多くなるけれども、それでもプラスマイナス、輸出が多くなる。日本の場合は、圧倒的に輸入が多くなるということとをあらわしているということですね。

ですから、穀物自給率だったり、食料自給率を考えるときは、こういった要素もあるんだということも頭にに入れておく必要があると思えます。

次に、資料六を見ていただきたいんですが、これも、この資料六は、外務省が、一番下の出典のところに書いてありますけれども、「我が国の「食料安全保障」への新たな視座」ということで、外務省の経済局の安全保障課が有識者に提言をお願いして出した、その中に入っている、食料安全保障への新たな視座、平時、有事の分類と対応というこ

とで、平時における食料安全保障に対してどういうことが必要なかということを書いている。そして、いざ何かあった有事における食料安全保障の観点から、どういう対応をしなければならないかということを書いています。

これは、同じ趣旨のものが農水省のホームページにも出ています。私はちよつと見比べたんですが、けれども、正直言つて、こちらの方がより詳細に書かれておりましたので、こちらの方を出させてもらった次第です。

食料安全保障の議論をするとき、何となく、輸入途絶になったり、海外で一朝有事があったら、もうパニックになって、日本国内で国民に対して食料供給ができなくなるのではないかという漠然とした不安が国民にあると思っています。

これに、ある意味、私自身が大学時代にやっていましたロッククライミングと似たところがあつて、ロッククライミングつて、知らない人から見ると、あんな垂直の壁を、よくあんな危なっかしいところを登るなというふうに思いますよね。ところが、実は、結構物すごい安全装置をつけて、それを実行しながら登っていくんですね。

こんな、委員会で恐縮ですけども、ほんの少し脱線させてもらって、どういうメカニズムかといいますが、よく金づちみたいなのので打つじゃないですか、くぎみたいな。あれはハーケンというんですけれども、あれを岩と岩の割れ目にかあんと打ちつけて、そこにひもを通して、そこに今度、カラビナといって、よくリュックについているような、こう動くものがあつて、そこにひもを通して、自分がロープを巻き付けていますから、例えば数メートル登ると打ちつけて、そして今言ったものをかけて、そこに、自分と下の人で結ばれている、ザイルといえますけれども、それがかかるんです。

ここで一回ザイルをかけますと、そこから例えば二メートル先に登ったとします。その間、ハルケンを打ちつけることなく、ザイルを通さなかつたとします。そこで滑落しましたとなりますと、

下の人は注意深く、上の人間がちゃんと登っているか見ていますから、滑落したと思った瞬間、ロープが伸びないようにするんです。その仕組みは、もうここでは。

そうすると、二メートル登った分の倍だけ落ちる、ここでロープが固定されていますから。二メートル登って、二メートル、その分落ちる。四メートル落ちるだけなんです。

ですから、下の人が二十メートル下にいるときに登っていくと、これは大変なことになるなと思えますけれども、実際はそういうメカニズムで安全を確保しながら登るんですね。

実は、食料安全保障というのも、私に言わせるとそういうもので、精緻に分析をしないと、今言った、何か一朝有事があったら全てだめになるというようなイメージをどうしても持つてしまうんですけれども、ここにある、また、きょう、委員の皆さんも大臣もなかなか時間がないと思います。

すけれども、平時において何をしておかなきゃいけないんだ、そして平時については、有事に備えるべき事柄は何か、そのシミュレーションとかも含めて、ここにあることをやっておくと、備蓄との組合せにおいて、皆さんが、さっき言ったロツクのクライミング、危なつかしいなと思うほどの実はリスクではないと私自身は思っています。

そういう意味では、外務省の諮問した研究チームが出したこの研究成果というものは、私が読んだときに非常に説得力のあるものでありました。

そういう意味で、私が全体最適と部分最適と冒頭に申し上げましたように、この日本において誰一人、農業がどうなつてもいいとか農家がどうなつてもいいという人はいない。みんなが守りたいたいと思つているけれども、それでも全体最適のために T P P に一歩踏み込み、そして、農業については、急がば回れも含めて、結局は農業の振興につながるんだというアイデアを、タブーなしに一回検討してみる、きちつと分析してみる価値があるんだろうと私は思っています。

そういうことも含めて T P P を更に進めていた

だきたいし、今申し上げたような観点も含めて米
国を再度招き入れてほしいというふうに思ってい
ます。

これについて、最後、茂木大臣からの答弁をお願いします。

○茂木国務大臣　この安全保障、食料にしても、それから外交上、まさにエネルギーの安全保障についても、いかにリスクを軽減させていくか、そして、コンテインジェンシー、緊急の事態にどう備えるかと平時から考えておくか、極めて重要だと考えております。

ロッククライミングも、仕組みについてはわかりましたが、それでも私はやはり怖いな、こんなふうなところでありますが、ＴＰＰについては勇気を持って、これからしっかりと進めていきたいと思っています。

○吉良委員　ありがとうございます。終わります。

○山際委員長 次に、中川正春君。

○中川委員　大分質疑も時間が長くなってきまして、お疲れだろうと思うんですが、それぞれ、大臣、最後まで頑張ってください。よろしくお願いをしたいと思います。

私の立場は、マルチでルールをつくっていくということ、自由貿易ということを原則にしながら、それぞれの状況に応じて体系をつくっていくということ、これは日本にとっても正しい生き方だというふうに思っています。

特に最近、トランプ大統領だけではなく、ヨーロッパでもあるいは中国でもそうですが、それとは違った形の秩序で世界を塗りかえていこうという、そんな勢力も出てきていますが、それだけに、これまで一つ一つ積み上げてきた私たちの世界観といいますか、それは大事にしていきたいというふうに思っています。

その上で、しかし、それが今度は、日本の国益あるいは日本の生きざまということになると、よほど日本の構造というのをしっかり踏まえた上で、特に車と農業政策が、今回、一番最初のTPP

Pの交渉のときからパートナーで取り上げられて、それぞれ日本のいわば社会の特色というか経済構造の特色として挙げられて、そのプロとコンといますか、いい面、いわゆるそこが引き立てられる面と、それで傷つく面、あるいは恐らく秩序が壊されていく面が問題になって、それをどう解決をしながらこの問題を進めていくかというのが課題だったんだと思います。

それから見ていくと、農業政策、あるいはまた凍結された部分が二十二項目、今ありますけれども、こうしたところも含めて、やはり日本の国内政策が私は十分でないというふうに思いますし、このまま中途半端に進めれば、国内の産業構造そのもの、特に農業が、非常に大きな壁にぶち当たるといふよりも、恐らくある意味では消滅してしまふような、そういう分野が出てくる可能性がある。

そこが問題なので、この問題については少し立ちどまつて、国内政策をもつと国民に、一つは説明しなきゃいけないということと、それからもう一つは、一つは、いわばだましじゃないけない。小手先で政策を打つたよ、大綱をつくつたよ、それで十分なんだよというようなデータを出して、それで国民を、何といひますか、目先で誘導するような、そうした政策というのは、これは間違つてゐる、禍根を残す。非常に大きな、次の世代に向かって問題になっていくだろうという、その危機感を持つて議論をしたいというふうに思ひます。

そんな前提に立つて話を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをします。

まず、今回はT P P 11ですが、アメリカが離脱をしたということなんですけれども、アメリカと二国間交渉をするかしないか、あるいはT P P へ向いて、もう一回アメリカを誘い込むのかどうか、現実にはそれができるのかどうか。その見

通しとして、さつきからいろいろな答弁を聞いて
いると、さっぱりわからない。何を言わんとして
いるか、大臣、わからないんですよ。
その方向性を、日本の政府としては、しっか

り腹を据えてこうしていくんだという話をまずやっていたかと思ひます。

○茂木国務大臣 我が国としては、日米両国にとつて、さらにはTPP参加国も含めて、TPPが最善である、こういう立場でありますし、そのことにつきましては、先日の日米首脳会談におきましても安倍総理からトランプ大統領に対して明確に、その旨も説明をしているところであります。

そして、今後、まさに話し合い、協議でありますから、どうなっていくか、進展について全てを見通すことは難しいわけですが、これは日米二国間の貿易・投資だけではなく、公正なルールに基づきます自由で開かれたインド・太平洋地域をつくっていく、そのために日米がどう協力をしていくか。フリー、フェア、そしてレシプロカルですから、まさに日米双方にとって利益になるような解を見出していききたい、こんなふうな考えでいるところであります。

○中川委員 わけがわかりません。

二国間でやるのか、それとも、あくまでもこのTPPへ向いてアメリカを誘い込んでいく、二国間はやらないんだと言ふのか、どっちなんですか。

○茂木国務大臣 この協議は二国間で行います、協議については、その上での経済連携のあり方等々について、アメリカは恐らく二国間のデールというものを志向しているにしても、我が国としては、マルチの枠組み、TPPが最善である、こういう立場で交渉に当たりたいと思っております。

○中川委員 それは、翻訳すると、バイで交渉するということが始めます、しかし、その条件としては、TPPで到達をした部分を超えて日本に不利になるような、あるいは、マルチのメンバーに不利になるようなことは認めていきません、その範疇の中ですっかりおさめますという翻訳でいいですか。

○茂木国務大臣 二段に分けてお話しした方がいい

いと思いますが、まず、日本を除くTPP参加国でいいですと、仮にアメリカがTPPに復帰をするということになりますと、現加盟国の合意が必要になってきますから、それは、不利益になる形の合意というのは考えられないと思っております。

また、日本との関係で申し上げますと、我が国は、米国だけではなく、どのような国とも、国益に反するような合意を行うつもりはございません。

○中川委員 いや、言葉尻を捉えて申しわけないんだけれども、国益に反するような交渉をしないといったら交渉にならないですよ。国益に反するような交渉をしたから農業政策が必要だったんだと思うんですよ。これからのそういう形で、我々に不利な条件も出てくれば有利な条件も出てくる、その中でどう折り合うか。さっきの、全体でどう折り合っていくかということだと思ふんですね。

そこにもごまかしがある。国益には不利にならないようなこと、私は言わない方がいいかと思ひます。これから出てくる話の、これは前段部分なんですけれども、もつとそれを具体的に申し上げたいことがあるものですから、あえて申し上げます。

実は、ウイリアム・ハガティ駐日大使が、十五日のコメントで、今USSTRのメンバーが日本に来日をしているということを前提にして、茂木大臣とこのUSSTRの代表との間では、グレートアドバンシズという言葉で、要はその中身に大きな進展があったんだというふうな、あるいはあるんだというふうな、そういう表現をして、大使がコメントを出しているんです。

これがメディアに今流れているんですけれども、この中身というのは何なんですか。

○茂木国務大臣 ハガティ大使のコメントについて詳細は存じ上げておりませんが、当然、これは米国側だけではなくて、日本側も今回のFFRという新たな協議を通じて大きな成果を得たい、レ

シプロカル、相互にとつて利益になるような成果を得たいと思っておりますから、そういった期待を当然ハガティ大使としてもお持ちなのではないかなと思ひます。

○中川委員 私も、連休にちよつとアメリカに行く機会があつて、このUSSTRのメンバーとも話し合いをするきっかけをつくつて、やつたんですけれども、二国間でやりますよ、その条件は、基本的にアメリカの利益、アメリカ第一主義で、原点に返つてやりますよというふうな話でありました。

一般的には、よく言われるんですが、マルチでやる環境とバイでやる環境を比べると、バイでやる環境の方が大国にとつては、ということは自分で大きな市場を持っている、そういう国にとつては非常に有利な形になる。それがいわゆるカードとして、自分の国の市場がカードとして使えるという意味でということだと思ふんですが。

ということ、アメリカにとつては、ある意味、国益ということだけを考えれば、あるいは、今の利益、長期的にグローバルでというふうな人類が繁栄していくかというふうな大きな局面に立つた話じゃなくて、アメリカをいかに救うか、いかに大統領選挙、次の中間選挙を克服していくかということから考えたら、これは非常に、ある意味有意義な選択であつたというふうな共和党系の人たちの話がありました。

それについては、大臣、どう思ひますか。

○茂木国務大臣 共和党系の議員の皆さんの中にもTPPについて賛意を示されている方はかなりいらつしやる、こんなふうな思ひます。

二国間で協議をいたしますけれども、例えばこれは日本とアメリカだけのゼロサムゲームという、グローバルな経済の状態で今ないのは確かだと思ひます。例えば先端技術、この不正な取得の問題であつたり、知的財産の保護、さらには市場歪曲的な措置の問題、こういう問題に対しては、日本やアメリカ、こういった国がリーダーシップをとりながら、二カ国だけでやるという

よりも、マルチの枠組みでやはりそういったものを、ルールをつくっていくということが必要でありまして、そこでは、日本、アメリカの間、ウイン・ウインな関係、レシプロカルな関係、こういうものが築けるのではないかと考えております。

○中川委員 そういう合意が既にできているのであれば、あるいはそういうスタンスに立つて話し合つていくということができているのであれば、それはそれで評価のできることであります。それは茂木大臣の希望的観測なんだと思ふんですね。

証拠に、もう一方的に米国というのは、よく言われる鉄鋼とアルミニウムの輸入制限と関税の引上げをやつて、恐らくこれをデールとして、カードとして使ひながら次のステージへ行こうとしているんだと思ふんです。こんなものは、国際的な基準とかないかというのとは関係なし、アメリカの一方的な議論の中で始まつてくる話だと思ふんです。

こういう類いのものはこれから幾つか出てくると思ふんですが、二国間で、話し合いの出発点で、そのところをはつきりしていかなきゃいけないと思ふんです。こういう条件を出してくる限り話し合いには乗らないというふうなことから出発しないと、さっきの茂木大臣のいうな、グローバルな話にはならないんだというふうな思ひます。それぐらいの覚悟はありだというふうな思ひます。

○茂木国務大臣 基本的なスタンスは先ほど答弁させていただきましたとおりであります。協議でありますから、具体的に協議の項目をどうしていくのか、どういうタイミングで協議を行うのか、これは、まず基本的には事務方で詰めるが、また、それぞれ、私のところにもライトハイザー通商代表のところにも上がつていて、そして今度は閣僚同士の協議、こういったことにつながつていくんだと思ひます。

○中川委員 なかなかびたつとした回答がないの

で、こんなところに埋もれていると私も次には進めないで非常に残念なんです。

ある程度、私ははっきり物を言っていかなければならないと思うんですよ。そんなオブラートに包んだ格好のいい話だけじゃなくて、アメリカ相手のこれはデイルですか、やはりこっちも言うべきことはしっかり事前に表に向かつて言っておくということではないと、これは押し切られる可能性はある、こっちの準備がないままに向こうのペースに引張り込まれる可能性があるという懸念を持ちます。

それで、凍結条項というのが二十二項目あって、その中で、日本にとつて、これは日本は本当はやりたくなかったんだけど、さっきの話で、グローバル基準の中でやらざるを得ない。私もそのとき著作権なんかの話に関してはさしていただいたんですけども。法律はつくったけれども、今、凍結というようにな形になっていますよね。そういう部分というのは、この二十二項目の中に個々にあります。

これはグローバルスタンダードだということが一方であるんですけども、もう一方で、本当にスタンダードなのか、どうなのか。どっちかというと、アメリカンスタンダードというように形で交渉されて進んでいる部分というのもあるんだと思うんですね。

米国との交渉で、この部分はどうかされるつもりですか。このまま、もうしつかりまとまったものとして交渉の対象にもしないで、いや、これはもうこれでいいよ、この二十二項目についてはどう前提なんですか。それとも、これも含めて基本からやるんだ、二国間ではということですか。どちらですか。

○茂木国務大臣 このTPPの凍結二十二項目がありますが、ハイスタンダードを維持する中で各国の利害を調整するというものでは、本当に短期間でよく絞り込めた、二十二項目に絞り込めたと思っておりますが、今後、二十二項目の扱い、これは日米間だけで決められる問題ではもちろんな

いわけでありまして、凍結項目につきましては、第二条「特定の規定の適用の停止」が規定しておりますとおり、凍結を終了させるためには締約国全体の合意が必要でありまして、これは米国の主張のみによって解除されるということではなくて、その扱いについては全ての締約国の判断に委ねられるということになります。

アメリカがTPPに対してどういう関心をどこまで示して、また、凍結項目についてどのような考え方であるか、聞く機会はあるかもしれませんけれども、その場で、ボブ・ライトハイザーと私でイツ・ア・デイルと言つて終わる話ではないと思っております。

○中川委員 日本の国内法も、そうした意味で、これは凍結されているんだというふうなふうに思うんですが、この際、もとに戻したらどうですか。そこからもう一回、話を始めたらどうですか。

（茂木国務大臣）もう一度、ちょっとと呼ぶ。例えば、著作権なんかは五十年から七十年ということになった。法律は、それで前回通した。しかし、これが凍結されているから、そのまま法律も凍結ということではない。法律はもう有効に動いているんですか。

○茂木国務大臣 著作権につきましては七十年というところで考えているわけでありまして、これはハイスタンダードを維持するというものでありますけれども、決められましたことは、そこまでの規定といえますか、そこまでのルールは守るわけでありまして、ある意味、それを超えていることを各国がやるものを妨げる、こういう形にはなっていないわけでありまして。

この著作権の問題につきましても、多くの国で、七十年、こういう動きは起こっているわけでありまして、日・EUの間でも近々そういった形の合意が行われるわけでありまして、著作権をしっかりと保護するというによりまして、日本のコンテンツであつたりとか、また、新しいアーティストを育てる、こういった観点からも重要であります。

さらには、今後、我々としては、この凍結項目、将来的に解除ということをして他の参加国にも話をしていきたいと思つておりまして、そのときに、日本としてはもうこれについては手当てができていないんだと言つた方が、やはり説得力を持つて説明ができるのではないかな、説得力があるのではないかなと思つております。

○中川委員 これまでの議論は違ふんですよ。日本のコンテンツは海外へ輸出をしつかりするだけの体制が整っているかという、そうじゃないんだ。海外から入つてきている。だから、七十年が海外にとつては有効なんですよ。

同時に、日本の国内でも、再販というか、一遍、著作権が切れたものももう一度出版されていくプロセスというのが、日本のいわゆる出版界では非常に大きなウェイトを占めているということの中から、五十年を七十年にしたらどう困りますねというふうな話があるあつた。

そういうことに対して、世界的には七十年になつていんだから、それに合致する、仕方ないねというふうな、そんな議論が延々と続いてきて、ここまでになつていっていること。

それを頭に置いて議論しないと、さっきのような、どこの国の人かわからないような、そういう答弁になつてしまふということだと思つたので、その辺、やはりアメリカとやつていくにしても、もう一回、そうした意味での、日本の国益の原点というのを探りながら、しつかりやつてもらいたいというふうな思ひます。

次に、農産物の関係なんです、これも私、さつき申し上げたように、基本的な政策が本当に必要なんだと思うんですね。

実は、この農産物への影響というのは、あれは何というシステムでしたっけ。（茂木国務大臣）ワイドワークと呼ぶワイドワークじゃなくて、電算システムで結果を出してくるやつ。（茂木国務大臣）GTAAPと呼ぶGTAAP、そのGTAAPでこれだけ影響が出ますよというのが出てきています。これは誰が見ても批判するところなんです

けれども、このGTAAPの前提というのは、国内の政策大綱によつて、生産自体は減することなく、持続することを前提として算出をしてありますということなんです。

これは、私も防災の關係の担当をしたことがあるんですけども、例えば南海トラフであの地震が揺つたときに、日本全国でどれだけの影響が出ますかということをまず想定して、その想定に基づいて、では、どういう政策を具体的にやつていかなきゃいけないか。その一つ一つの政策の積み上げがどこまでその想定を減することができ

か。例えば、あのときの発表では、死者が三十二万三千人、被害の総額というのは二百二十兆円という、とてつもない数字が出ました。私、実は、これを担当して、テレビの前でこのことを発表しました。そうしたら、あつちこつちから非常に大きなクレームが出ました。中川さん、うちの地域ではもう、津波で、そこまで想定されたら、こ

で生活するなということと同じじゃない、五分で三十二メートルの津波が来るといふのは、そんな話はない得ないだろう、何でそんなことをテレビの前で発表するんだということ、非常に大きなクレームを得たことがありました。

しかし、話はそこから始まるんですよ。そこから始まつて、いかに減災をしていくか、いかに被害をゼロに持つていくかという政策が積み上げられて、そこから安心感というのが生まれてくる。そこから、政策に対して、危機感を持つて、ここはやらなきゃいけないんだという当事者自身の意識というのが生まれてくるんですよ。

今の想定はその真逆であつて、生産自体というのはもう政策大綱で大丈夫なんだよ、大丈夫だから心配しなくていいよという話なんです、これ。そんな出し方、あります。だから、政策が小手先になるんだということだと思ふんですね。

私は、この試算といふんです、この想定というのは、農林省はやり直さなきゃいけないと思う。農林省は聞かなきゃいけないんですよ、あなた方

は。だから、そういう意味では、全く今のこの政策の基本というのがつくられていないという思いがするんです。

農林省から来ていただいていますけれども。

○野中大臣政務官 先生から、まず、対策を打つ前の試算を出してから対策を打つべきであるという恐らく御指摘だったというふうに認識をしております。

振り返りますと、平成二十五年に、相手に全てを譲って、そして国内対策を打つ前の試算が三兆円と出て、その数字が本当に走り出して、私も地元で、多くの農家の方が心配されて問合せをしてきたという記憶がございます。

やはり、影響試算というのは、現実的に起こり得る影響を試算するものでありまして、対策なしの試算というのはないものでありまして、私どもとしては、国境措置を獲得した後に定性分析を行って、そして、国内対策を講じたものによって試算する、影響試算を出させていたこと、そして、その結果、九百億から一千五百億と数字を出させていたところでもあります。

○中川委員 納得できません。

現に人口減少があり、あるいは過疎化があり、生産基盤そのものが非常に大きく崩れ始めているじゃないですか。そういうことがあるにもかかわらず、全てこれからも平準化された形で持続が可能ですよ、それは大綱でもってそういうふうにいけますよ。ところが、一つ一つ今始まっている大綱の予算案は何でやっているか。これは皆、補正予算を中心に組み上げているんだと思うんですね、この対策は。

補正予算というのは、例えば、協同組合をつくって、ここに一つの工作物を建てます、それに補助金を出しますよ、営農の基盤整備のためにそれに補助金を出しますよ、こういう類いのやつはいわゆる補正予算ということで、その都度その都度考えていけるわけだけれども、今考えているのは構造的な話なんだと思うんですよ。それぞれの、畜産価格にしても、あるいは穀物価格にしても、

も、ぐっと下がってくる。下がってくる中で、どのように合理化して、生産性を上げて、かつ生産母体の組織を変えて、そして新しい農業を向いて挑戦をしていくというのは、これは一時的な政策に對して補助金を出すのじゃなくて、構造的に変えていく部分だから、そういうふうな仕組みをつくらないと基本的な解決にならない。ところが、その部分は、農協をいじめているだけで、あとは何も無いということじゃないですか。

だから、私たちは以前から、これは構造的に変えていくかと思つたら、EUの中でずっとやられてきたように、あるいは、それぞれのこうした局面に立つた国々が構造的にぐっと底から支えていくようにということで、戸別の所得補償というような制度を、米だけじゃなくてあらゆる農業基盤の基本的な考え方を持つていくじゃないか、それから一つ組み立てられるような絵柄というのを、ゼロから出発したときにどこまでそれを積み上げなきゃいけないのか、どこまで合理化を引張つていかなきゃいけないのかということ、考えようという、そういう構想というのを描いてきたというふうな自負をしています。

それは、政権交代してから、全く頭から否定されて、否定されてというより、一部残っているんですけども、名前を変えて、わざわざ違ったイメージをつくり出そうと無理しているわけですけども、ここに来て、やはりその原点に私は戻るべきだというふうに思います。そうした政策が基本にあつて、このTPPが、日本でも安心して、それじゃいいじゃないかという話になるんだと思うんです。

そこを指摘をさせていただいて、まだまだ不確定なところと、それからリスクが高過ぎる、そして日本の国内政策がとんでもない形で、小手先で移ろうとしているということを指摘させていただいて、時間が来たようでありますので、質疑を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

TPP整備法案について質問をいたします。

本来であれば、二つの常任委員会に置かれた協定と整備法案ですから、しっかりと深めた議論をする上では一体の議論の場も必要なんです。そういうこともなしに、それぞれの委員会ですれずれでやっていくふうにはならないということ、はまず最初に申し上げておきます。また、十本の法案との関係でいっても、対応する役所も五つもあるわけで、関係委員会との連合審査を含めた、複数の大臣を並べたしつかりとした議論を行うのも当たり前のことであつて、こういったことについて、しっかりと審議の場を保証しないという中で議論の進め方というのは極めて重大だということを冒頭申し上げ、徹底審議、慎重審議を行うべきことを申し上げておくものであります。

その上で、四月の日米首脳会談において、トランプ大統領が、アメリカ第一の立場から、一方的な鉄鋼、アルミニウムの輸入制限を行いながら、TPPに戻りたくない、二国間協議がいいと明言をしているも、安倍総理が、日米の新たな経済協議の枠組みをつくることで合意したことは極めて重大であります。

そこで、日米二国間交渉に関連して、まずお尋ねをいたします。

外務省にお聞きしますが、この整備法案の本会議での我が党の笠井亮議員の質問に對して安倍総理は、米側は二国間デールに関心を有している」と承知しておりますと二回答弁をされています。トランプ大統領が二〇一七年一月に大統領に就任した後、米国USTARに對して、一月二十三日付で大統領覚書、TPP交渉及び協定からの米国の離脱を發出しております。そこでは、個別の国と直接一対一、又は二国間、今後の貿易協定を交渉していく考えであると述べています。

トランプ大統領が一対一で取引を行うと書くその政治的意図について、日本政府は具体的にどのような認識を分析しているのか、この点についてお答えください。

○岡本大臣政務官 今委員御指摘いただきましたように、さまざまところで大統領はコメントをいらつしやるので、米側が二国間デールに関心を有していることは十分に承知をしておりますけれども、その手のうちまで私ども分析する立場にはございません。

先ほど来議論になっておりますように、我が国といたしましては、TPPこそが日米両国にとって最善の策だというふうに考えておりますので、この立場を踏まえて今後も議論を推進してまいりたいと考えております。

○塩川委員 トランプ大統領が二国間デールに関心を置いているということでもあります。

覚書でトランプ大統領は、米国がTPP署名国として離脱し、かつ米国が永続的にTPP交渉から離脱することを指示したわけです。

本年のダボス会議において初めてトランプ大統領から米国がTPPに参加する可能性について言及があつたということですが、このアメリカ・トランプ大統領の立場として、日本との一対一取引、デールというその姿勢というのは一貫しているんじゃないですか。

○岡本大臣政務官 トランプ大統領が一対一のデールというところに興味を有していることは、先ほど来、認識しているということを申し上げたとおりでありますけれども、これまでの両国間の議論の中でさまざまな議論をともにしているというふうな合意ができておりまして、先ほど来、茂木大臣もおっしゃってございましたけれども、その会話は二国間であつても、私どもが最も最善と考えておりますのはTPPであることは間違いないと思いますので、その立場を踏まえた議論をこれからも進めてまいりたいと考えております。

○塩川委員 二国間の話も出ました。二〇一七年二月十日の日米首脳会談共同声明は、米国がTPPを離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探索することを誓約した、これには、日米間で二国間

の枠組みに関して議論を行うこと等を含むとあるわけですが。

この二国間の枠組みというのには、麻生副総理とペンス副大統領の経済対話、またライトハイザーUSTR代表と茂木大臣による貿易通商問題の新協議機関、この設置は当然入るものと考えますが、それでよろしいでしょうか。

○岡本大臣政務官 この二国間の枠組みにつきましては、今委員御指摘をいただきましたように、先般の日米首脳会談で茂木大臣並びにライトハイザー通商代表との間で合意をいたしました自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、いわゆるFFRを開始するということが含まれているというふうに思いますし、加えて、これまで議論となっておりました麻生副総理とペンス副大統領の間で行われてきております日米経済対話、もう既に昨年の四月、十月、二回行われておりますけれども、このことも含まれておるといふふうに考えております。

○塩川委員 二国間の枠組みとしているものに、日米経済対話そして今回のFFRも入るといふことです。

安倍総理は、二〇一六年にトランプ氏が大統領に当選するという機会、国会ではTPPの審議を行っていたところでしたけれども、米国抜きのTPPは意味がないとしながら、二〇一七年に日米二国間枠組みを約束し、ペンス副大統領・麻生副総理の経済対話を創設し、二〇一八年でも、ライトハイザー・茂木新協議機関、FFRの創設を行ったということですが。

ことし四月の日米首脳会談でトランプ大統領が、私は二国間交渉を好むと発言をしております。トランプ氏のこのような発言の裏には、安倍総理が大統領就任を踏まえて、いわば日本側からみずから進んで日米間協議の創設を約束してきた、そういう積み上げがあったからじゃありませんか。

○岡本大臣政務官 今御指摘のある、いわゆる麻生副総理とペンス副大統領の日米経済対話におき

まして、また、先般合意されました茂木大臣とライトハイザー通商代表とのFFRに關しまして、二国間の協議ではありますけれども、決して先方が一方的に何かを押しつけるようなことではありません。

麻生・ペンス会談におきましては、三つの大きな目的を共有して、その三つの目的というのは、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、二つ目には経済及び構造政策分野での協力、そして三つ目には分野別協力の三つの柱に議論をするということに合意をしております。

また、先般の茂木大臣とライトハイザー氏のFFRにつきましても、これは決して、事前協議をやるですとかというふうな類のものではありません。FTAの交渉と位置づけられるものでもありません。あくまでも、この場でお互い相互利益になうものを議論していこうということ、私どもは、その中でもTPPが最も双方の利益になうと考えておりますので、そのことを強調してまいりたいと考えております。

○塩川委員 私が尋ねたのは、結局、こういった二国間協議というのは、日本側の提案で行われているというのが経緯じゃないですか。

○茂木国務大臣 四月の日米首脳会談、私も同席をさせていただきました。自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、FFRと呼ばれているものを立ち上げることにしたわけであり、これは、R、レシプロカル、まさに相互に利益になるような協議をしようということに合意をしたものであります。どちらから持ちかけて、どちらかが決まらなかった、こういう形ではないというものであります。

そして、二国間でしますのは協議です、基本的に。二国間の協定をするということではない、このように今考えておられて、先ほど来申し上げておりますように、我々は、日米両国にとってもTPPが最善であると考えておりますし、ほかのTPP参加国についても同じ思いを持っていると考えているわけでありまして。

そういった中で、例えばTPP12のときも、TPP12、このマルチの交渉を進めながら、日米間は並行交渉、こういうのも行ったわけでありまして、グッドデール、いい取引をしたいという米側の思いはあって当然でありまして、その中でどういった交渉をしていくかということに今後なっていくと考えております。

○塩川委員 TPPの議論のときでも、マルチと同時にやはりバイでどんなことが行われていたかということに重大な関心を国民は持っていたわけでありまして。麻生・ペンス経済対話などは総理のみずから提案したということをおっしゃっておられたわけですし、そういった経緯というのを踏まえての動きということが言えるわけですが。

安倍総理はもちろん、米国がTPPに戻ってきてほしいと期待感を寄せている。ただ、トランプ大統領は、かなりよい条件を得る必要があると、多国間交渉よりも二国間交渉の方が好きだと主張して、TPPに入らないとか、ハードルを高くしているわけですが。

結局、このトランプ大統領の一对一の取引、デールの不変の姿勢に総理の方が迎合してつなぎとめているというのが事の経緯じゃないのかというところを指摘せざるを得ません。

ことし四月の十二日に、トランプ大統領がライトハイザーUSTR代表とクドロー国家経済会議委員長に対し、米国が有利な条件でTPP復帰を検討するとのことでしたが、トランプ大統領は、TPPへ復帰しても、あるいはしなくても、日米間の協議、一对一の取引は今後も行われることになるということが言えるだろうと思っております。

茂木大臣にお尋ねしますが、先ほどちょっとダブルのように答弁がありましたけれども、ライトハイザーUSTR代表と茂木大臣による新協議の設置、FFRについて、日米経済対話との関連、またその違いというのはどういうものなのかについて御説明いただけますか。

○茂木国務大臣 FFR、これは、私とボブ・ライトハイザー通商代表の間で行われる、恐らくラ

リー・クドローも絡んでくるとは思うわけでありまして、日米双方の利益となるように、日米間の貿易や投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド・太平洋地域における経済発展を実現する、こういう目的で行われるわけでありまして、ある意味、日米経済対話、これはかなり幅広い分野を扱っております、完全にその一部というわけではあります、その中の特定の分野にフォーカスをして協議を進める、そして、その協議の経過、結果等につきましては、適時これを、麻生副総理、ペンス副大統領のもとで行われている日米経済対話に報告する、こういう全体の枠組みになっております。

○塩川委員 先ほど岡本さんの方の答えにもありましたように、日米経済対話は三つの柱で、貿易・投資や経済構造、また分野別の協議、そういうのに対して、FFRについては、日米間の貿易投資を更に拡大させていくという目的で、今大臣がおっしゃったように、幅広い分野の一部ということではないけれども、特定分野にフォーカスをしているという話でした。

その結果は日米経済対話に報告をするということですが、そうすると、ここで、特定分野にフォーカスするとはいうんですけれども、議題、課題として、それはいつても、関税措置や非関税措置、全分野を視野に入れて相手側の、双方と言ってもいいんでしょうか、その関心事項、つまり、関税措置、非関税措置の全分野を視野に入れた交渉のテーブルということにはなっていくんじゃないですか。

○茂木国務大臣 まさに、FFR、これから協議が始まるわけですから、そのTORにつきましましては、今後、両国側で調整をしていくということになるんですが。

若干、先ほどの私の答弁の中で具体的な分野にフォーカスをする申し上げましたが、先ほど申し上げたように、日米間の貿易・投資、さらに、公正なルールに基づく自由で開かれたインド・太平洋地域をつくっていくためにどうしたらいい

か、こういう脈絡で申し上げましたので、フォーカスの仕方が単純に日米間に限定されたもの、こういうことではないということは御理解ください。

○塩川委員 インド、太平洋という視野はあるよという話ということだと思えますが。

そこで、取り上げるテーマの話をお聞きしたわけ、お答えになっていないんですが、例えば日米二国間で行うようなそういった協議の課題として、この間も議論になっていたような自動車とか、医薬品や医療機器とか、牛肉とか食品添加物とか、金融・証券、知的財産、国民皆保険、こういうものも議論の対象になるといふふうに考えてよろしいんですか。

○茂木国務大臣 具体的な議論の対象はどういう分野になってくるか。まさにこれは、今後、日本もそうでありまして、アメリカ側も、それぞれ関心を持っている項目は何なのか、こういったことを出し合う中で決まっていく、そのように考えておりまして、できるだけ具体的なテーマについて協議をしたい、こんなふうに思っておりますが、まさに今、それが進んでいるプロセス、始まったところだ、このように考えております。

○塩川委員 双方の関心を持っている項目を出し合う、アメリカ側が関心を持っている項目も出してもらうという話で、そういう点では、TPPの日米の懸案交渉で論点になっている項目も紹介したわけですが、一昨年のTPPの国会審議でも、市民団体が懸念をしているという課題というのも、当然のことながら、アメリカ側の関心ということであれば上がってくるという話になるわけですね。

ライトハイザー通商代表は、ことし一月のワシントンの米商工会議所の講演で、日本との経済関係について、いつかはFTAを結びたいと思うと語っていました。こうした流れを見ても、二国間協議というのは、アメリカが狙うFTAに一段と踏み込むということにならざるを得ないんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがですか。

すか。

○茂木国務大臣 その講演の内容を今つまびらかに私も記憶しておりませんが、時点はいずれにしてもことしの一月、まさにFFRが立ち上がる前でありまして、いつかはという問題でありますから、そういった願望をその時点においてはお待ちになったのかもしれないですね。

○塩川委員 これは、ですから、引き続きの関心であることには変わりがないと思えます。

答弁にもありましたように、米国の関心を持っている項目を出し合う、そういう場としてFFRでの議論があるといったときに、米国の要求の具体を見てみたいと思うんですが、トランプ大統領とライトハイザーUSTR代表のもとで、二〇一八年USTR外国貿易障壁報告書がことしの三月末に公表されました。一部ではありますけれども、米国の要求がリアルにわかる資料であります。

外務省にお尋ねしますが、まず、このUSTR外国貿易障壁報告書に対して、これまで日本政府はどのように回答、対応してきたのか。このことについて説明してもらえますか。

○岡本大臣政務官 今御指摘のありました米国の報告書は、米国の一九七四年通商法に基づきまして、毎年行政府から議会に提出されているものでありまして、米国から見ても、貿易相手国に対する関心事項についての報告書でございます。

私ども、相手方の報告書でございますので、その内容につきまして、私どもが一々何か戦略を持って行動を起こすということはいたしておりません。

○塩川委員 一々行動を起こすことではないというお話でしたが、文書で米側に、そういった中身、回答について渡したということもありますよね。

○岡本大臣政務官 二〇一六年に、文書で先方に出したことはございます。

○塩川委員 ですから、そういうふうに回答を返しているということは現にやっているわけですか。

ね。それはもう文書で出しているわけです。

昨年四月に立ち上げた日米経済対話ですけれども、このUSTR外国貿易障壁報告書を踏まえて何らかの議論をしたんだと思うんですけれども、その中身はいかがですか。

○岡本大臣政務官 具体的な中身について、ここで全部つまびらかにすることはできませんけれども、米国の、我が国との貿易におきまして、自動車分野等について興味を有していることがございまして、そのことについての議論等はしているというふうに承知をしております。

○塩川委員 ですから、日米経済対話において、このUSTR外国貿易障壁報告書を踏まえて議論を行っている、今、自動車分野というお話もありました。

昨年の十月においての議論では、それ以外にも、例えば、アイダホ産のポテトチップ用パレイシヨに対する輸入停止措置を解除する、こういうことも話し合われたと承知していますが、それではよろしいですか。

○岡本大臣政務官 議論はいたしました。

○塩川委員 具体的に措置したわけではありませんか。

○岡本大臣政務官 アイダホ産のジャガイモの輸入の解禁はしております。

○塩川委員 ですから、ことしの三月に出したこの二〇一八年のUSTR外国貿易障壁報告書でも、二〇一七年、日本は、アイダホ州産のポテトチップ用パレイシヨに対する十年に及ぶ輸入停止措置を解除した。これは、ですから、日米経済対話の議論を踏まえての措置ということがここにも書き込まれているということです。

ですから、二国間のこういったデールという流れの中での日米経済対話において、このUSTRの外国貿易障壁報告書を踏まえた議論が行われ、また、具体的な解除措置なども行われているという流れというのが出てくるわけです。

そこで、茂木大臣にお聞きしますが、そうすると、今後は、このFFRにおいてUSTR外国貿易障壁報告書に基づく対日要求の議論を行うということにもなりますね。

○茂木国務大臣 米側の関心事項、これは米側において今後示されるんだと思っております。その文書に書いてあることをそのまま要求されるのか、その中でフォーカスを絞っているいろいろな議論をしたいのか、また違ったテーマについて議論をしたいのか、これは米側の立場だ、こんなふうに思っておりますが。

何にしても、いわゆる協定の枠組みをつくるわけではない。さまざまな協議というのはあるわけでありまして、例えば、TPPをまとめるに当たっても、各国との間で、サイドレター、こういったものも交換しております。これは二国間のデールなんです、三国間でやることもありますけれども、こういったデールというのは当然さまざまな交渉の中で出てくるものだと思うんですけれども、それ自身が通商の枠組みをつくるというのとはイコールではないということは御理解ください。

○塩川委員 ただ、協定までいかない過程においても当然デールもあって、具体的な要望に応えるという流れというのが、パレイシヨの話なんかは、そういうことで出てきているわけでありまして。

そういう意味でも、今大臣お答えになったように、こういったUSTRの関心事項を書いた報告書の中身も当然議題に上っていくFFRになるということは、今お話しされたとおりだと受けとめました。

そこで、具体的な、このUSTR外国貿易報告書に基づく要求と、それに対する日本政府の対応についてお尋ねしたいんですが、厚生労働省にお尋ねします。

この報告書、日本関連部分の三番目に牛肉及び牛肉製品が挙げられています。米国の牛にはBSEの危険性があります。TPPの入場料として、二十カ月の月齢を三十カ月齢に緩めるということもかつて行われたわけですが、この報告書におい

て、USTRは、全ての月齢の牛肉及び牛肉製品を受け入れ、市場を完全に開放するよう働きかけていくとしております。

これは、日本政府、厚生労働省としてどのような受けとめていらっしゃるんですか。こういう要求を受け入れるんですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のように、USTRの外国貿易障壁報告書におきまして、米国は引き続き、OIEにおける米国の評価と整合させるべく、日本が全ての月齢の米国の牛肉及び牛肉製品の輸入を認めるよう主張していると承知しているところでございます。

厚労省といたしまして、BSE対策につきましては、国内、国外の双方でBSEが発生するリスクは低下したということで、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般につきまして、食品安全委員会の科学的な評価結果に基づいて、必要なリスク管理措置の見直しを行ってまいりました。

米国を含みますBSE発生国から輸入される牛肉の月齢制限撤廃につきましては、科学的に対応することが必要でございます。昨年四月、食品安全委員会におきまして、現在、月齢条件を三十カ月齢以下としている、米国産に限らず、米国産を含む十三カ国産の牛肉につきまして、新たな知見等を踏まえた、輸入条件の月齢を更に引き上げた場合の科学的な審議を進めることとされたところでございます。

現在、食品安全委員会におきまして、評価に必要な資料を提出した、これも米国に限りませんが、米国を含みます三カ国につきまして審議が行われてございまして、厚生労働省としては、食品安全委員会の科学的なリスク評価結果に基づいて対応していくこととしていらっしゃるところでございます。

○塩川委員 科学的審議というんですけれども、もともと、このTPP交渉の入場料として、二十カ月齢を三十カ月齢に緩めた。あれも、科学的な審議といってやって、まともな、それが妥

当な審議だったのかということがまさに根本から問われていたわけですね。今回も、同じ理屈で同じことを繰り返すのでいいのかというのが問われるわけです。

アメリカは、BSEの検査率は一%未満で、ほとんど検査されていません。屠畜段階でのしっかりと特定危険部位の除去もしっかりと行われていないということもされております。二十四カ月齢のBSE感染牛も出ているという話もあり、食の安全基準を犠牲にしているのかということがやはり大もとから問われている。

食の安全基準は、各国の独自性があつて当然じゃないですか。そういうものを全部横並びにするということ自身に、やり方として、それがルールだというやり方は国民の安全を損なうものだということを言わざるを得ません。

最後に、大臣にお尋ねしますが、米国抜きのTPP11というのは、日本が国際的に約束した市場開放や規制緩和の到達点であります。米国の二国間協議は、この到達点に立つて、より大幅な譲歩を求める米国には、それが新たな出発点となるんじゃないのか。TPP11が規制緩和の到達点、それを土台にして、更に出発点として大幅な譲歩を求める、これが二国間協議にならざるを得ないのではありませんか。

○茂木国務大臣 必ずしも私はそのような認識を持っておりません。

○塩川委員 TPP11は、日本がTPPで国際公約をした関税撤廃と非関税障壁撤廃の到達点であります。TPP11をベースに米国からは譲歩を迫られて、また、TPP11の発効後は、再交渉条項で加盟国からさらなる措置を求められない、そういうことは断言できますか。

○茂木国務大臣 いずれにしても、我が国として、国益に反するような合意を行うつもりはございません。

○塩川委員 それで、過去、さまざまな貿易交渉においてアメリカの要求を丸のみしてきたという経緯というのは、忘れるわけにはいきません。

このTPP、TPP11、そして日米二国間交渉が日本経済と国民生活に大打撃を与えることは必至であります。TPP交渉での、こういった譲歩した到達点をスタートとしてさらなる譲歩を重ねるような、こういったことはきっぱりとやめるということを求め、質問を終わります。

○山際委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の本案に対し、農林水産委員会から連合審査会開会の申入れがありましたので、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参事人から説明又は意見を聴取する必要があることとした場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取扱につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上決定いたしますので、御了承願います。

次回は、明十七日木曜日午前八時理事会、午前八時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

平成三十年六月二十一日印刷

平成三十年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C